海 岸 公 園 復 興 基 本 計 画

平成25年11月

仙　台　市

目　次

1章　計画の前提

1 海岸公園の概況 1-1
2 周辺資源 1-14
3 海岸公園復興基本構想の概要 1-15

2章　計画条件の把握と整理

1 上位関連計画及び関連事業 2-1
2 敷地分析 2-10
3 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定 2-15
4 利用者及び管理者の意向把握 2-20
5 計画上の問題点・課題の整理 2-23

3章　復興基本計画の検討と設定

1 基本計画における方針の検討と設定 3-1
2 ゾーンの検討と設定 3-5
3 津波防災の考え方 3-11
4 導入施設の技術的検討 3-13
5 基本計画図の作成 3-81
6 公園の活性化手法の検討 3-99
7 整備年次計画の概略検討 3-105
8 管理運営計画の概略検討 3-106

1章　計画の前提

1 海岸公園の概況

（1）これまでの経緯

海岸公園は昭和46年に都市計画決定され、今日に至るまで42年が経過する。昭和54年に井土地区を最初に開園し、続いて昭和56年には蒲生地区を供用した。その後、昭和60年3月に仙台市海岸公園基本構想（見直し計画）を策定し、平成2年に荒浜地区、平成12年に藤塚地区を供用した。さらに、井土地区においては、平成13年に新馬術場、平成17年に冒険広場、デイキャンプ場を開園し、荒浜地区においては、平成19年に運動広場、パークゴルフ場を開園している。

平成23年3月の東日本大震災により甚大な被害を受けたことに伴い、平成25年3月に海岸公園復興基本構想を策定した。

表 1-1-1　海岸公園の主な事業概要

年　月　日	事業内容
昭和46年３月30日	都市計画の決定　仙台市告示第 308号
昭和47年２月21日	都市計画事業の認可　宮城県告示第 145号
昭和54年２月1日	都市公園設置の公告　仙台市公告第 35号 井土地区（井土字砂崩）にて馬術場を供用
昭和55年10月28日	都市計画事業の認可　宮城県告示第 1140号
昭和56年10月1日	蒲生地区にて野球場供用
昭和58年3月1日	蒲生地区にて野球場増設・テニスコート供用
昭和60年3月	仙台市海岸公園基本構想（見直し計画）策定
平成2年3月31日	荒浜地区（荒浜字北官林）にて駐車場等供用
平成12年3月31日	藤塚地区にて休養施設等供用
平成13年4月1日	井土地区（井土字開発）にて新馬術場供用
平成17年7月14日	井土地区にて冒険広場及びデイキャンプ場供用
平成19年9月21日	荒浜地区にて運動広場およびパークゴルフ場供用
平成20年9月30日	荒浜地区にてパークゴルフ場増設
平成22年3月31日	荒浜地区にてパークゴルフ場増設
平成22年7月15日	荒浜地区にてセンターハウス供用
平成23年3月11日　東日本大震災発生	
平成25年3月	海岸公園復興基本構想策定

（2）対象範囲

海岸公園の都市計画決定・事業認可区域の面積は約551.2ha であり、その内、市有地は137.81ha である。それ以外は主に、国が所有する国有林、宮城県が所有する河川敷や県有林等となる。

公園整備事業が進められていた施設地区の面積は約37.5ha で、公園全体の約7%となる。次頁に土地所有区分図を示す。

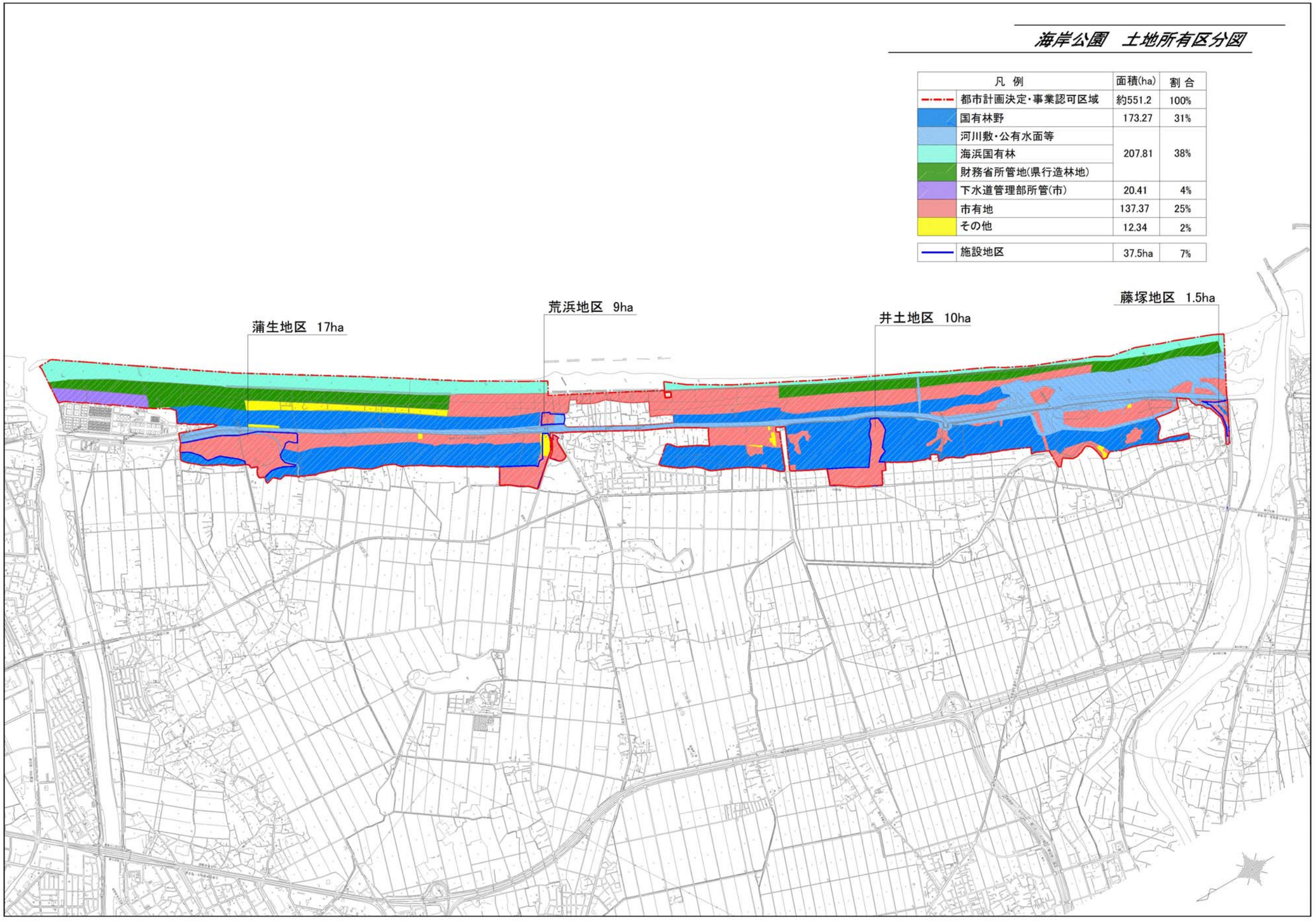

図 1-1-1　土地所有区分図

（3）法的規制条件

①　都市公園（広域公園）

都市公園法に基づく公園であり、種類、種別、内容は以下の通りとなる。

表 1-1-2　都市公園の種類

種類	種別	内容
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに１箇所当たり面積50ha 以上を標準として配置する。

（出典：国土交通省　都市局　公園緑地・景観課　ＨＰ一部抜粋）

②　仙台湾海浜県自然環境保全地域

海岸公園の南側は、自然環境保全条例により県自然環境保全地域に指定されており、海岸公園を含む沿岸部一帯は、仙台湾海浜県自然環境保全地域と位置づけられている。

優れた自然環境を保全するため、行為の規制が設けられており、禁止行為、許可や届出が必要な行為についての項目は次頁の通りとなる。

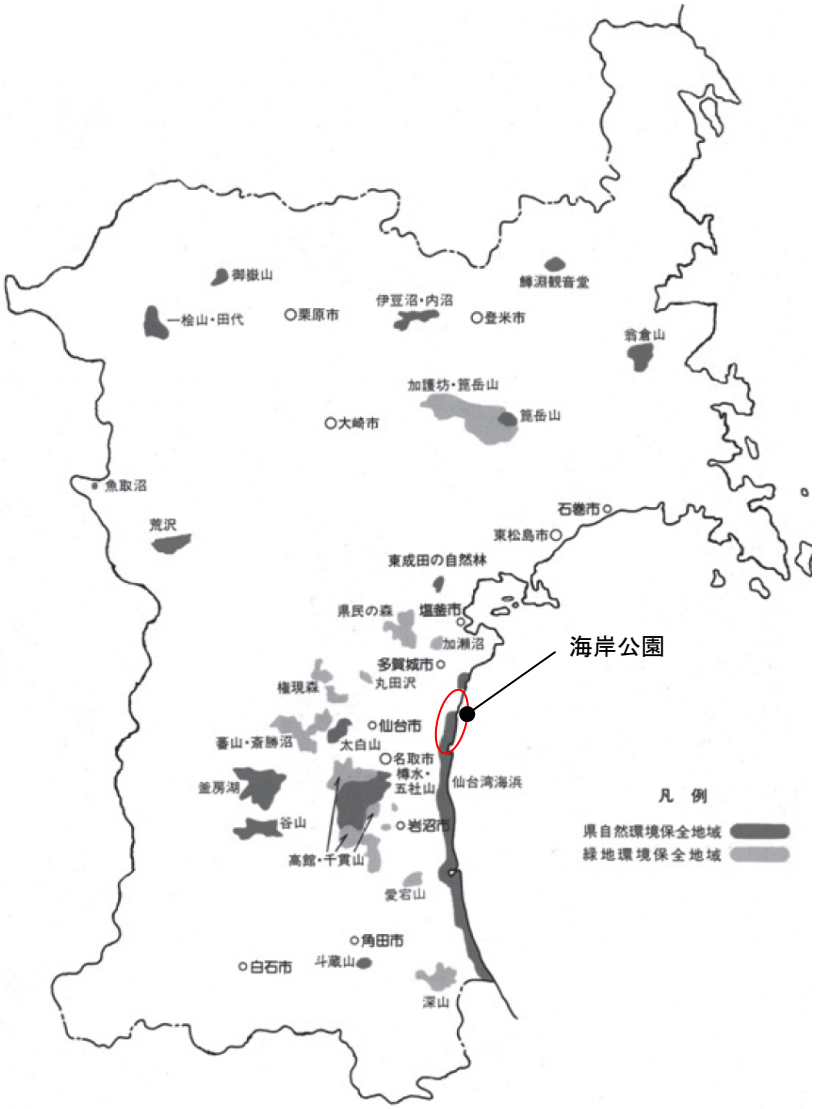

図 1-1-2　仙台湾海浜県自然環境保全地域
（出典：平成 24 年版 宮城県環境白書　宮城県）

表 1-1-3　行為規制内容

県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の規制 （根拠法令：自然環境保全条例）	
禁止されている行為	1　野生動植物保護地区の特定野生動植物の捕獲・採取 （条例第20条第３項） 2　県自然環境保全地域特別地区・野生動植物保護地区・緑地環境保全地域内における標識の汚損・損壊又は知事の承認を得ない移転・除去 （条例第33条第３項）
許可を要する行為	1　特別地区内における次の行為 （条例第18条第１項） （１）建築物その他の工作物の新築・改築・増築 （２）宅地造成，車道開設，土地の開墾，土地の形質変更 （３）鉱物の掘採，土石の採取 （４）水面の埋立・干拓 （５）河川、湖沼等の水位・水量の変更 （６）木竹の伐採（ただし，森林法による許可等を得ているときは許可不要） （７）指定湖沼等へ排水設備を設けて汚水・廃水を排出すること （８）指定区域での車馬・動力船の使用，航空機の着陸 2　野生動植物保護地区内における学術上公益上必要な野生動植物の捕獲・採取 （条例第20条第３項第６号）
届出を要する行為	1　特別地区内における次の場合 （１）非常災害のための応急措置として許可を要する行為をした場合　（条例第18条第５項） （２）特別地区の指定・拡張の際，許可を要する行為に着手している場合　（条例第19条第１項） 2　普通地区内における次の行為　（条例第21条第１項） （１）高さ10m又は床面積合計が200平方メートルを超える工作物の新築・改築・増築 （２）宅地造成，車道開設，土地の開墾，土地の形質変更 （３）鉱物の掘採，土石の採取 （４）水面の埋立・干拓 （５）特別地区内の河川、湖沼等の水位・水量の変更 3　緑地環境保全地域内における次の行為（条例第26条第１項） （１）高さ10m又は床面積合計が200平方メートルを超える工作物の新築・改築・増築 （２）宅地造成，車道開設，土地の開墾，土地の形質変更 （３）鉱物の掘採，土石の採取 （４）水面の埋立・干拓

（出典：宮城県自然保護課 HP）

③　仙台海浜鳥獣保護区

仙台湾沿岸の名取川から北側は、国指定の鳥獣保護区に指定されており、海岸公園もこれに含まれている。特に井土浦周辺は、鳥獣保護地区の中でも特別保護地区に指定されている。蒲生地区付近は、東部地域の田園地域一帯として、特定猟具使用禁止区域（銃）とされている。

表 1-1-4　鳥獣保護区等の概要

鳥獣保護地区						
設定区分	番号	名称	存続期限	所在地	面積 ha	
					保護区	特保
国指定	1	仙台海浜	39.3.31	仙台市・名取市 七ヶ浜町・東松島市	7,596	213

特定猟具使用禁止地区域（銃）				
番号	名称	存続期限	所在地	面積 ha
24	仙台	26.10.31	仙台市	4,300

図 1-1-3　鳥獣保護区等位置図
（出典：平成 24 年度 宮城県鳥獣保護区等位置図　宮城県）

表 1-1-5　鳥獣保護区等の禁止・制限事項

名称	概要	禁止・制限事項
鳥獣保護区	野生鳥獣の保護のため，狩猟を禁止している区域。	狩猟禁止
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣保護区内でも特に野生生物の保護が必要で，狩猟を禁止している区域。また，区域内で工事等をするには許可が必要。	狩猟禁止
特定猟具 使用禁止区域（銃）	銃を用いた狩猟を禁止している区域。	銃の使用禁止

（出典：宮城県自然保護課 HP）

（4）環境条件

①　日本の重要湿地 500

日本の重要湿地 500は、環境省がラムサール条約登録の選定や湿地保全対策の基礎資料を得るため、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、生物多様性保全の観点から重要な湿地を500ヶ所選定している。

仙台湾および仙台海浜（松島湾、蒲生干潟、井土浦潟、広浦、鳥の海など）は、生物の生育・生息環境や面積規模、多様な植物相や個体数等の基準により選定されている。

海岸公園においては、特に井土浦潟は、湿原植生と底生動物の生物群に特異性が見られる。

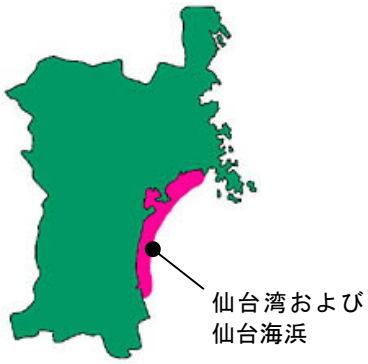

市町村名	湿地タイプ	生物群	生育・生息域	選定理由
石巻市、仙台市、亘理郡亘理町、宮城郡松島町、塩釜市ほか	潟湖干潟のある汽水湖沼、干潟、浅海域、藻場	海藻	仙台湾	コンブ、アラメ場などと混在し、地先の生物多様性が高い、ワカメ生育地。
		湿原植生	仙台海浜潟湖群（松島湾、蒲生干潟、井土浦潟、広浦、鳥の海など）	ハマニンニクーコウボウムギ群落、ハママツナ群落、シオクグ群落、ヨシ群落、シバナ群落など。鳥の海のヨシ群落にアサクサノリ（絶滅危惧種）が生育。
		海草	松島湾	内湾性の強いアマモ場。
		底生動物	松島湾内の干潟群	アサリ、カキなどの生息地。
		ガン・カモ類	蒲生海岸	コクガンの渡来地。
		底生動物	蒲生干潟	ゴカイ、イソシジミ、アシハラガニなどの生息地。フトヘナタリ（北限）、カワザンショウ類（ムシヤドリカワザンショウ）など塩性湿地性の底生生物も豊富。
		底生動物	井土浦潟・名取川河口域	多毛類、カニ類の生息地。
		底生動物	広浦	まとまった干潟とヨシ原があり、ベントスの生息条件を備えている。ウミニナの生息地として重要。
		底生動物	鳥の海	ホソウミニナ、ウミニナ、イソシジミ、ゴカイ、アサリなどの生息地。

重要湿地選定基準（基準 1、3、4）

基準 1	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準 2	希少種、固有種等が生育・生息している場合
基準 3	多様な生物相を有している場合
基準 4	特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合
基準 5	生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合

（出典：日本の重要湿地 500　環境省 HP）

②　気象

気温、降水量、風速について、被災前の2008年から被災後の2012年までの気象庁の数値を用いて比較を行う。

なお、海岸公園は沿岸部に位置するため、観測点が海側にある名取の数値を参考としている。

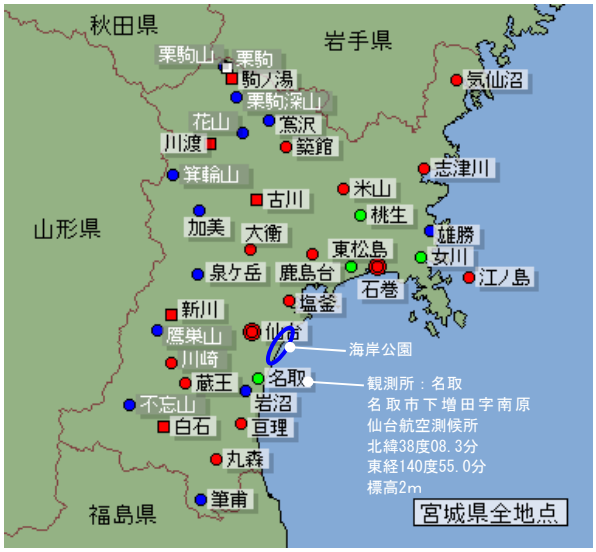

観測地点

＜気温＞

月の平均気温は1℃から24℃程度となる。近年では過去5年の平均気温より冬場は低く、夏から秋にかけて高い傾向が見られる。

月平均気温　2008年～2012年

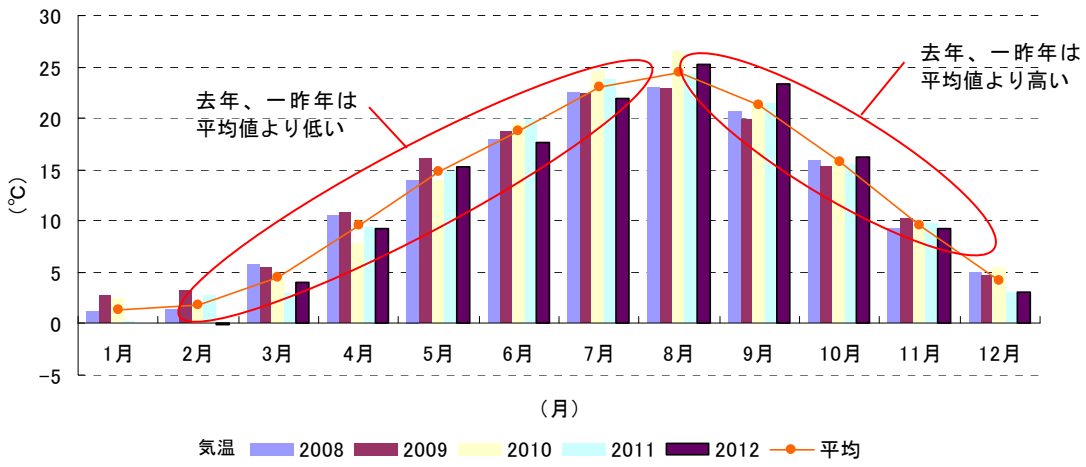

＜降水量＞

過去5年の平均降水量から見ると、9月がもっとも多く170mm 程度となっている。

月合計降水量　2008年～2012年

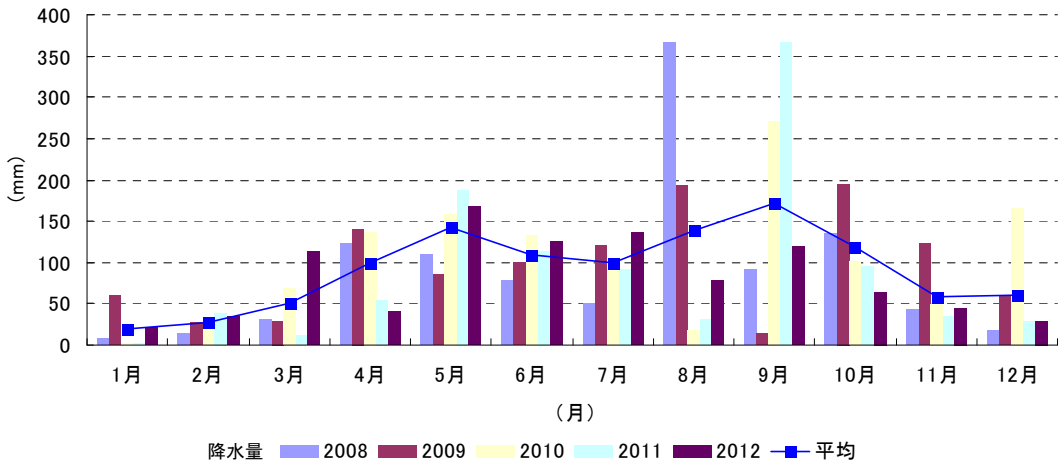

6月から8月を除くと、気温と降水量は比例関係が見られる。

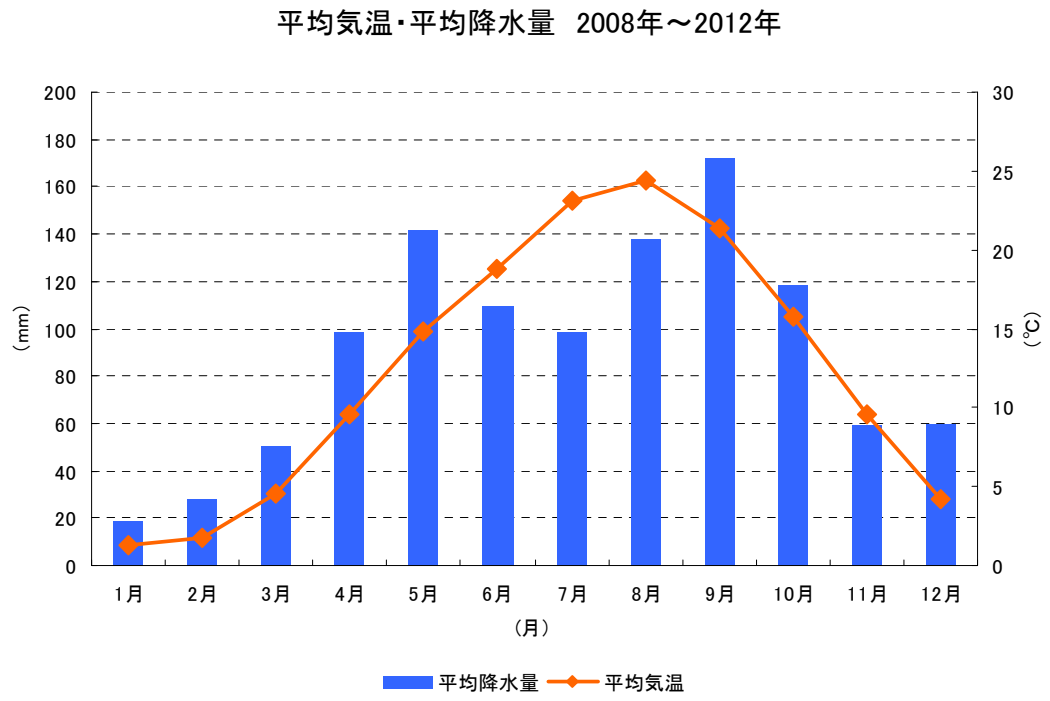

＜風速＞

名取の観測点では過去5年間の最大風速の平均値は3.8m/s、最低風速の平均値は2.4 m/s となり、冬は風速は強く、夏は弱い。被災前より平均風速が高くなっているのは、5月、6月、9月、10月となっている。

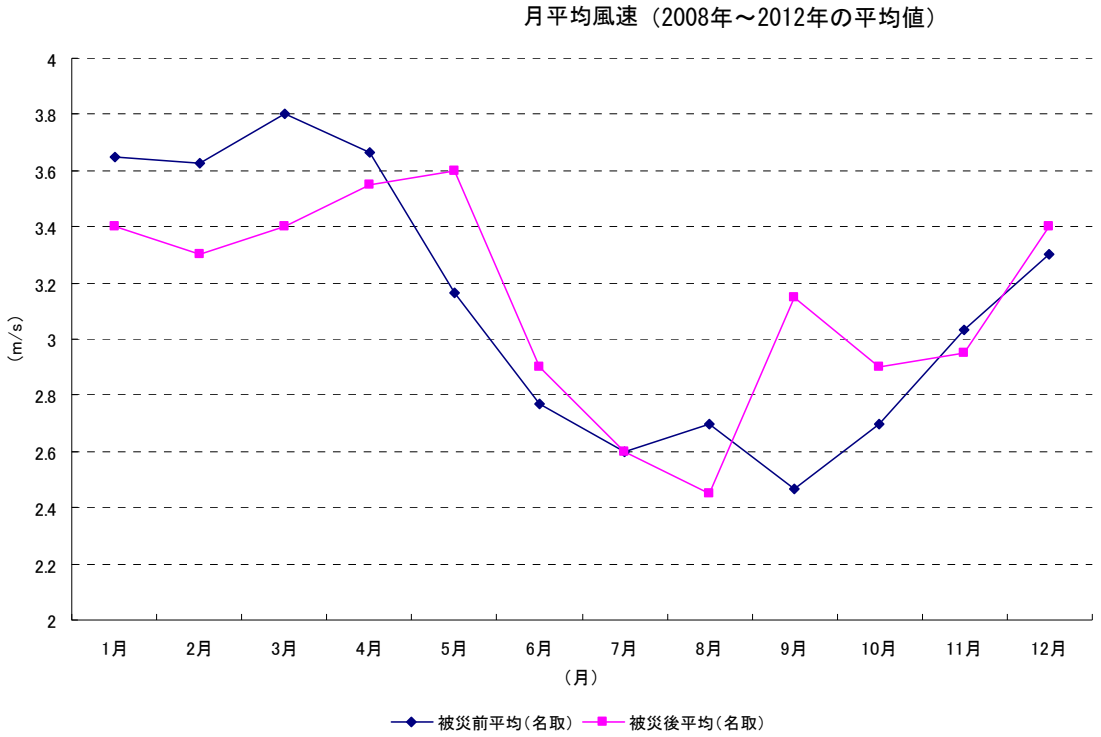

（出典：気象庁ＨＰ）

(5) 被災状況

①　海岸防災林

仙台市沿岸部に位置する海岸公園一帯には、防潮・防砂機能を主体とするクロマツ等が植林されていたが、今回の震災・津波により大きな被害を受けた。

震災前の海岸公園区域の海岸林面積は343.6ha だったが、そのうち307.0ha が被災し、被害率区分75%以上の面積は134ha（40%）に及んだ。

②　公園施設

4地区全ての地区が被災し、井土地区の一部施設を除いて、ほぼ全ての施設が津波により流失した。各地区の主な公園施設は以下の通りである。

表 1-1-6　各地区の主な公園施設

地区	主な施設	被災状況
蒲生地区　17ha	・クラブハウス	全壊
	・野球場（4面）	全壊
	・ソフトボール場（2 面）	全壊
	・テニスコート（10 面）	全壊
	・サイクリングロード	全壊
荒浜地区　9ha	・パークゴルフ場クラブハウス	全壊
	・パークゴルフ場（23ホール）	全壊
	・運動広場（多目的広場）	全壊
	・貞山運河（カヌー、ボート、船着場）	全壊
	・センターハウス	全壊
	・サイクリングロード	全壊
井土地区　10ha	・冒険遊び場（プレーパーク）	一部半壊
	・大型遊具広場	残存
	・デイキャンプ場	全壊
	・管理棟	全壊
	・馬術場	全壊
	・サイクリングロード	全壊
藤塚地区　1.5ha	・サイクリングロード	全壊

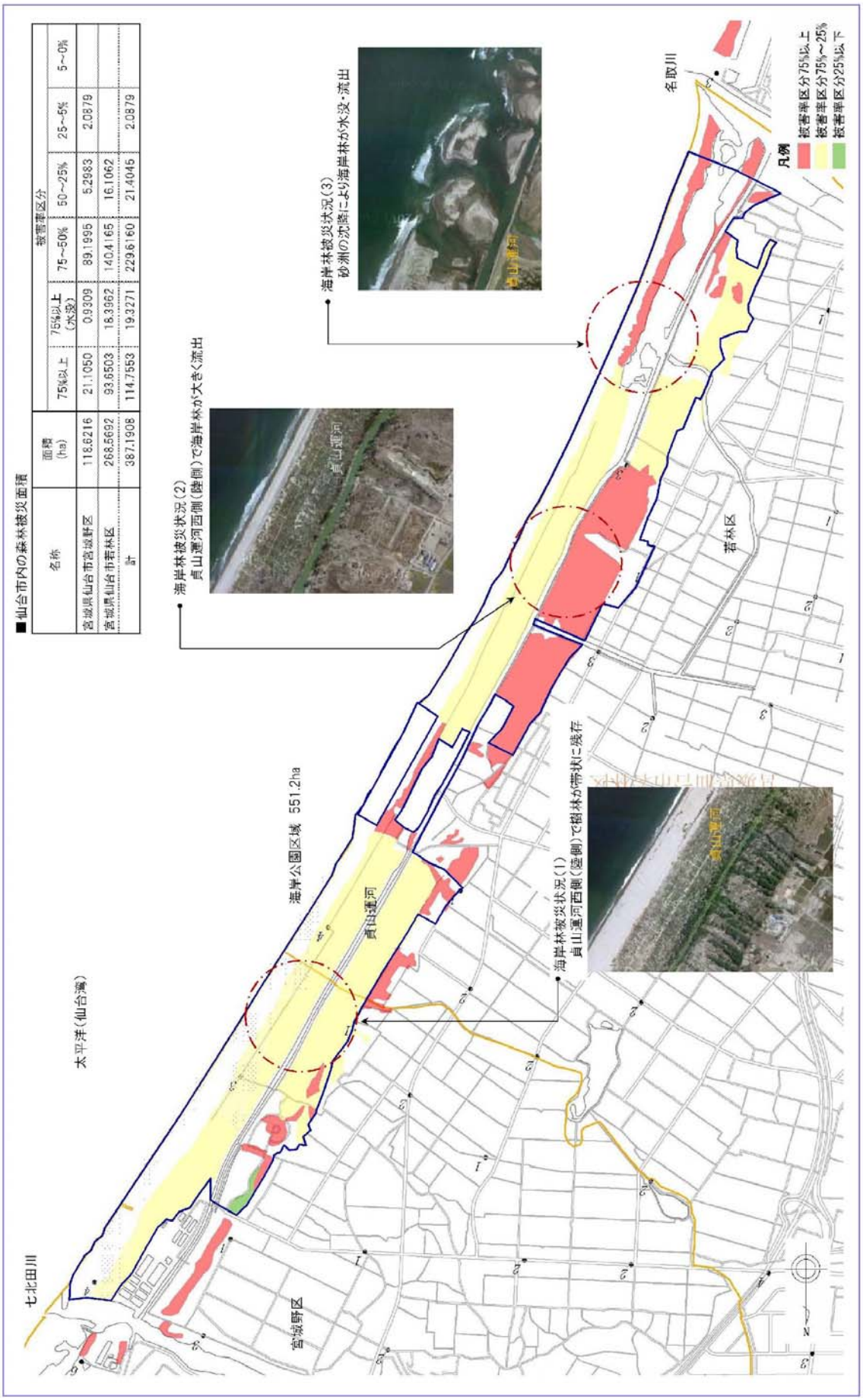

図1-1-4　海岸林の被災状況
（出典：海岸林の再生　平成23年8月　仙台市）

③　建築物

地震と津波により大規模な損壊を受けた建築物について、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）に基づいた東日本大震災被災建物判定シートを用いて調査を行った。

コンクリート構造物は躯体自体には大きな損傷は見られなかったが、沈下や傾きが生じており、内部の設備全般はほぼ全壊であった。鉄骨やプレハブ構造物は壁面の流出や柱の変形が見られ全壊状態であった。

これらの全ての建築物は、環境省所管の災害等廃棄物処理事業国庫補助金を活用し、仙台市環境局が解体した。

表 1-1-7　建築物調査結果一覧とその対応

地区	施設名称		危険度判定結果	建物被害判定結果	対応
蒲生地区	①クラブハウス		—	—	津波により流失
	②便所		—	—	津波により流失
	③便所		2	全壊	撤去
荒浜地区	パークゴルフ場	④クラブハウス	3	全壊	撤去
		⑤屋外便所	2	全壊	撤去
		⑥倉庫	—	—	津波により流失
	センターハウス	⑦センターハウス	3	全壊	撤去
		⑧便所	3	全壊	撤去
井土地区	冒険広場	⑨管理棟	2	全壊	撤去
		⑩倉庫	1	半壊	撤去
		⑪便所	1	大規模半壊	撤去
	馬術場	⑫本厩舎	3	全壊	撤去
		⑬第２厩舎	3	全壊	撤去
		⑭馬洗場	2	全壊	撤去
		⑮管理棟	3	全壊	撤去
		⑯宿泊棟	3	全壊	撤去
		⑰審判棟	3	全壊	撤去
		⑱倉庫棟	3	全壊	撤去

※井土地区のプレーリーダーハウス、トイレは浸水区域外となるため現状維持とする

①クラブハウス

③便所

④パークゴルフ場クラブハウス

⑤パークゴルフ場　屋外便所

⑦センターハウス

⑧センターハウス　便所

⑨冒険広場　管理棟

⑩冒険広場　倉庫

⑪冒険広場　便所

⑫馬術場　本厩舎

⑬馬術場　第2厩舎

⑭馬術場　馬洗場

⑮馬術場　管理棟

⑯馬術場　宿泊棟

⑰馬術場　審判棟

⑱馬術場　倉庫棟

※②便所及び⑥倉庫は流失したため被災写真はない

図 1-1-5　建築物被災写真一覧

2 周辺資源

（1）東部地域の資源

ほぼ全ての施設が被災したが、松林や貞山運河、居久根や田園景観など豊かな自然資源が残存しているおり、地域資源としての活用が期待される。また、荒浜小学校は津波から多くの人命を救ったことで震災遺構としての保存が検討されている。

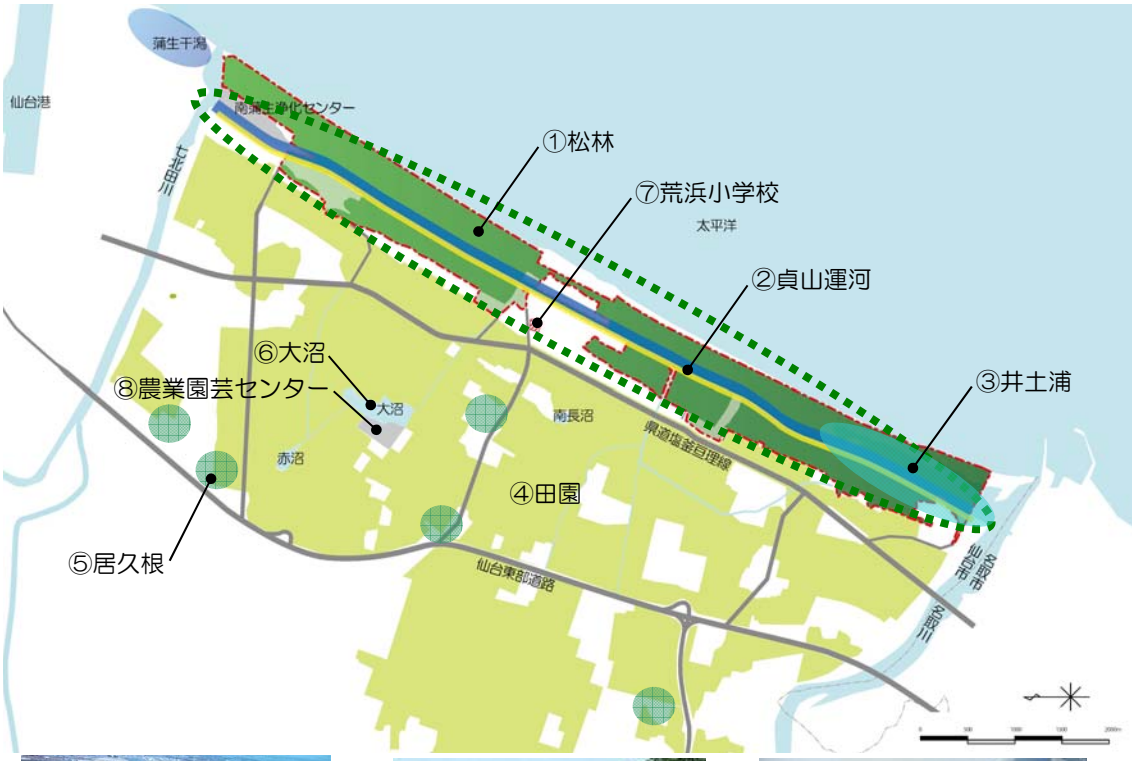

①松林

②貞山運河

③井土浦

④田園

⑤居久根

⑥大沼

⑦荒浜小学校

⑧農業園芸センター

※①～④は被災前、⑤～⑧は被災後の写真

3 海岸公園復興基本構想の概要

（1）復興基本構想策定の背景と目的

海岸公園は平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により大規模な被害を受けたが、本公園の再整備は仙台市復興基本計画における「海辺の交流再生プロジェクト」として、今後の仙台市の復興を進める中でも重要な位置を占めている。

復興基本構想は、本公園の復興が東部地域、さらには仙台市の復興のシンボルとなるべく、力強い再生に向けた基本方針を設定し、整備の方向性とそれに向けた取り組み等を踏まえた、本公園の目指すべき将来像を示すことを目的とした。

【海岸公園の事業概要】
公園種別：広域公園
公園面積：551.2ha
都市計画決定：昭和46年
事業期間：昭和46年度～平成25年度

（2）基本方針設定の流れ

昭和60年に策定された海岸公園基本構想（見直し計画）の基本理念・基本方針を継承し、これまでの海岸公園の利点を活かしながら、課題を解決していく。さらに、上位計画等で示されている震災による位置づけ・機能の見直しによる新たな要素を踏まえて、基本方針を設定した。

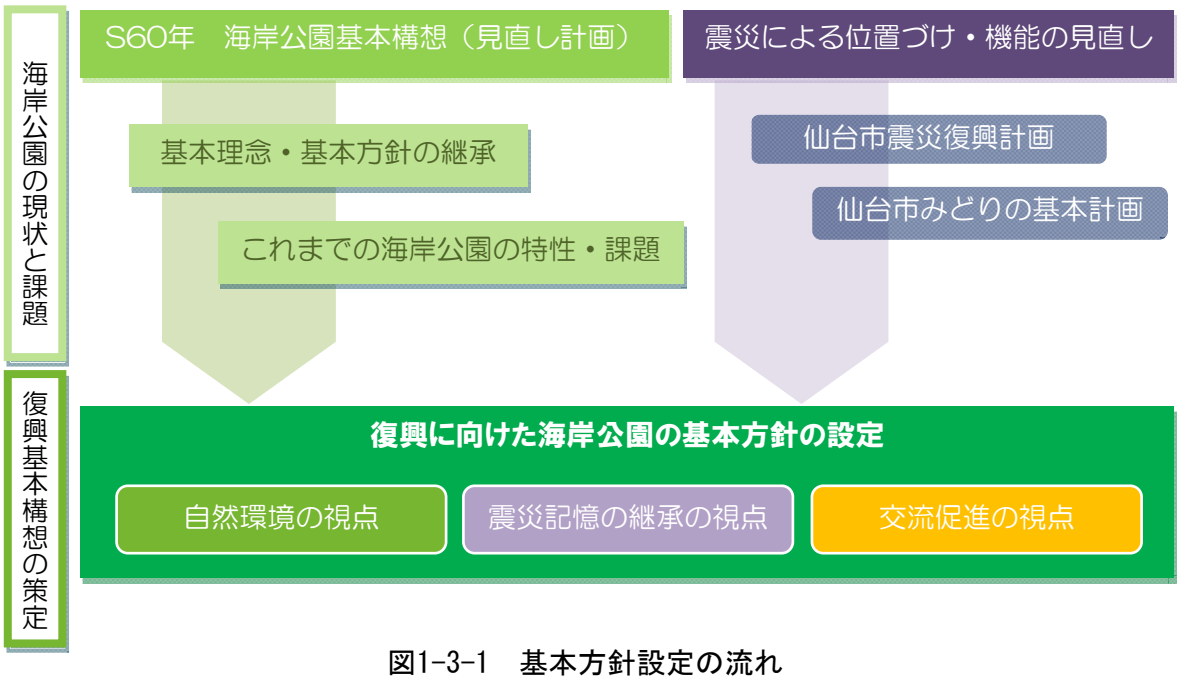

図1-3-1　基本方針設定の流れ

（3）復興基本構想の内容

復興基本構想は以下のとおりである。

【基本理念】

海岸公園は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、海岸部特有の白砂青松の景観や歴史的資産である貞山運河の一部を失ったが、海岸林は津波エネルギーを減衰し、冒険広場の高台では人命を救い、津波被害の軽減の一助ともなった。
海岸公園の再生は、海岸林等の貴重なみどりや自然環境の再生であるとともに、人々が再び集い、賑わい、交流する場の再生でもあり、力強い復興のシンボルとなる。
震災の記憶を後世につなぎ、自然と人のつながりの豊かさを再構築し、新たな歴史を刻んでいくことを基本理念とする。

【構想のテーマ】

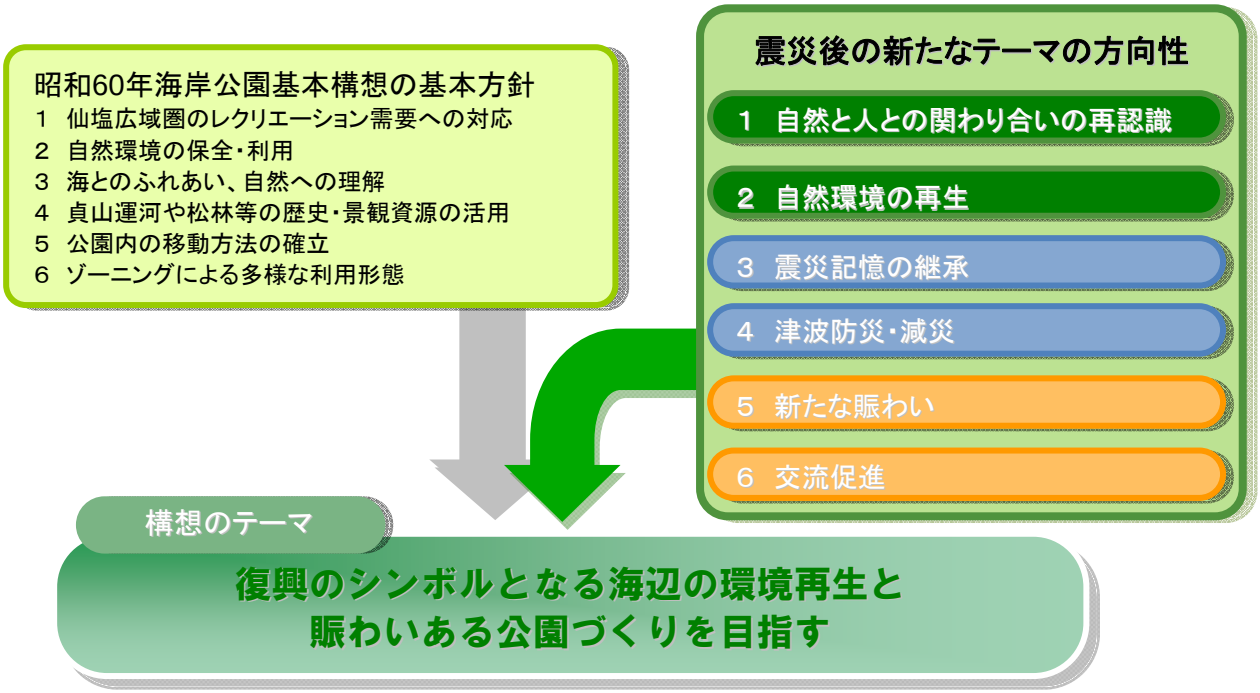

【基本方針】

自然と人とのつながりの再構築

自然環境と海辺の景観を再生し、自然と人とのつながりを再構築する。

- 再び自然と人とのつながりを感じられるみどりの空間として再生する。
- 貴重な資源である沿岸部の海岸林や井土浦等の生態系の再生、貞山運河の再生を目指す。

震災記憶の継承

震災の記憶を継承し、津波防災機能のある公園として再生を目指す。

- 震災の記憶の継承と犠牲者の鎮魂を表象し、後世に伝える場とする。
- 震災の教訓を生かし、津波防災機能のある公園として再生する。

新たな賑わい・交流の創出

沿岸部の賑わいを取り戻し、新たな交流の場として再生を目指す。

- 自然の中で多様なレクリエーションやスポーツ活動により、沿岸部の賑わいを取り戻す。
- 自然豊かで復興のシンボルともなる公園として、地域の新たな魅力をつくり、市内外の交流を創出する。

【基本的な考え方】

- 海岸防災林や貞山運河、海などの自然資源を活用し、自然と人とのつながりが感じられる空間づくりを目指す。
- 自立的にも復旧しつつある植生や生き物の保全を図り、海岸防災林や井土浦等の自然環境の再生を目指す。
- 避難の丘等を整備し、利用者の安全を確保する。
- ４つの施設地区の特徴を明確にし、公園全体の魅力アップにつなげる。

【ゾーニング】

蒲生地区	荒浜地区	井土地区	藤塚地区
【健康づくり】 野球やテニスなどのスポーツを通じて、健康づくりを行う地区	**【水辺のレクリエーション】** 貞山運河や海辺など水辺のレクリエーションを中心に、多様な活動を行う地区	**【体験活動】** プレーパーク活動、乗馬、デイキャンプなどの体験活動を行う地区	**【自然環境学習】** 湿地や干潟などの優れた自然環境の保全、自然環境について学ぶ地区
↓	↓	↓	↓
スポーツゾーン	レクリエーションゾーン	プレイゾーン	ネイチャーゾーン

【展開方策】

自然と人とのつながりの再構築

【 展開メニューの視点 】
- ❐ 自然環境の再生
- ❐ 海辺の景観の再生

＜ 整備に関わること（ハード） ＞

自然環境の再生
- 海浜部特有の砂浜植生、湿性植生、松林の多様な環境質を創出し、多様な生き物の生息空間の再生を目指す

景観の再生
- 歴史的な白砂青松と貞山運河の再生、井土浦の干潟景観の再生を目指す

＜ 運用に関わること（ソフト） ＞

みどりの空間づくり
- 市民参加による植樹など、市民と共に植栽、育成するみどりの活用を図る

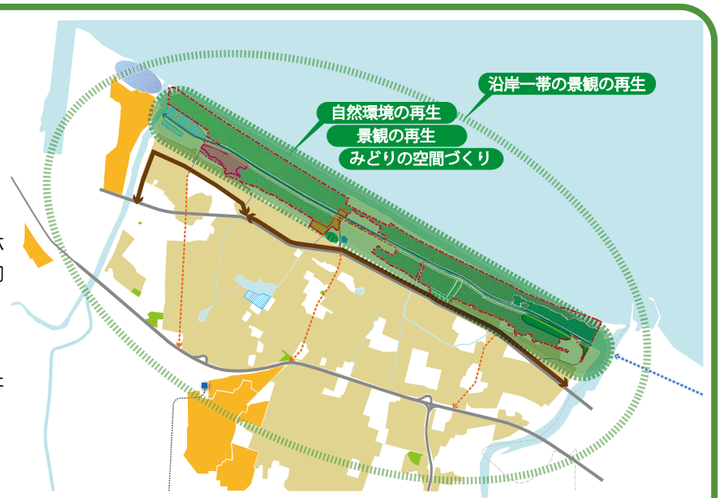

＜ 広域的な連携に関わること ＞

沿岸一帯の景観の再生
- 海ー干潟ー松林ー田園環境の連続した、沿岸一帯の景観の再生を目指す

震災記憶の継承

【 展開メニューの視点 】
- ❐ 震災記憶の継承
- ❐ 津波防災機能

＜ 整備に関わること（ハード） ＞

津波防災機能の確保
- 海岸防災林の津波軽減機能を確保し、堤防や貞山運河、かさ上げ道路と連動した多重防御の一つとして機能を発揮する

安全性の確保
- 津波からの避難対策として、避難の丘や避難経路を整備し、利用者の安全性を確保する

＜ 運用に関わること（ソフト） ＞

震災の記憶の継承
- 冒険広場の高台など、震災の記憶を継承する場として位置づけ、そのあり方やギャラリー等との連携について検討する

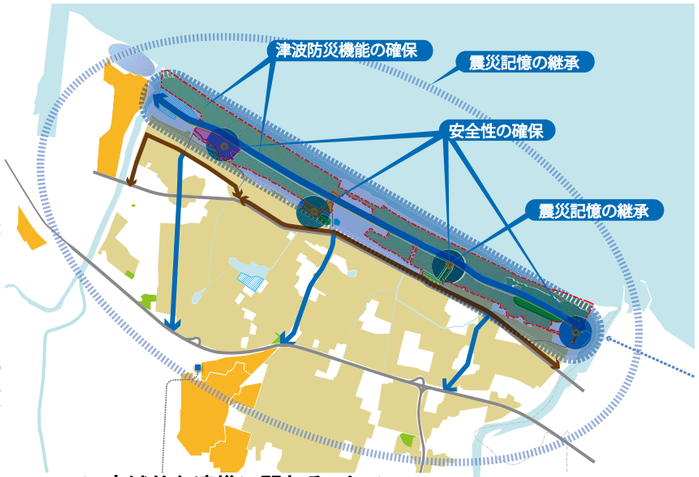

＜ 広域的な連携に関わること ＞

震災記憶の継承
- 震災遺構やアーカイブ施設と連携しながら震災の記憶を継承していく

新たな賑わい・交流の創出

【 展開メニューの視点 】
- ❐ 新たな賑わい
- ❐ 新たな交流の場

＜ 整備に関わること（ハード） ＞

交流促進施設の導入
- 交流拠点施設や新たなレクリエーション、多様なスポーツ施設を導入し、新たな賑わいをつくる

＜ 運用に関わること（ソフト） ＞

貞山運河の活用
- 親水護岸や水上ステーションの設置など水辺レクリエーションの拠点としての活用を図る

サイクリングロードの活用
- 貞山運河沿いにサクラ並木を創出するなど景観づくりとあわせたサイクリングロードの活用を図る

展望の魅力づくり
- 冒険広場の高台は、ビュースポットとして花と一体的に魅力をつる

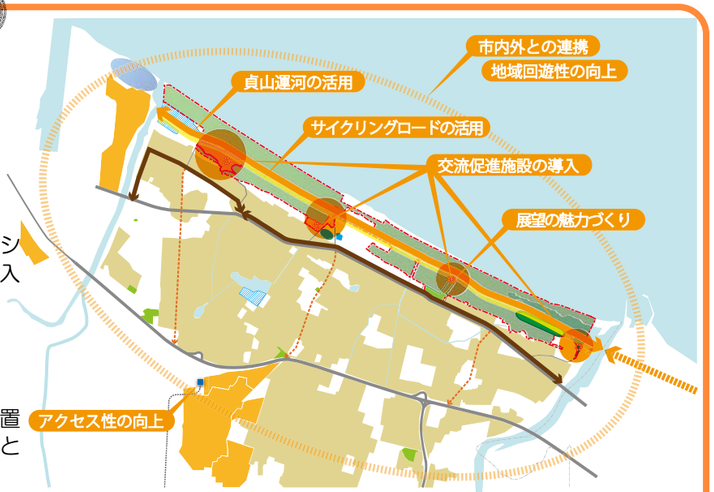

＜ 広域的な連携に関わること ＞

市内外との連携
- 地域資源を活用し、沿岸部の他事業と連携しながら魅力アップを図る

地域回遊性の向上
- レンタサイクルによる回遊性の向上を図る

アクセス性の向上
- シャトルバス等のアクセス手段を検討する

海岸公園　基本構想図

公園全体の基本的な考え方

- 海岸林や貞山運河、海などの自然資源を活用し、自然と人とのつながりが感じられる空間づくりを目指す。
- 自立的にも復旧しつつある植生や生き物の保全を図り、海岸林や井土浦等の自然環境の再生を目指す。
- 4つの地区の特徴を明確にし、公園全体の魅力アップにつなげる。

施設地区の基本的な考え方

- 時代のニーズに即した新たなメニューの導入を検討する。
- スポーツや特定のレクリエーション利用者にとどまらず、気軽に立ち寄れ、楽しめる公園づくりを目指す。
- 避難の丘は高台地形を活かし、震災記憶を表象する場として、また、周囲を望める展望の場として展開する。

広域的な連携

- 広域的なレクリエーションの展開として、既存資源の貞山運河やサイクリングロード、新たに計画されている東北太平洋岸自然歩道の活用を図る。
- 東部地域の農業資源や観光資源を活かした、地域連携による活性化を図る。

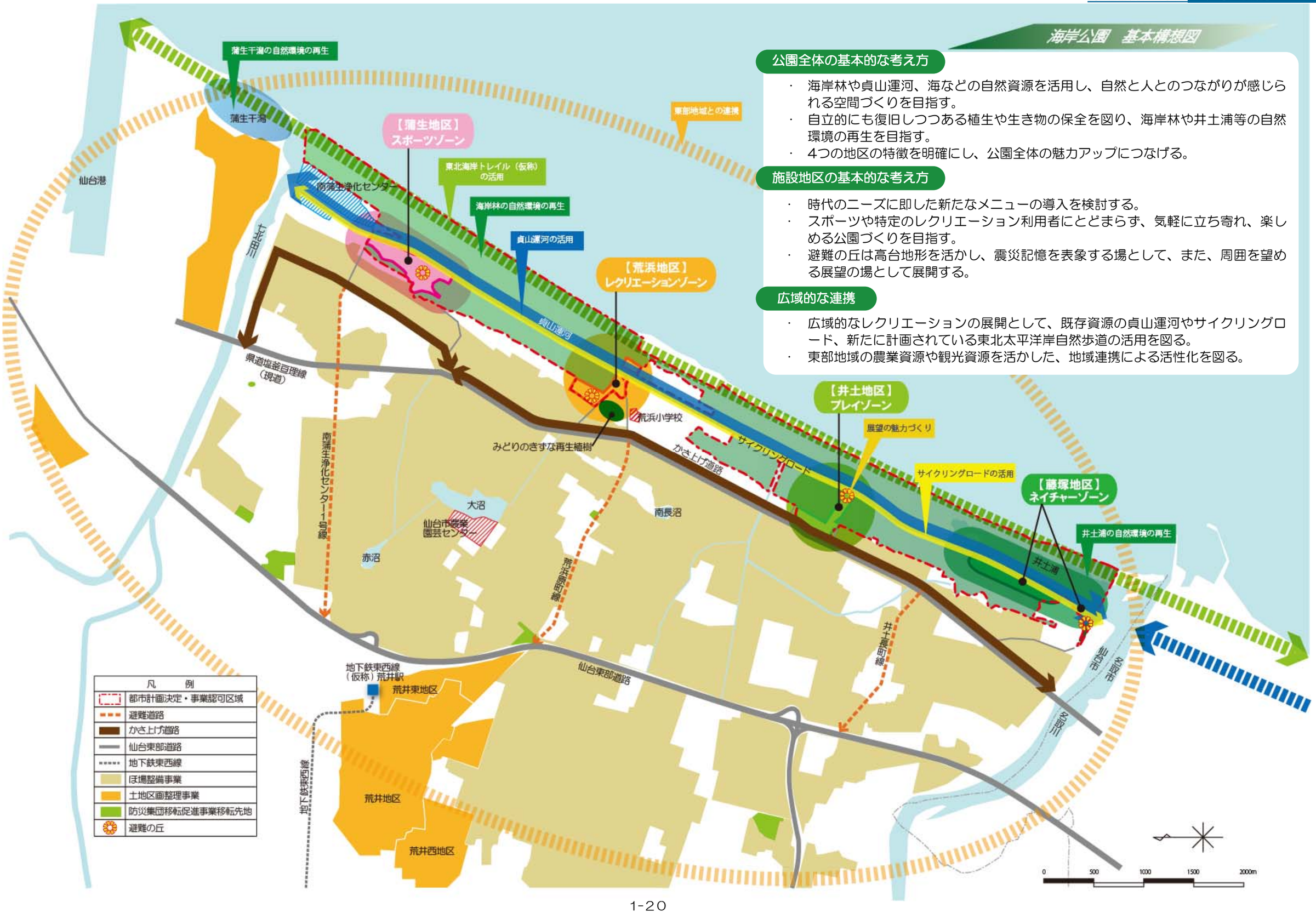

2章　計画条件の把握と整理

1 上位関連計画及び関連事業

(1) 計画の位置づけ

海岸公園復興基本構想は、仙台市基本構想、仙台市基本計画及び仙台市震災復興計画、それに基づく仙台市みどりの基本計画を上位計画とし、国や関係学会が示している震災復興に係る指針・提言等を踏まえて策定した。

基本構想では公園全体の方針を示したのに対し、基本計画では公園全体及び各施設地区の具体的検討を行い基本計画図を策定する。

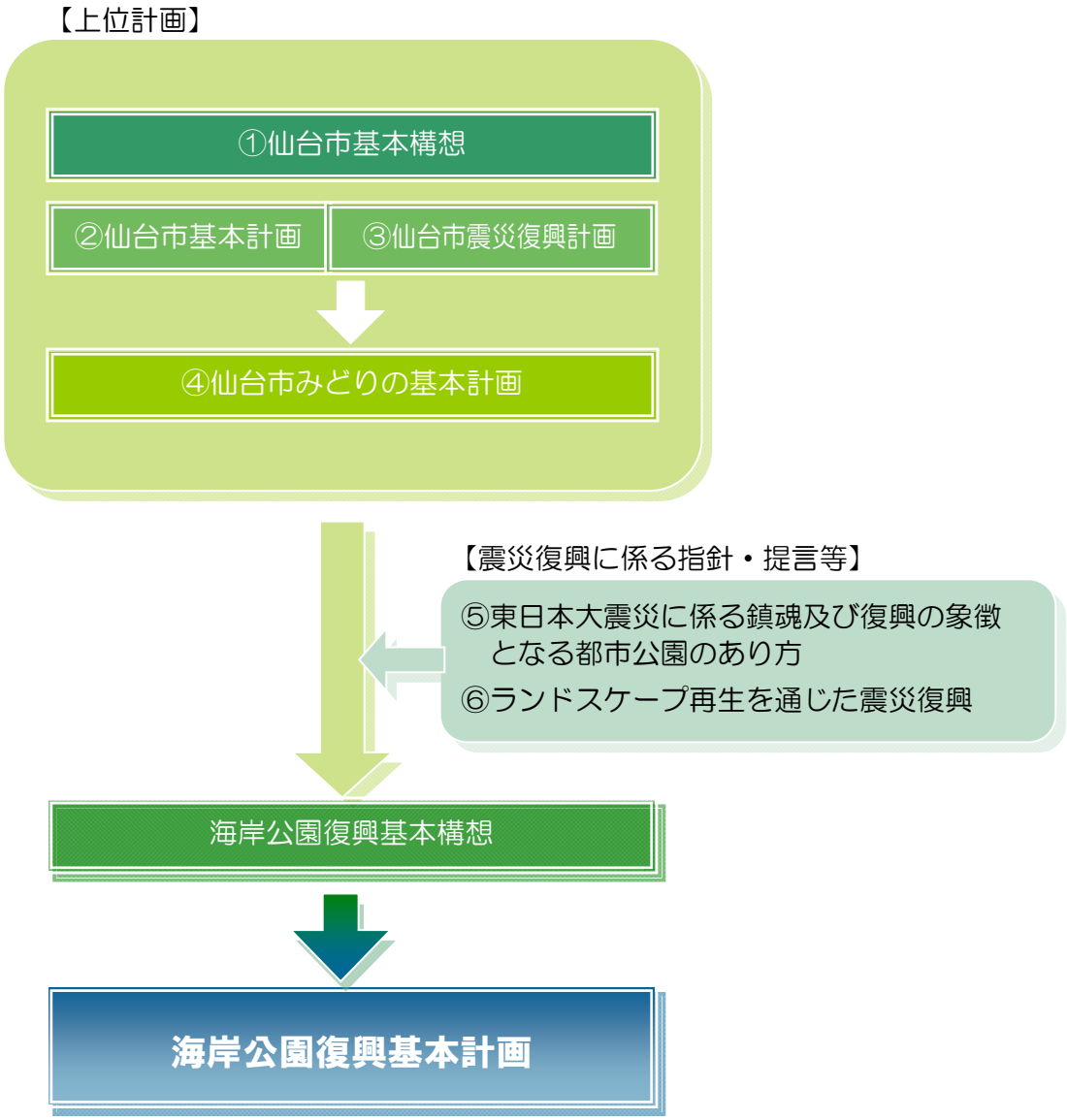

図 2-1-1　基本計画の位置づけ

海岸公園復興基本計画策定に係る上位計画等を次頁にまとめる。

【上位計画】

①仙台市基本構想（平成23年3月議決）

【仙台市の都市像】
○ 未来を育み創造する学びの都
　―未来につなぐ多様な価値や個性を創り続ける輝く学都―
○ 支え合う健やかな共生の都
　―やすらぎに満ち、心豊かな暮らしを支える安心・健康都市―
○ 自然と調和し持続可能な潤いの都
　―低炭素型の都市システムを持ち、魅力的な暮らしやすい杜の都―
○ 東北を支え広く交流する活力の都
　―魅力と活力にあふれ、世界とつながる中枢都市―

②仙台市基本計画（平成23年3月議決）

【都市像の実現を牽引する4つの重点政策】
○ 学びを多彩な活力につなげる都市づくり
○ 地域で支え合う心豊かな社会づくり
○ 自然と調和した持続可能な都市づくり
○ 人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり

【都市像の実現に向けた4つの経営方針】
○ 未来を創る市民力の拡大と新しい市民協働の推進
○ 地域特性に応じたきめ細かな地域づくりの推進
○ 地方の時代を先導する市役所への自己改革
○ 公共施設の経営改革

③仙台市震災復興計画（平成23年11月　仙台市）

「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト

津波被害の軽減効果もある海岸防災林を整備し、美しい海浜景観を再生します。多くの市民が海や自然と再び触れ合うことができる魅力的な交流ゾーンとして、本市の貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦等の東部海岸の再生について、国・県等の関係機関と連携して取り組みます。

【具体的な取り組み】
- 海岸防災林・蒲生干潟等の再生、スポーツレクリエーション施設の再整備、海岸を訪れる市民の安全確保

④仙台市みどりの基本計画（平成24年7月　仙台市）

みどりによる津波防災プロジェクト

津波により大きな被害を受けた海岸林、海岸公園、屋敷林（居久根）などの東部地域のみどりについて、より津波被害の軽減効果を高め、再生するとともに、歴史・文化的資源との調和、海浜景観の保全、生物多様性の保全などに配慮したみどりの保全・創出の取り組みを行います。

【具体的な取り組み】

- 海岸公園再整備事業、海岸公園における避難の丘などの整備、海岸防災林復旧事業、貞山運河の復元、蒲生干潟等の再生の取り組み

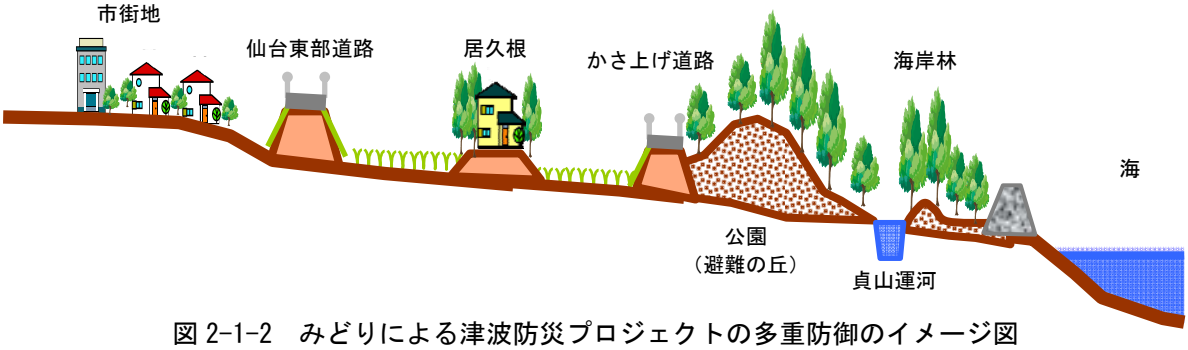

図 2-1-2　みどりによる津波防災プロジェクトの多重防御のイメージ図

【震災復興に係る指針・提言等】

⑤東日本大震災に係る鎮魂及び復興の象徴となる都市公園のあり方検討業務報告書
（平成24年3月　国土交通省）

震災復興祈念公園の役割：

復興に当って地域の人々の絆を醸成するとともに、「復興の象徴」として人々の心の支えとなること

震災復興祈念公園の意義から見た公園緑地の役割
- 「追悼・鎮魂」
- 「災害の記録・教訓の伝承」
- 「復興の象徴」

復興まちづくり等から求められる役割
- 「地域の活性化」
- 「防災・減災」

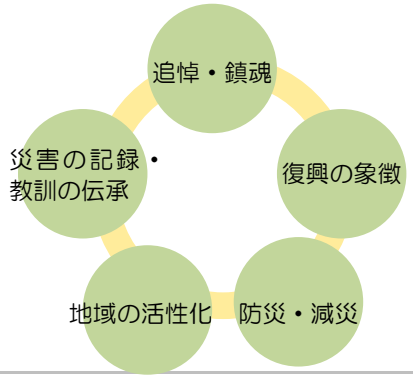

⑥ランドスケープ再生を通じた震災復興
（平成23年5月　日本造園学会からの提言）

1. 新しい国土づくりにつながるランドスケープの再生
2. 里山・里地・里海の連環を重視した復興まちづくり
3. まちの防災・減災および持続的発展の観点からの住宅地や公園緑地の役割の見直し

（1） 被災地域の豊かな自然の立地特性を踏まえた復興まちづくり
（2） 避難路・避難地及び復旧・復興の拠点（地域防災拠点）としての緑とオープンスペースの計画的な配置と活用のためのインフラ整備
（3） 人々の心をつなぐ緑と花のグリーン・ケア・プロジェクトの推進と被災者の心のケアに資するレクリエーション空間の提供
（4） ガレキの分別と適正な素材の活用、土壌・植栽基盤の整備による「防災人工丘公園」の建設
（5） 市街地からの土地利用転換を余儀なくされた場所の自然再生を通じたランドスケープの創造
（6） 植栽基盤の調査・分析等を通じた緑の再生への技術的支援
（7） 大規模造成地における震災被害の診断と土地利用の再検討
（8） 津波の経験の継承・学習の場の整備と、防災システムへの対応

(2) 関連事業の整理

東部地域の復興事業において、海岸公園の基本計画に係る詳細事項を以下に整理する。

①　海岸防災林復旧（林野庁）ー「みどりのきずな」再生プロジェクトー

- 準備の整った箇所から順次手続きを進め、被災延長約140ｋｍのうち、平成24年度から海岸防災林の再生に着手している。その際には、分別、無害化され安全性が確認されたガレキの再生資材も活用しながら樹木の生育基盤を造成した上で、地域の自然条件等を踏まえつつ NPO、企業等による協力も得ながら植栽等を進める。
- 今後、地域の復興計画等と整合を図りつつ、概ね5年で盛土等生育基盤を造成し、その造成が完了した箇所から順次植栽を行い、概ね10年で植栽を完了する。
- 海岸防災林の再生にあたっても、国有林においては、生育基盤の造成工事が完了した箇所の一部について、公募による協定方式を基本として、植栽や保育活動を希望する NPO、企業等の民間団体と連携した取り組みを行う。

（出典：東日本大震災について～「『みどりのきずな』再生プロジェクト」における民間団体との連携について～　林野庁 HP）

②　海岸堤防整備（国土交通省）国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所

- 地域の復興計画との整合を図りながら、概ね5年間で高さ T.P.+7.2m の海岸堤防を延長約30km 整備する。
- 仙台空港や下水処理施設などの重要施設保全のための海岸堤防約５ｋｍ区間は平成25年3月末に完成している。

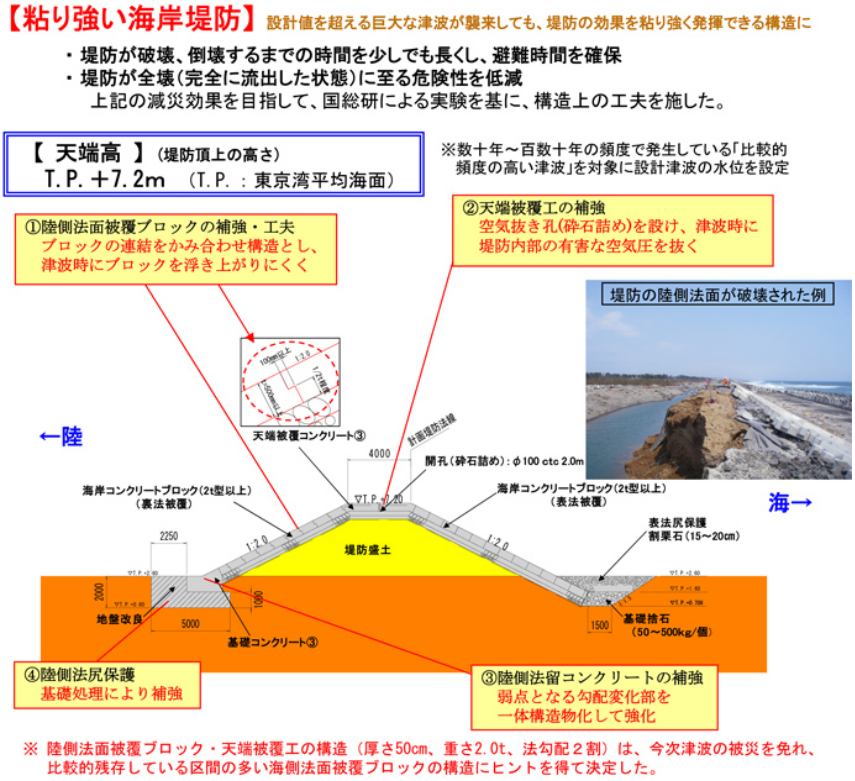

（出典：国道交通省東北地方整備局　仙台河川国道事務所 HP）

③　かさ上げ道路　避難道路整備（仙台市建設局）

○事業目的

・ 津波により甚大な被害を受けた東部地域の減災を図るため、県道塩釜亘理線等のかさ上げにより堤防の機能を付加するとともに、車による避難にも配慮した道路の整備を行うもの。

○事業内容

・ かさ上げ道路：県道塩釜亘理線等の東側に盛土によりかさ上げした道路を設置
　宮城野区蒲生から若林区藤塚までの延長約10km
　盛土高　約6m

・ 避難道路：下記の3路線について、円滑な避難が可能となるよう拡幅等を実施
　市道南蒲生浄化センター1号線　延長約3.2km
　県道荒浜原町線　延長約2.2km
　県道井土長町線　延長約1.6km

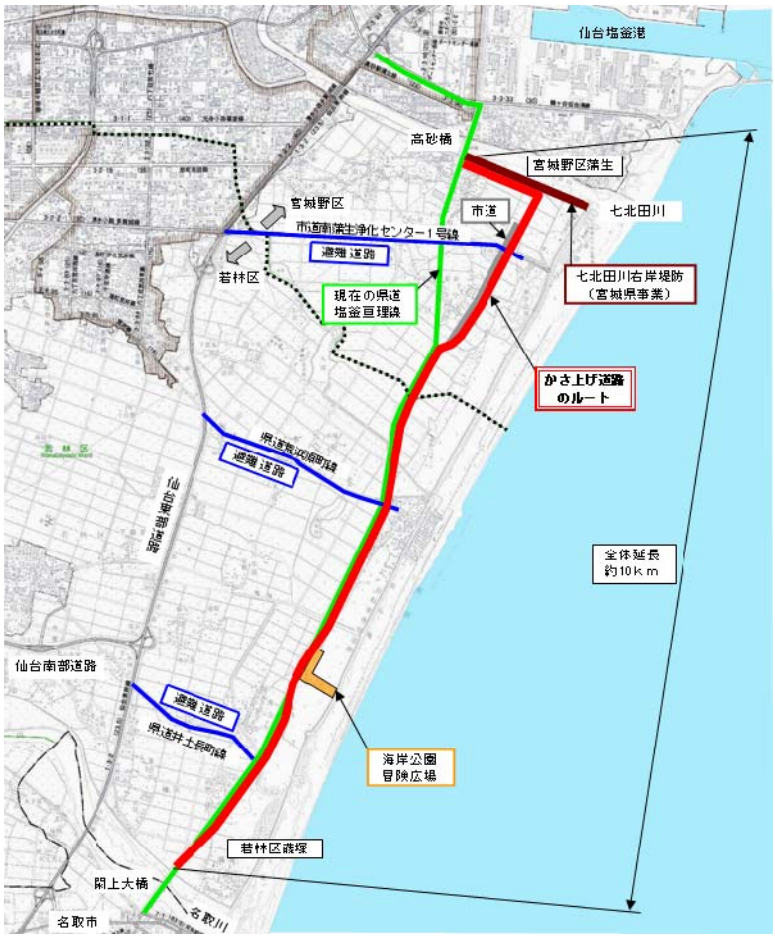

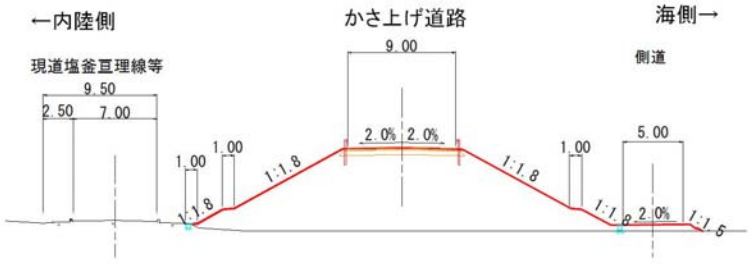

（出典：仙台市建設局　資料）

④　貞山運河再生・復興ビジョン（宮城県土木部　平成25年5月）

- 七北田川と名取川に挟まれ海岸公園内に位置する新堀は、原形復旧区間となる。
- 津波対策としての堤防強化を目的に施す堤防被覆に対して、運河としてふさわしい景観の創出や、周辺の自然環境との調和に配慮し、護岸の覆土や緑化、堤防背面への覆土や植樹について検討する。
- また、自然な水際部を創出するための寄石を実施し、散策路やサイクリングロードともなる堤防天端には舗装を行う。
- 東日本大震災に伴う津波で失われた沿岸地域の美しい景観を再生するため、運河沿川に桜等の植樹を、官民連携の下に実施する。
- 植樹後の管理についても地元住民やボランティア、企業、団体等と協働し、津波に対する防災意識の継承と、運河群に対する郷土愛を醸成する。

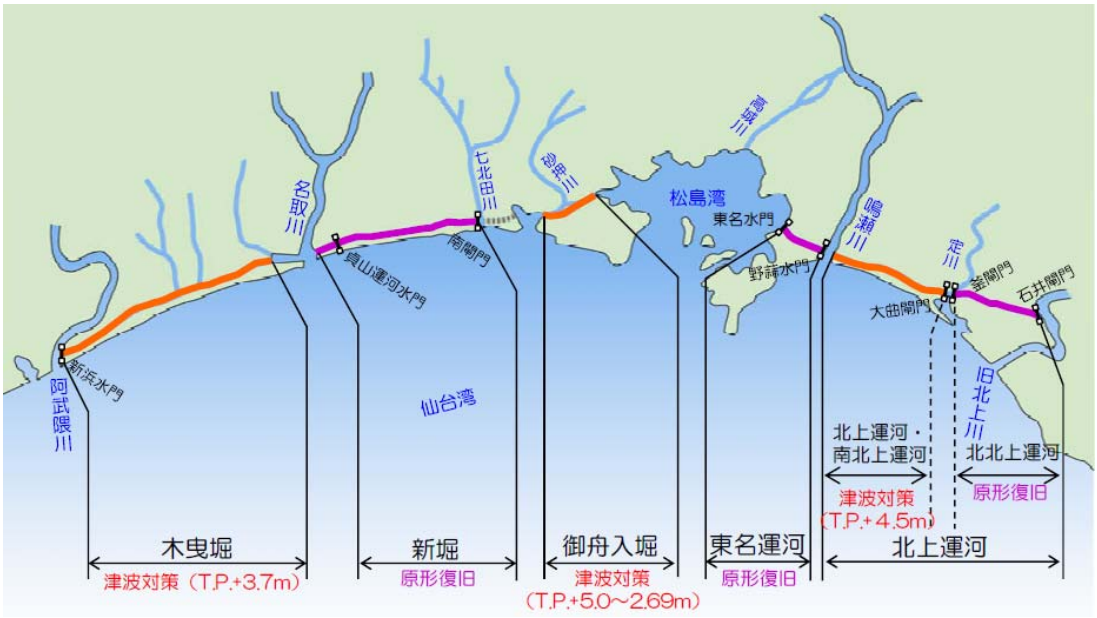

図 2-1-3　災害復旧事業における津波対策区間と原形復旧区間

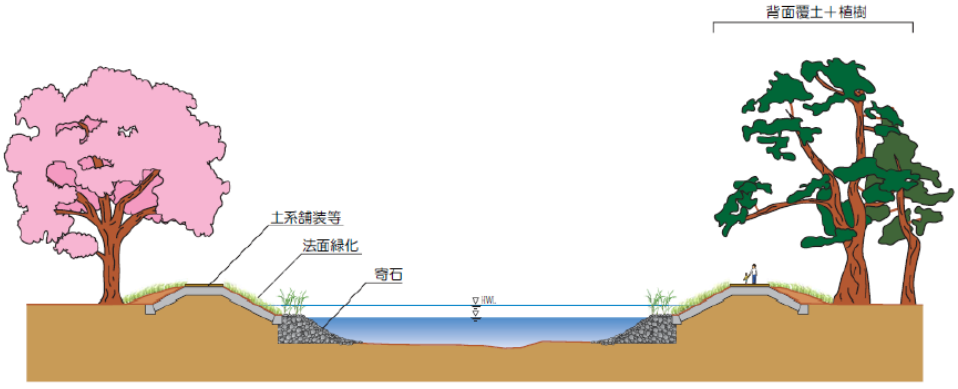

図 2-1-4　運河らしい景観に配慮した堤防整備や植樹の一例（案）

（出典：貞山運河再生・復興ビジョン　宮城県土木部　平成25年5月）

⑤　防災集団移転（仙台市復興事業局）

・ 津波により被災した仙台市東部地域において、さまざまな津波防災施設の整備を行ってもなお津波被害の危険性が高い移転対象地区から安全な地域に移転する場合の支援を行う。
・ 移転を進めるにあたっては、国の防災移転事業の活用による集団移転を基本としつつ、個々の実情に応じて、単独移転や復興公営住宅などを選択できるようにするとともに、仙台市独自の支援制度により、移転にかかる負担の軽減を図る。

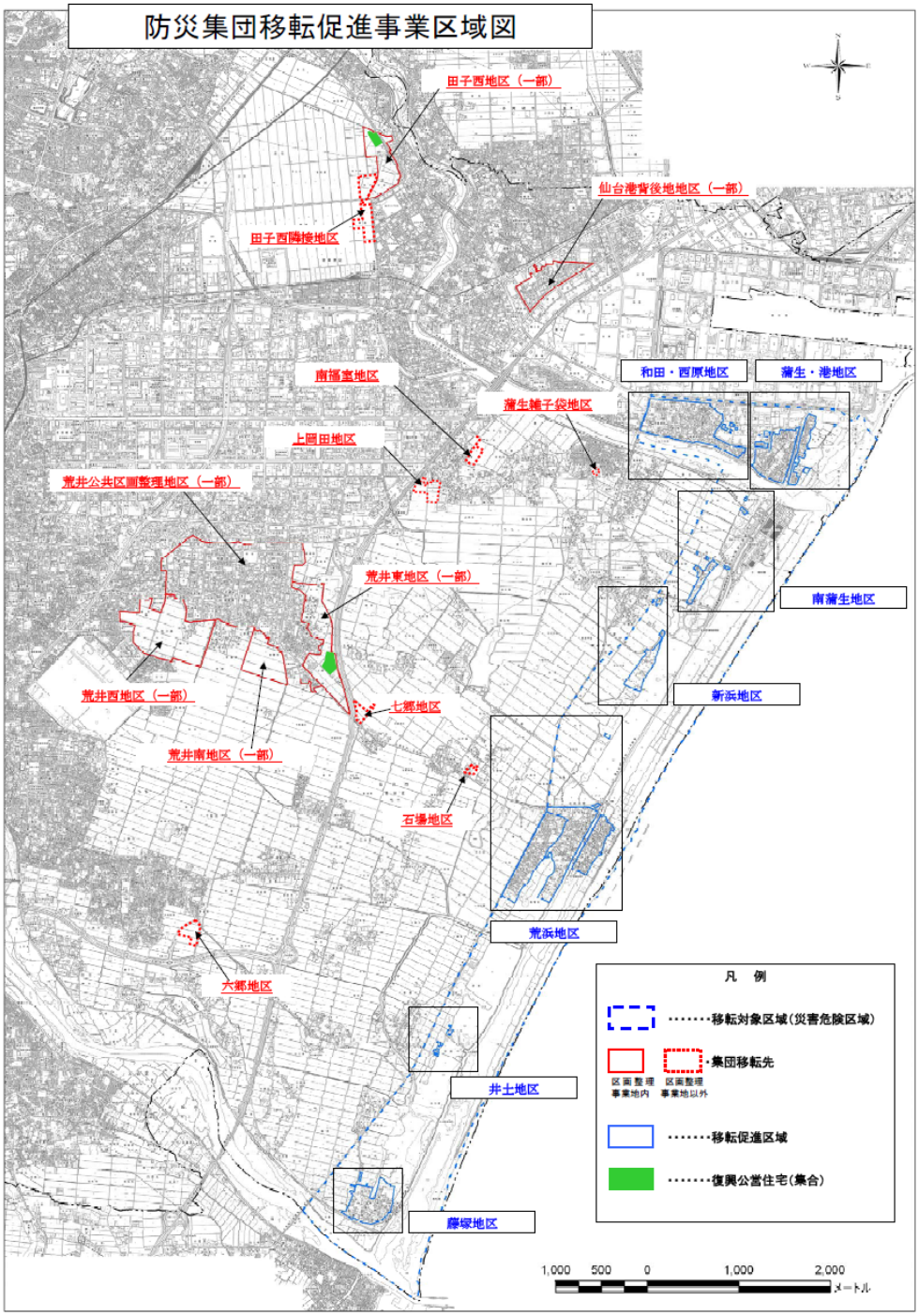

図 2-1-5　防災集団移転促進事業区域図（平成 25 年 4 月時点）

（出典：仙台市　復興事業局 HP）

⑥　二郷堀導水路復旧工事（東北農政局）

・ 東部地域の排水対策として、農業用排水路である二郷堀の導水路の整備工事を行う。
・ 海岸公園の井土地区を横断するルートとなるため、公園占用として地区内にボックスカルバートを敷設し、デイキャンプ場、馬術場を含む施工箇所周辺の敷地内を6m程度かさ上げする計画である。

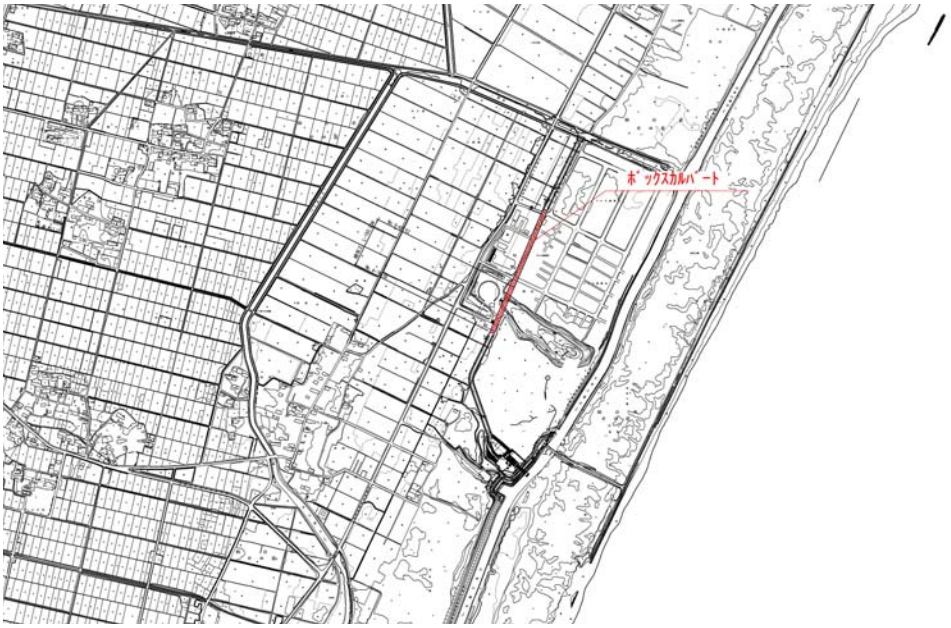

配置図

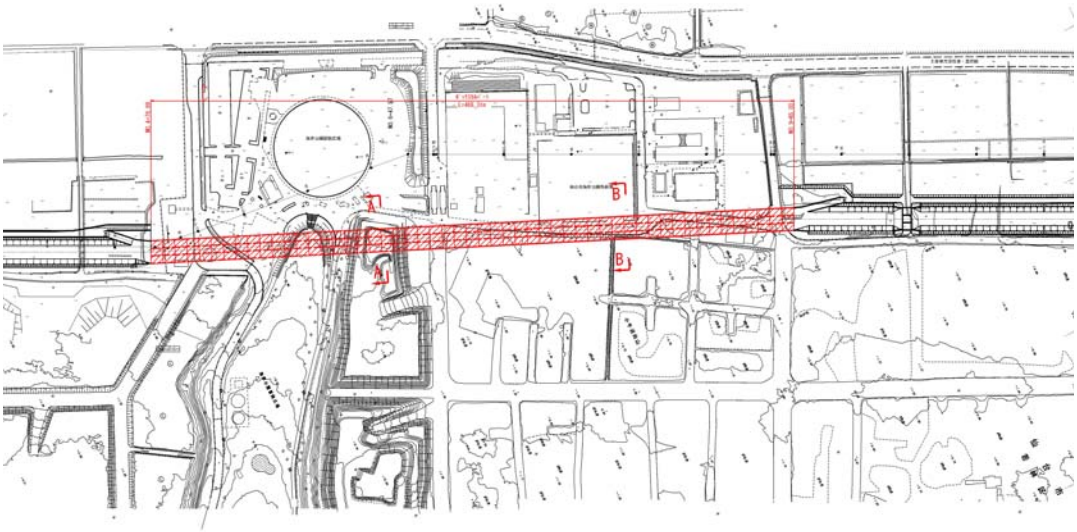

平面計画図

（出典：東北農政局　資料）

2 敷地分析

(1) 計画対象地と周辺の地形や土地利用との関連整理

① 周辺地形及び土地利用

・ 津波対策として新たに、海岸堤防（T.P.+7.2m）とかさ上げ道路(T.P.+7.0m)が整備され、東部地域では市街地や田園地帯の低地に、既存の仙台東部道路を含め3本の盛土状の構造物が配置される。

② 計画対象地周辺における空間構成

・ 計画対象地である公園区域は、かさ上げ道路と海岸堤防に挟まれた空間となる。
・ 井土地区は隣接するかさ上げ道路と接続する。

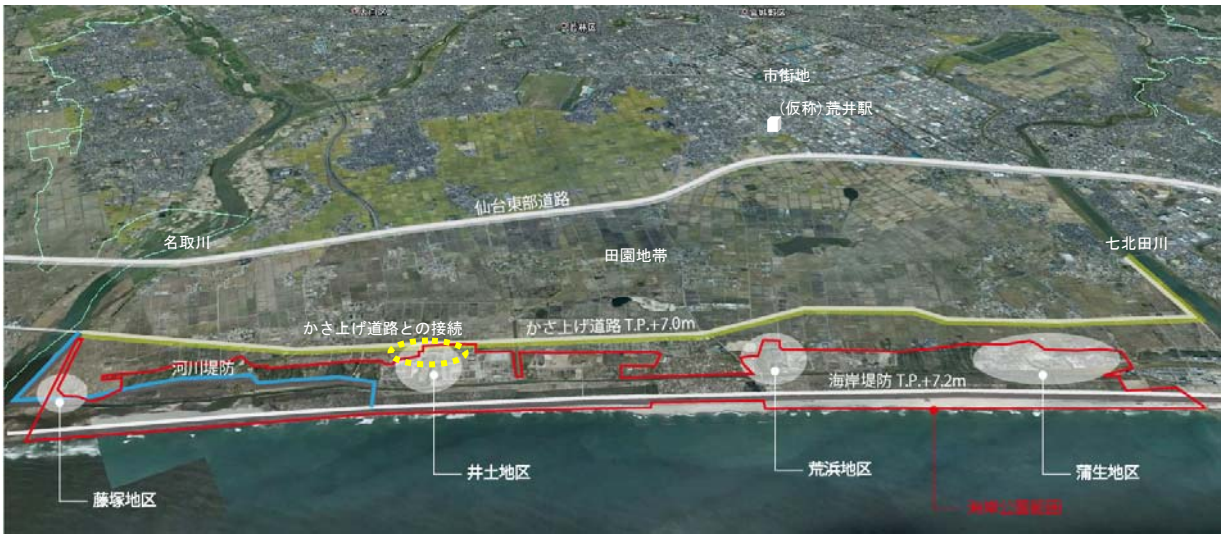

図 2-2-1　東部地域の空間構成

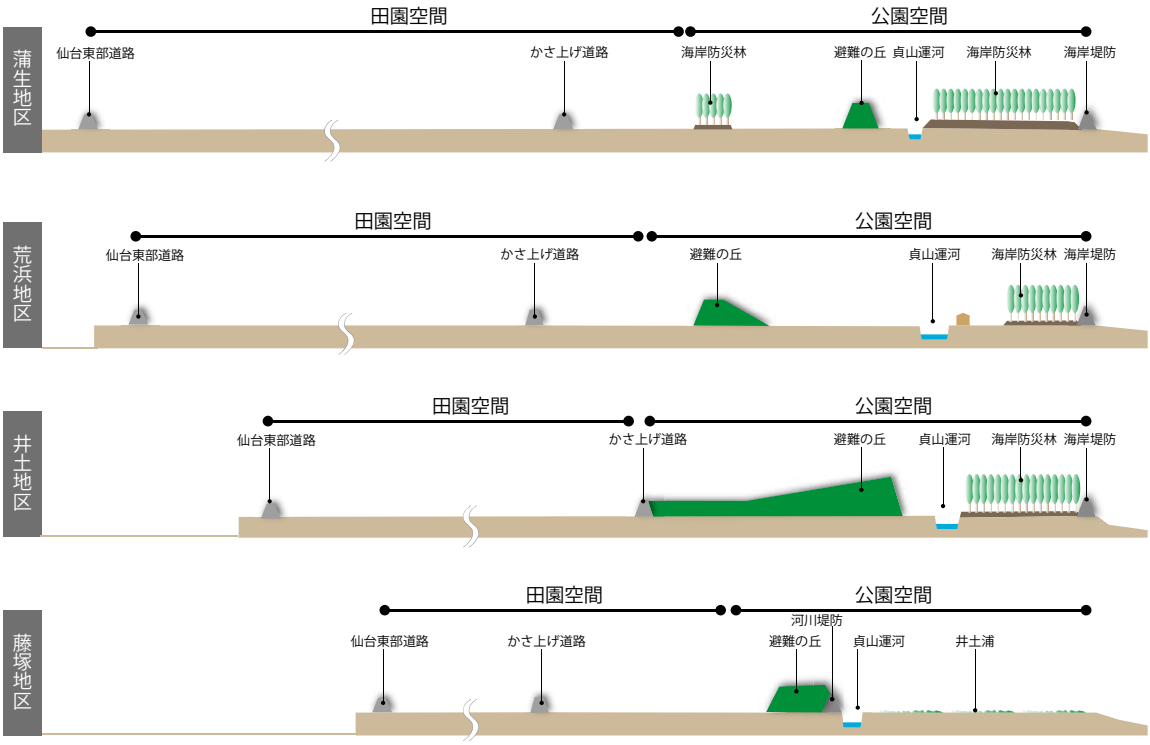

(2) アクセスや動線の整理

①　アクセス路

【公園へのアクセス】

- 公園へのアクセスは、かさ上げ道路及び南蒲生浄化センター1号線、荒浜原町線、井土長町線の避難道路のほか、かさ上げ道路を東西に横断する取り付け道路を想定する。井土地区はかさ上げ道路に隣接することから、公園を道路と同じ高さまで盛土し、直接のアクセスを可能とする計画である。
- 地下鉄東西線の（仮称）荒井駅の開業に伴い、シャトルバスや貸し自転車等による公共交通機関を活用したアプローチも、今後検討が必要となる。

【公園内のアクセス】

- 避難の丘までは、だれもが迅速に避難できるためのバリアフリー化や、夜間や非常時の対策として園路照明や照明付きサイン等の誘導手法が求められる。
- 安全確保のための各施設地区内の歩行者と車両の動線の区分、及び、貞山運河や水路を挟む飛び地を含む地区における平常利用や避難のためのアクセス路の確保が必要である。
- 貞山運河やサイクリングロードの復旧により、園内の南北動線としての利用が可能となる。被災前はカヌー等の水辺利用がされており、今後、親水護岸等を整備することによって、動線の確保とともに水辺の利活用を向上させることができる。

被災前のレンタサイクル利用

被災前のカヌー利用

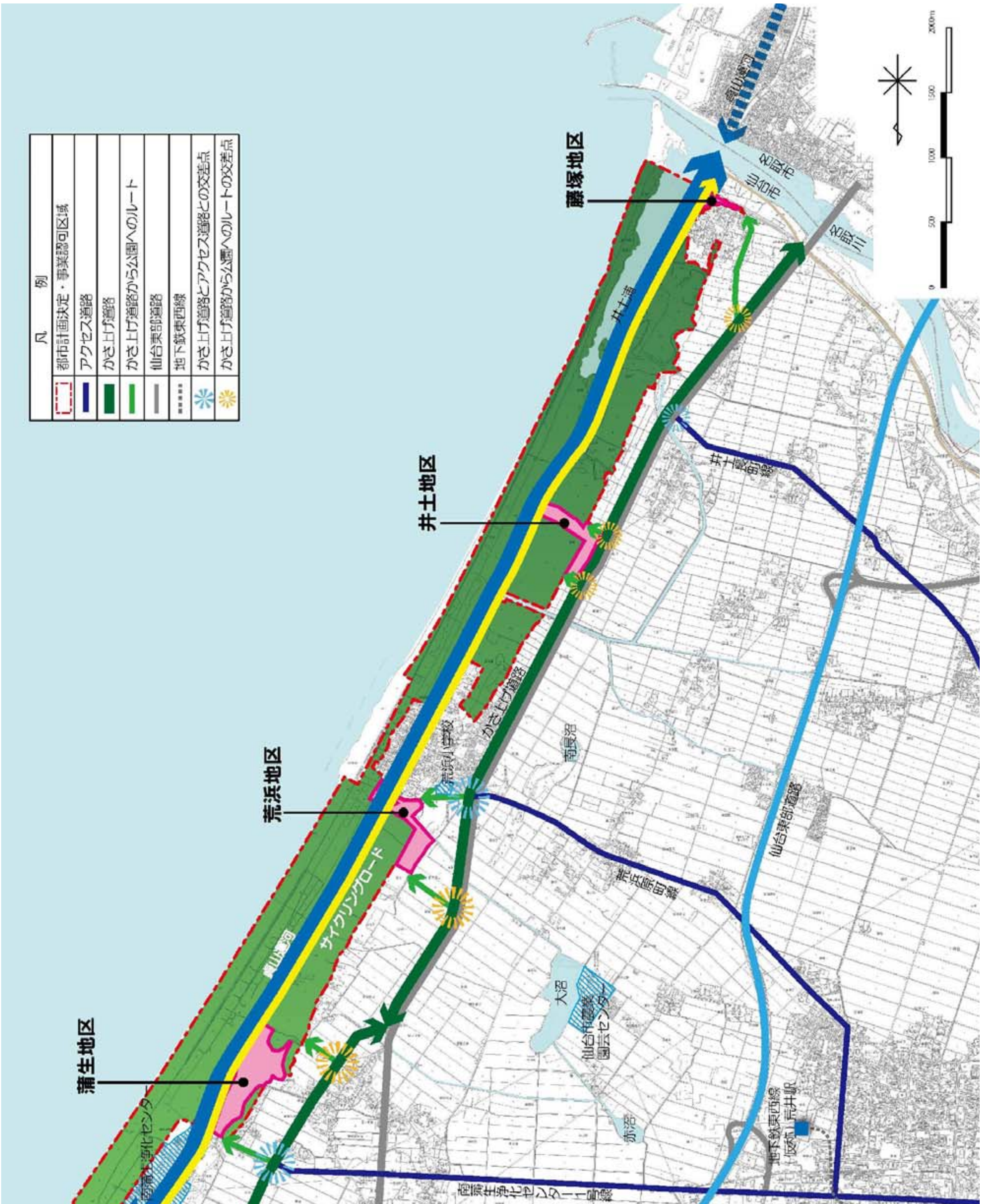

図 2-2-2　アクセス検討図

(3) 環境条件

①　計画地の環境条件の変化

津波により海岸防災林のほぼ全てが流失し、植物や生き物の生息環境は壊滅したが、被災から2年以上が経過した現在では自然遷移により動植物の回帰が少しずつ見られている。そのような環境の変化と復興に向けた復旧事業から生じる問題点について以下に整理する。

表 2-2-2　環境条件の変化と問題点

		被災直後	現状 (被災から2年経過)	復旧事業方針	問題点
自然環境	植物	・海岸防災林、砂浜植生の壊滅的な被害	・先駆性植物の繁茂(ニセアカシア等) ・残存クロマツ等の立ち枯れの進行	【林野庁事業】 ・全面クロマツの苗木植樹	・海岸防災林機能の確保までに長期の生育期間が必要 ・単一植生による生物多様性の喪失 ・先駆性植物による在来種の減少
				・残存樹木を残し、パッチ状に盛土して植樹する	・滞水の懸念 ・排水処理の問題
	動物	・生息環境の破壊	・草本類の回復に伴う昆虫類や鳥類の生息の兆し	・植生回復に伴う自然遷移に委ねる	・生息環境の改変による種類、個体数の減少の懸念 ・工事等の影響による回帰した動物の繁殖放棄の懸念
	地盤	・地震に伴う沈下 ・ヘドロの堆積	・がれき置き場としての利用	【環境省事業】 ・基準に基づく原形回復による返還	・植栽基盤として利用の可能性の検討 ・施設基盤としての地盤強度の確保
近隣の生活環境	―	・流木による建物への被害 ・土砂の堆積	・家屋、農作物への風害、潮害 ・潮害による土壌の性質変化	【林野庁事業】 ・海岸防災林の育成 【農林水産省】 ・農地の除塩対策 ・ほ場整備 【市道路事業】 ・かさ上げ道路、避難道路の整備	・海岸防災林機能の確保までに長期の生育期間が必要 ・一線堤、二線堤に囲まれた景観 ・かさ上げ道路によるアクセスの利便性低下

②　再生しつつある自然環境の保全

自立的に回復しつつある海浜部特有の植生の保全の視点について、留意事項を以下に整理する。

・ 仙台湾沿岸地域の大部分は、海から砂丘・潟湖～砂丘～後背湿地の連なり（海岸エコトーン環境）として認識され、そこには多様で特徴的な地形や野生動植物、生態系が存在している。

・ 自立的に回復しつつある生態系や残存樹木の保全を図り、海浜部や海岸林、井土浦の湿地環境等の自然環境の再生を目指す。

・ 海水の流入等、震災後に新たに形成された干潟等の貴重な自然環境の保全についても配慮していく。

・ 関連調査等の動向を踏まえ、環境の保全や創出の方針を検討する必要がある。

被災後に沿岸部で見られた湿地

3 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定

(1) これまでの利用実態

平成19年度から平成22年度までの公園施設利用者は概ね25万人から27万人で推移している。

平成20年度の一部の値を除き、「野球場・ソフトボール」「テニスコート」「馬術場」は増加傾向にある。

表 2-3-1　公園施設（有料施設）の利用状況

施 設 種 別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
野球場・ソフトボール	64,561人	228,118人	58,107人	69,807人
テニスコート	16,989人	42,232人	16,796人	16,954人
運動場(ｻｯｶｰ、ﾗｸﾞﾋﾞｰ)	—	—	—	107件
パークゴルフ場	—	—	—	20,948件
冒険広場	178,866人	187,140人	196,014人	161,154人
デイキャンプ場	1,817人	1,975人	2,042人	1,828人
馬術場	3,304件	17,578件	20,461件	21,742件
計	262,233人	459,465人	272,959人	249,743人

※　計の数値は人のみ

(2) 需要圏域

海岸公園は仙台市中心部から10km 圏域に位置する。昭和60年の仙台市海岸公園基本構想（見直し計画）では、多賀城市や名取市を含む広域仙台都市圏内を対象とした誘致圏10～30km の考え方が示されており、平成19年度都市公園利用実態調査報告書では、公園までの距離は、「10～20km」が最も多く17.0%、次いで、「5～10km」が14.6%という結果となっている。

以上より、広域公園としての性格、仙台湾沿岸部の連続した緑地の再生のネットワーク等を考慮し、広域仙台都市圏を対象とした30㎞圏を需要圏域として設定する。

表 2-3-2　公園までの距離

単位：%

	250m以下	250～500m	500m～1km	1～2.5km	2.5～5km	5～10km	10～20km	20～50km	50～100km	100km以上	無回答	回答数（票）
街区公園	33.6	20.7 54.3	15.7 70.0	9.6 79.6	6.0 85.6	3.6 89.2	1.8 91.1	1.5 92.5	0.4 92.9	0.8 93.7	6.3 100.0	1,030
近隣公園	18.9	19.6 38.5	13.6 52.1	11.6 63.7	8.2 71.9	4.2 76.0	3.4 79.4	2.4 81.8	0.8 82.7	0.7 83.3	16.7 100.0	2,918
地区公園	10.9	14.7 25.5	15.3 40.9	13.2 54.1	11.3 65.4	10.6 76.0	7.4 83.4	3.9 87.3	1.8 89.0	1.6 90.6	9.4 100.0	3,453
運動公園	3.6	6.4 10.0	12.9 22.9	15.6 38.5	17.8 56.3	15.6 71.9	12.5 84.5	7.9 92.3	2.2 94.5	1.0 95.5	4.5 100.0	7,040
総合公園	4.1	8.1 12.2	10.2 22.4	16.7 39.1	17.9 56.9	14.1 71.0	9.9 80.9	6.2 87.1	1.7 88.8	4.1 92.9	7.1 100.0	9,255
広域公園	2.7	7.7 10.4	6.1 16.5	8.4 25.0	11.1 36.1	14.6 50.7	17.0 67.7	12.7 80.4	8.9 89.3	7.6 97.0	3.0 100.0	8,073
国営公園	0.3	0.4 0.7	0.9 1.5	2.7 4.3	4.4 8.7	8.3 17.0	16.1 33.1	26.3 59.4	12.6 72.0	21.8 93.8	6.2 100.0	9,047
全体	5.3	7.7 13.0	8.6 21.6	10.9 32.5	12.0 44.5	11.9 56.4	12.3 68.7	11.6 80.3	5.5 85.8	7.6 93.5	6.5 100.0	40,816

※下段は累計値を示す。

（出典：平成 19 年度都市公園利用実態調査報告書）

秋田県
岩手県
山形県
福島県
気仙沼市
栗原市
登米市
南三陸町
大崎市
加美町
涌谷町
色麻町
美里町
大衡村
石巻市
女川町
大和町
大郷町
松島町
東松島市
富谷町
利府町
塩竈市
仙台市
多賀城市
七ヶ浜町
海岸公園
10km
川崎町
名取市
村田町
蔵王町
岩沼市
柴田町
大河原町
亘理町
七ヶ宿町
白石市
角田市
山元町
丸森町
20km
30km
40km
50km
75km
100km
広域気仙沼・本吉圏
広域栗原圏
広域登米圏
広域大崎圏
広域石巻圏
広域仙台都市圏
広域仙南圏

図 2-3-1　需要圏域図

(3) 利用者層

これまでの利用者の傾向は、子どもから大人までの各種スポーツ団体、パークゴルフ等の高齢者、冒険広場の子どもを中心とした利用、デイキャンプ場の親子連れ等の日常的な利用が主となっていた。

海岸公園の復興に向けて想定する利用者層は、まずはこれまでの利用傾向を軸とした従来の利用者層を前提とする。ただし、機能拡充や震災復興を表象した公園としての整備により、県外からの観光を目的とした利用者層も想定され、更なる利用者の拡大も期待される。

(4) 利用者数の検討と設定

利用者数は、これまでの利用実態と都市公園利用実態調査、レクリエーション参加率を用いた算出方法より検討する。

下記算定より、これまでの利用実態や公園の性格等を考慮し、海岸公園の年間利用者数を約60万人と設定する。

算出方法	年間利用者数
平成19～22年度の利用実態（有料施設のみの平均値）	311,100人
都市公園利用実態調査（広域公園）	605,250人
都市公園利用実態調査（運動公園、総合公園）	1,308,180人
レクリエーション参加率	891,650人

都市公園利用実態調査からの推計

「平成19年度　都市公園利用実態調査報告書（H20.3,国土交通省　都市・地域整備局,公園緑地課）」（以下、都市公園利用実態調査とする）を用い算定する。利用面積は施設地区37.5ha とする。

【広域公園として算出した場合】

地区	公園種別	日利用者数	利用日数	面積	利用者数	
蒲生地区 荒浜地区 井土地区 蒲生地区	広域公園	休日　110人	60日	37.5ha	247,500人	605,250人
		平日　53人	180日		357,750人	

【蒲生地区を運動公園、その他を総合公園として算出した場合】

地区	公園種別	日利用者数	利用日数	面積	利用者数	
蒲生地区	運動公園	休日　245人	60日	17ha	249,900人	653,820人
		平日　132人	180日		403,920人	
荒浜地区 井土地区 藤塚地区	総合公園	休日　175人	60日	20.5ha	215,250人	654,360人
		平日　119人	180日		439,110人	

計　1,308,180人

・休日の利用可能日数：5日／月　⇒　60日／年

月の休日（土曜、日曜）の8日間のうち、雨天等の天候等による利用状況を考慮し利用可能日数を5日／月とする。

・平日の利用可能日数：15日／月　⇒　180日／年

月の平日の22日間のうち、雨天等の天候等による利用状況を考慮し利用可能日数を15日／月とする。

表 2-3-3　調査結果の一覧

			街区	近隣	地区	運動	総合	広域	国営
平均利用可能面積		ha/ヶ所	0.286	1.392	3.474	19.924	19.449	45.181	77.084
平均入園者数	休日	人	218	722	1,480	4,882	3,404	4,964	9,780
	平日	人	224	609	1,068	2,639	2,316	2,382	2,898
haあたり入園者数	休日	人/ha	761	519	426	245	175	110	127
	平日	人/ha	782	438	308	132	119	53	38
平均在園時間※1		時間	0.86	1.07	1.29	2.21	1.61	2.00	2.34
平均在園時間※2	休日	時間	1.01	0.72	1.03	2.07	1.41	1.89	2.64
	平日	時間	0.53	0.59	0.75	1.15	0.89	1.67	1.96
平均到達時間※3		分	12.3	15.5	20.2	26.5	28.5	39.7	61.0
80%到達時間※4		分	14.9	22.4	28.1	42.6	43.6	63.9	103.0
平均来園頻度※5		回/月	10.3	9.7	8.9	6.4	5.8	4.4	0.9
リピーター率		%	92.9	93.6	90.8	93.5	91.0	87.4	68.6
平均誘致圏人口		人	2,998	6,757	20,122	–	–	–	–
平均誘致圏老年人口		人	624	1,497	4,427	–	–	–	–
公園利用率	休日	%	7.5	10.7	6.5	–	–	–	–
	平日	%	7.5	9.4	5.2	–	–	–	–
老年公園利用率	休日	%	4.8	8.1	4.5	–	–	–	–
	平日	%	5.5	8.3	4.4	–	–	–	–
徒歩・自転車利用率		%	78.5	69.8	57.9	37.8	36.5	21.0	8.8
自転車利用率		%	20.9	22.0	16.7	14.5	12.8	8.7	5.3

（出典：平成 19 年度都市公園利用実態調査報告書）

レクリエーション参加率からの推計

「観光の実態と志向（平成16年度，（社）日本観光協会）」により、日帰りレクリエーション参加率（東北）の指標を次のように設定する。

・１人当たりの平均参加回数：3.07回（大都市の全体平均値）
・海岸公園に関連する施設参加率　：19.2

表 2-3-4 施設参加率

施設参加率			
風景を見る	＝	4.7	%
季節の花見	＝	3.2	%
祭りや行事を見る	＝	2.7	%
写生、植物採集等の趣味・研究	＝	0.3	%
ハイキング	＝	0.8	%
キャンプ・オートキャンプ	＝	0.3	%
サイクリング	＝	0.2	%
ドライブ	＝	6.0	%
テニス	＝	0.5	%
その他のスポーツ	＝	0.5	%
	合計	19.2	%

誘致圏は前項の設定より、広域仙台都市圏の住民を想定する。
・誘致人口：1,512,706人

市町村	人口（人）	備考
仙台市	1,066,597	平成25年7月1日現在
塩竈市	56,294	平成25年6月30日現在
名取市	73,762	平成25年6月30日現在
多賀城市	62,536	平成25年6月30日現在
岩沼市	43,640	平成25年６月30日現在
亘理町	33,976	平成25年4月30日現在
山元町	13,450	平成25年6月28日現在
松島町	15,119	平成25年6月末現在
七ヶ浜町	19,782	平成25年7月1日現在
利府町	35,797	平成25年6月末現在
大和町	26,805	平成２５年５月末日現在
大郷町	8,743	平成25年6月末現在
富谷町	50,580	平成25年6月末現在
大衡村	5,625	平成２５年６月末現在
計	1,512,706	

以上の設定条件より、年間の利用者数を次のように設定する。
・年間利用者数＝誘致圏人口×海岸公園に関連する施設参加率×平均参加回数
＝1,512,706人×19.2%×3.07回　＝891,650人

4 利用者及び管理者の意向把握

(1) 市民の意向

海岸公園における再整備の方向性を検討するために、平成24年度に実施されたみどりの市民意識調査の一部設問により、海岸公園再整備に関する市民意向を調査した。

海岸公園の整備に関する意向については、公園としてのレクリエーション機能の充実、自然環境の再生、震災記憶を伝える機能の追加といった回答が見られた。回答結果を以下に示す。

［調査概要］

〇調査方法

調査対象：仙台市に居住する満18歳以上の男女　5000人
調査手法：郵送によるアンケート調査
調査実施期間：平成24年7月～8月
回答数：1988件（回答率　39.8%）

〇調査内容

・ 海岸公園の再整備について

［調査結果］一部抜粋

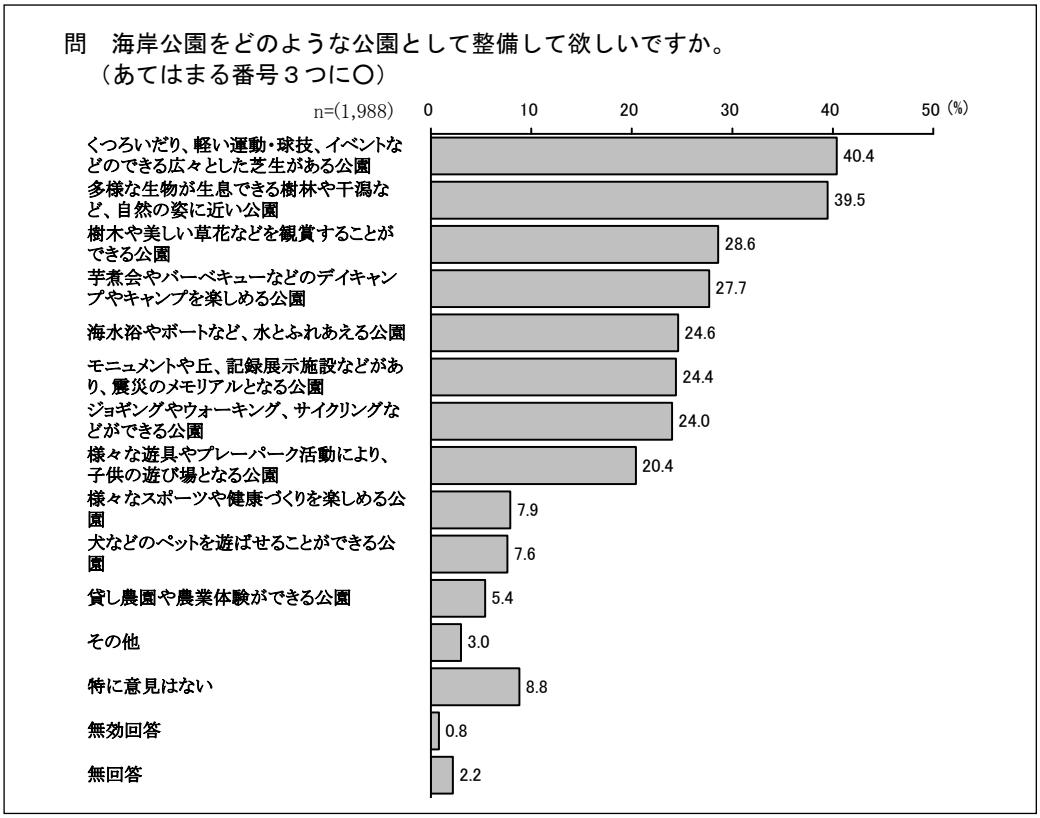

・ 広々とした芝生がある公園（40.4%）、デイキャンプ・キャンプができる公園（27.7%）など、被災前の海岸公園に近いイメージの回答が多くなっている。
・ 生物多様性に配慮した自然の姿に近い公園（39.5%）、樹木・草花を観賞することができる公園（28.6%）など、みどりが充実した公園の姿も求められている。
・ 震災のメモリアルとなる公園としての整備も2割を超える回答割合となっている。

(2) スポーツ団体の意向

再整備は原形復旧を基本とするが、より安全で利便性の高い施設とするため、公園利用者側であるスポーツ等関連団体に、従前の問題点や施設整備に関する要望についてアンケート調査を行った。

海岸公園を被災前より多く利用したいと回答した団体が多く、整備への期待が高い。施設利用を希望する理由としては、大会が開催できる施設規模であることや市内に施設が不足している種目（サッカー、パークゴルフなど）のフィールドが確保されていることなどが挙げられた。概要を以下に示す。

［調査概要］

〇調査方法

調査対象：市内に所在するスポーツ等関連団体　26団体
調査手法：郵送によるアンケート調査
調査実施期間：平成25年8月～9月
回答数：23件（回答率　88%）

〇調査内容

- 海岸公園施設復旧後の利用希望
- 海岸公園を安全に利用するために必要なこと
- 震災前の海岸公園の運動施設及び附帯施設について利用しやすかった点，利用しづらかった点
- 施設再整備にあたっての要望

［調査結果］一部抜粋

1．海岸公園施設復旧後の利用希望（右図）

震災前と比較して，「以前より多く利用したい」あるいは「以前と同じくらい利用したい」という意見が，9割を超えており，海岸公園の再整備に期待する団体が多かった。

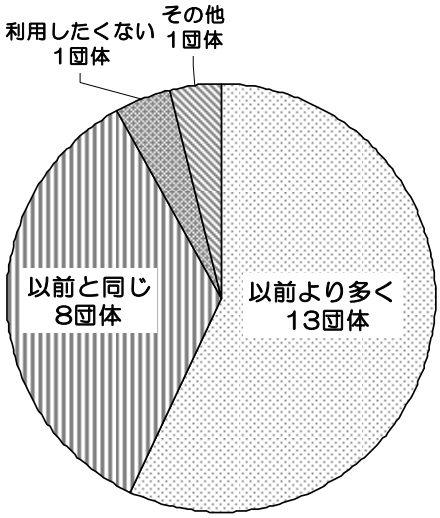

2．海岸公園の施設利用を希望する理由（種目別）

種　　目	希　　望　　理　　由
野球（硬式，軟式）	・硬式野球ができるグラウンドが少ない ・約1,000人を収容できる施設があまりない ・数面の野球場があるところが少なく，大会を開催できる
ソフトボール	・6グランド使用でき大会運営がスムーズにできる
テニス（硬式，軟式）	・面数が多いので大会ができる ・学校のテニスコートが不足している ・駐車場等が多くとれる ・環境や風景が良く，スポーツに合っている
サッカー	・施設が不足気味なため
ラグビーフットボール	・ラグビーをできる施設がないため
アメリカンフットボール	・利用できるグランドが少ないため
パークゴルフ	・愛好者が急増している中，仙台市内にパークゴルフ場がない
カヌー	・以前から開催しているカヌーツアーを継続して実施していきたい

(3) 指定管理者の意向

従前課題に配慮した再整備を進めていくために、海岸公園の指定管理者である団体を対象として、従前の問題点や整備に関する要望についてヒアリングを行った。

避難誘導や避難の丘の周知など津波防災の視点、実際に避難場所として機能した井土地区の高台等を活用した震災記憶の伝承、施設地区における駐車場の配置の検討などの意見が寄せられた。概要を以下に示す。

［調査概要］

〇調査方法

調査対象：海岸公園の指定管理者である団体　3団体
調査手法：ヒアリング調査
調査実施期間：平成25年10月

〇調査内容

- 震災前の施設管理の状況
- 震災当日の対応
- 海岸公園の再整備計画についての意見
  （安全な利用に向けて、施設の復旧について、利用者からの要望について）

［調査結果］一部抜粋

1．海岸公園全体

①津波防災
- 避難の丘へ誘導するサインを目立たせて、誰もが確認できるように配慮する。
- 高台面積や見通しの確保、犯罪防止のために、避難の丘への樹木の植栽は少なくし、遊具の設置等により普段から利用させて、利用者に避難の丘の役割を認識させる。
- 気候に関わらず、安心して避難していられるように配慮する。

②震災記憶の継承
- 冒険広場の高台から仙台の復興を多くの人々に知らしめたい。そのためにも、海岸線、貞山運河沿いをどのようにつなぐかが重要である。
- 震災の記憶を残すために、倒れたマツなどを保存するような計画があってもよい。

2．施設地区

①蒲生地区
- 大会開催時は400～500台の車が来ていたので、駐車場整備は検討が必要である。
- テニスコートのハードコートは車いすテニスで利用されていたので、配慮して整備する。
- 風が強く、テニスのプレーに支障が出るので、防風ネットを設置する。

②荒浜地区
- 地下鉄の駅や近隣の道路からの案内標識を充実させる。
- 大会開催時は路上駐車が多かったので、駐車場の配置の検討が必要である。
- パークゴルフ場は36ホールの公認コースを設置する。
- 海岸公園全体の拠点施設として、センターハウスの整備場所は検討が必要である。

③井土地区
- 施設の許容人数を踏まえた駐車場配置の検討が必要である。
- 貞山運河やサイクリングロードと連携した活用ができればよい。
- 冒険広場の高台だけでなく、周辺の松林などの被害の痕跡を残す場所と併せて、震災記憶が継承できればよい。
- 馬術場は、競技場として整備されていたが、市民乗馬利用に向けて、人と車両と馬の動線を離すことが望ましい。

5 計画上の課題の整理

(1) 現状と問題点及び課題の整理

与条件や現状を踏まえ、公園全体及び施設地区に分けて、「空間構成」「導入施設」の視点から計画上の現状と問題点及び課題を整理する。

【公園全体に係ること】

		現状と問題点	課題
空間構成	景観	➢ かさ上げ道路の整備により、市街地側と空間的に分けられる	■ かさ上げ道路の法面や田園地帯と横断的な緑のつながりを創出し、景観的な連続性を確保する必要がある
		➢ 海岸堤防とかさ上げ道路に挟まれるため、開放感に欠ける景観となることが懸念される	■ 避難の丘を眺望スポットとして活用し、視覚的に市街地や海の連続性を担保、開放感のある景観を創出する必要がある
	環境質	➢ 先駆性植物の進入により在来種の影響が懸念される	■ 環境調査により植生状況を把握し、外来種駆除等の対策が求められる
		➢ 塩風害など環境改変による残存樹木や回復しつつある生き物のへの影響が懸念される	■ 整備手法として、残存樹木を残したパッチ状の造成手法や、生き物の生息環境に配慮したゾーン区分と影響を考慮した整備時期の調整等の対応が求められる
		➢ 津波等の影響により土壌の性質変化が懸念される	■ 利活用方法に応じて、土壌の調査や改良が必要である
	アクセス路	➢ 公園へのアクセスの案内が不十分である	■ 道路サインを含め、来訪者誘導のためのサインの適正配置が必要である
導入施設	海岸防災林	➢ 既存樹木の保全対策が求められる	■ 既存樹木を活かすパッチ状の造成手法と植栽基盤の保全及び周辺とのすりつけ方の検討により、滞水や排水等の対策が必要である
		➢ 海岸防災林の成育までの風害・塩害対策が求められる	■ 幼木から育てることにより沿岸部の環境へ適応を図る ■ 海岸防災林の成育まで、防風垣等の設置など防風対策が必要である
		➢ 環境質と同様に、先駆性植物による潜在植生の影響が懸念される	■ 環境調査により植生状況を把握し、外来種の駆除等の対策が求められる

全体に係る課題図

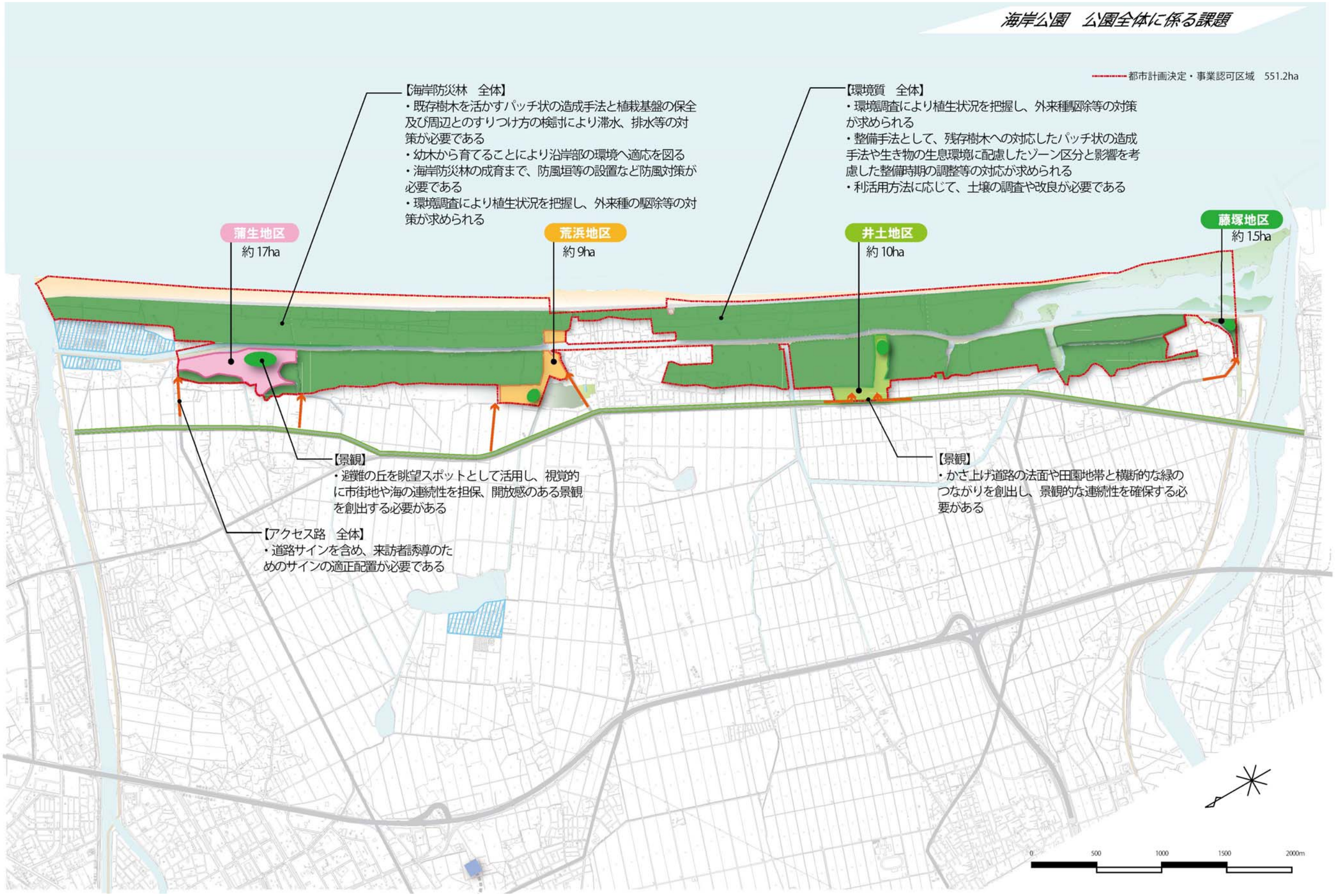
海岸公園　公園全体に係る課題
都市計画決定・事業認可区域　551.2ha
【海岸防災林　全体】
・既存樹木を活かすパッチ状の造成手法と植栽基盤の保全及び周辺とのすりつけ方の検討により滞水、排水等の対策が必要である
・幼木から育てることにより沿岸部の環境へ適応を図る
・海岸防災林の成育まで、防風垣等の設置など防風対策が必要である
・環境調査により植生状況を把握し、外来種の駆除等の対策が求められる
【環境質　全体】
・環境調査により植生状況を把握し、外来種駆除等の対策が求められる
・整備手法として、残存樹木への対応したパッチ状の造成手法や生き物の生息環境に配慮したゾーン区分と影響を考慮した整備時期の調整等の対応が求められる
・利活用方法に応じて、土壌の調査や改良が必要である
蒲生地区
約17ha
荒浜地区
約9ha
井土地区
約10ha
藤塚地区
約1.5ha
【景観】
・避難の丘を眺望スポットとして活用し、視覚的に市街地や海の連続性を担保、開放感のある景観を創出する必要がある
【景観】
・かさ上げ道路の法面や田園地帯と横断的な緑のつながりを創出し、景観的な連続性を確保する必要がある
【アクセス路　全体】
・道路サインを含め、来訪者誘導のためのサインの適正配置が必要である
0
500
1000
1500
2000m

【施設地区に係ること】

		現状と問題点	課題
空間構成	環境条件	➢ 塩害、風害等による樹木の影響、生育悪化が懸念される	■ 風・塩害に強い樹種を選定、幼木からの育成による環境適応を図る等の対策が必要である ■ 海岸防災林の成育まで、防風垣等の設置など防風対策が必要である
		➢ 塩害による施設、建築物への錆、劣化の進行が懸念される	■ 建築物等に耐潮性のある材料仕様や塗装による塩害、劣化防止などの対策が必要である
		➢ 沿岸部の立地条件から、防風や飛砂など、レクリエーション利用に支障が生じる	■ 防風・防砂のネットフェンスの設置や樹木によるバッファー機能の確保が必要である
	施設規模・配置	➢ 避難の丘の導入により施設が配置できる面積が減る	■ 避難の丘の配置やスポーツ施設の利便性等を考慮し、基準に準じる規模及び配置とする
		➢ 野球場やソフトボール場などの規模、向きが適当でない	
		➢ 週末など駐車場が不足している場合がある	■ スポーツ施設配置の再検討に伴い、駐車場配置及び台数の見直しが必要である ■ 大会やイベント時に臨時駐車として活用できるスペースを確保する必要がある
	景観・眺望	➢ 市街地側から海側への眺望を確保できない	■ 囲まれた空間から、避難の丘を新たな眺望スポットとして活用する必要がある
	津波防災	➢ 避難の丘への安全な誘導を図る必要がある	■ 市の避難計画や指針に基づいた避難動線を設定し適正な誘導手法が必要となる ■ 避難誘導の手法として、バリアフリーに対応した動線確保や誘導サイン、夜間照明を設置する必要がある ■ 津波防災に対する事前周知を図る必要がある
	既存資源の活用	➢ 貞山運河やサイクリングロードの利活用が少ない	■ 貞山運河の親水性を高め、カヌー等の水辺利用を促進する ■ 各施設地区へのアクセスを確保し、貞山運河やサイクリングロードを動線として活用する
導入施設	避難の丘	➢ 津波防災施設としての安全性の担保及び日常利用としての活用方法を検討する必要がある	■ 指針に基づく規模・配置・構造の検討が必要である ■ 井土の高台など既存施設を活用した鎮魂の場を表象するランドスケープデザインが求められる ■ 集客施設として、眺望スポットとしての利用や地区ごとの特徴づくりが必要である ■ 環境配慮の視点から、がれき等の震災廃棄物由来の再生資材の有効活用が求められる
	各地区の管理施設機能	➢ 各地区のインフォメーション機能が脆弱である	■ 原形復旧を軸にしながら、各地区の拠点施設のイベントや活動等の情報提供を積極的に行うことにより集客に繋げていくことが求められる
	新たな施設	➢ 水辺利用促進のための施設が求められる	■ 貞山運河の活用と合わせ、親水護岸など水辺利用を促進する施設が必要である

各施設地区に係る課題図（蒲生地区）

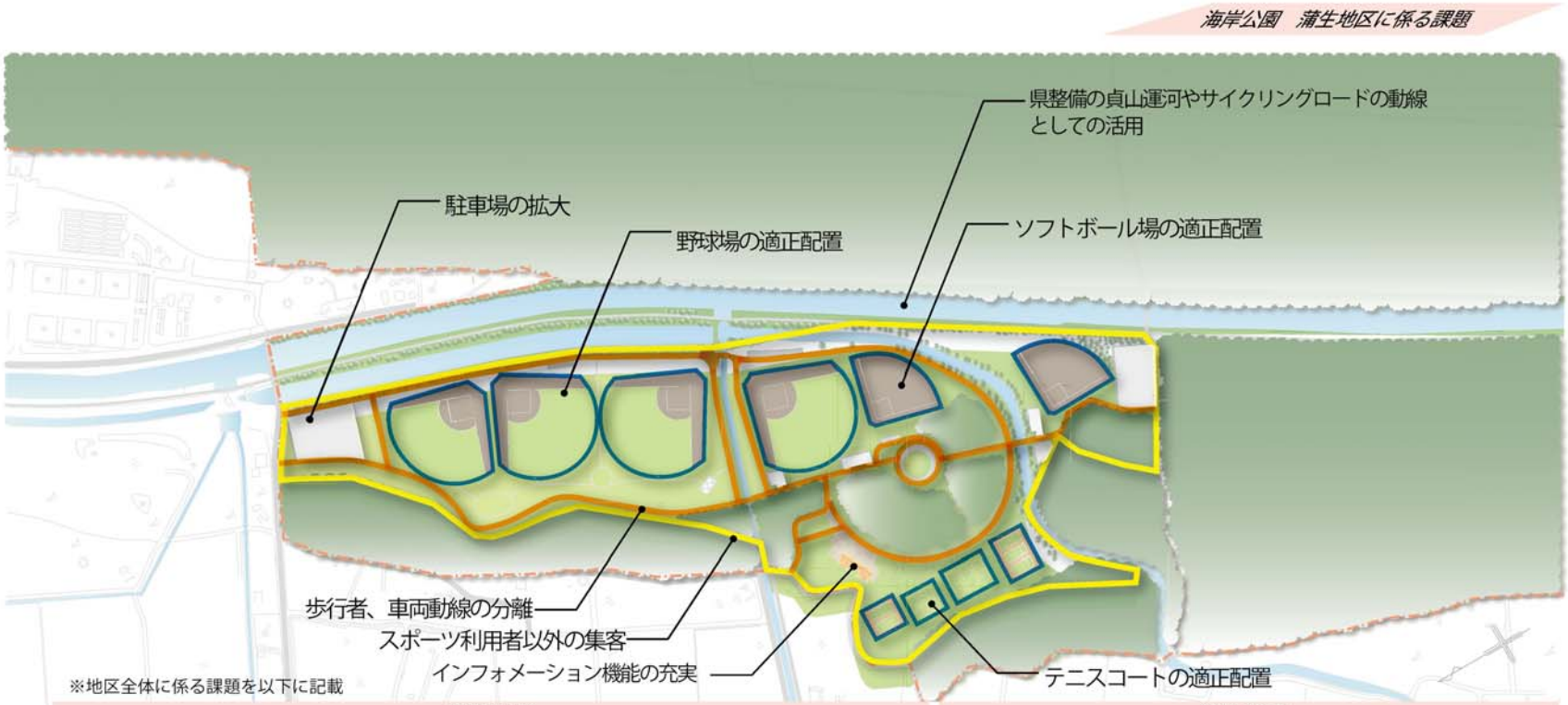

※地区全体に係る課題を以下に記載

空間構成

【環境条件】
・風・塩害に強い樹種を選定、幼木からの育成による環境適応を図る等の対策が必要である
・海岸防災林の成育まで、防風垣等の設置など防風対策が必要である
・建築物等に耐潮性のある材料仕様や塗装による塩害、劣化防止などの対策が必要である
・防風・防砂のネットフェンスの設置や樹木によるバッファー機能の確保が必要である

【施設規模・配置】
・避難の丘の配置やスポーツ施設の利便性等を考慮し、基準に準じる規模及び配置とする
・スポーツ施設配置の再検討に伴い、駐車場配置及び台数の見直しが必要である
・大会やイベント時に臨時駐車として活用できるスペースを確保する必要がある

【景観・眺望】
・囲まれた空間から、避難の丘を新たな眺望スポットとして活用する必要がある

【津波防災】
・市の避難指針や指針に基づいた避難動線を設定し適正な誘導手法が必要となる
・避難誘導の手法として、バリアフリーに対応した動線確保や誘導サイン、夜間照明を設置する必要がある
・津波防災に対する事前周知を図る必要がある

【既存資源の活用】
・貞山運河の親水性を高め、カヌー等の水辺利用を促進する
・各施設地区へのアクセスを確保し、貞山運河やサイクリングロードを動線として活用する

導入施設

【避難の丘】
・指針に基づく規模・配置・構造の検討が必要である
・集客施設として、眺望スポットとしての利用や地区ごとの特徴づくりが必要である
・環境配慮の視点から、がれき等の震災廃棄物由来の再生資材の有効活用が求められる

【管理施設機能】
・原形復旧を軸にしながら、拠点施設のイベントや活動等の情報提供を積極的に行うことにより集客に繋げていくことが求められる

【新たな施設】
・貞山運河の活用と合わせ、親水護岸など水辺利用を促進する施設が必要である

各施設地区に係る課題図（荒浜地区）

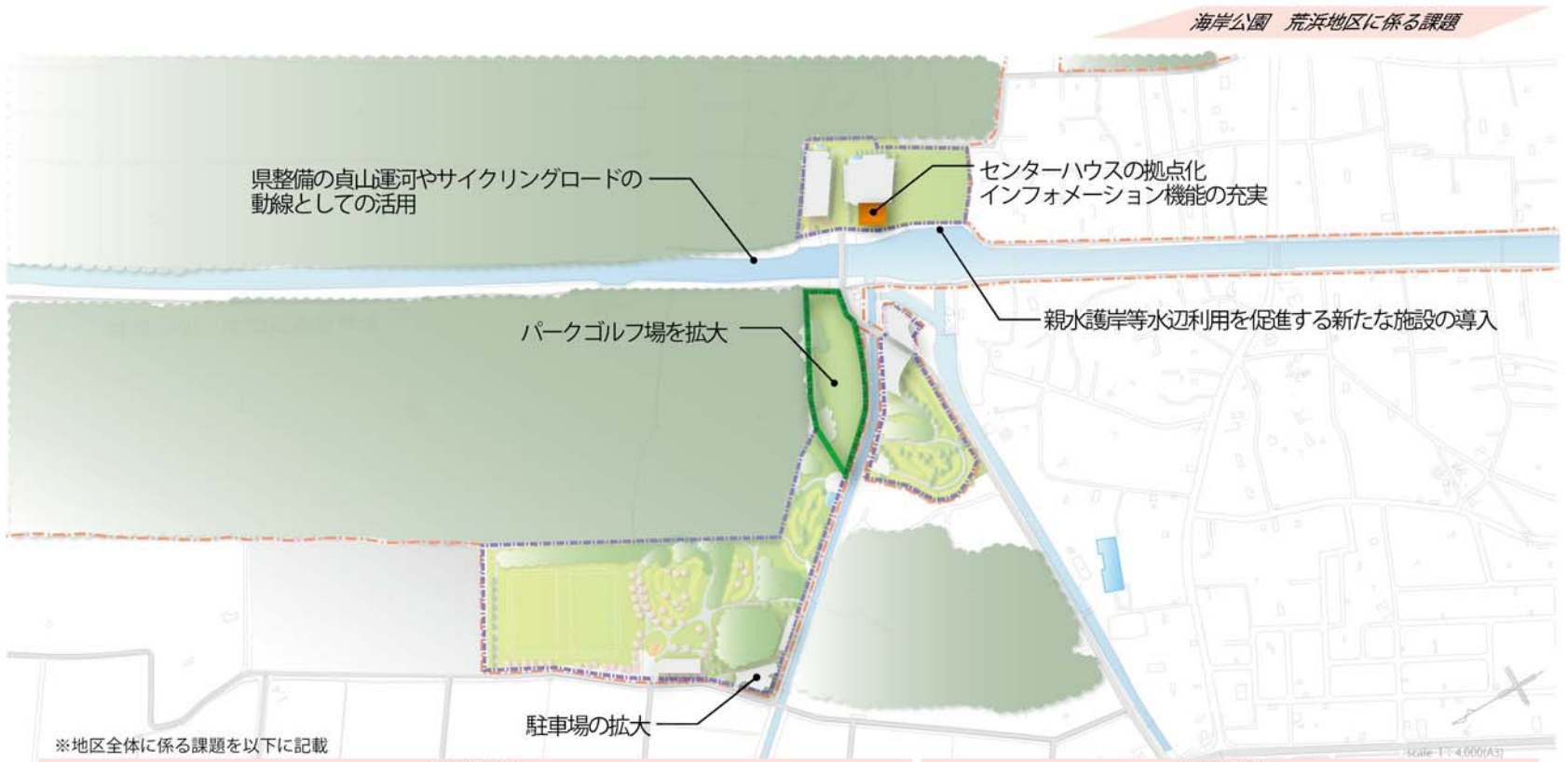

※地区全体に係る課題を以下に記載

空間構成

【環境条件】
・風・塩害に強い樹種を選定、幼木からの育成による環境適応を図る等の対策が必要である
・海岸防災林の成育まで、防風垣等の設置など防風対策が必要である
・建築物等に耐潮性のある材料仕様や塗装による塩害、劣化防止などの対策が必要である
・防風・防砂のネットフェンスの設置や樹木によるバッファー機能の確保が必要である

【景観・眺望】
・囲まれた空間から、避難の丘を新たな眺望スポットとして活用する必要がある

【津波防災】
・市の避難計画や指針に基づいた避難動線を設定し適正な誘導手法が必要となる
・避難誘導の手法として、バリアフリーに対応した動線確保や誘導サイン、夜間照明を設置する必要がある
・津波防災に対する事前周知を図る必要がある

【既存資源の活用】
・貞山運河の親水性を高め、カヌー等の水辺利用を促進する
・各施設地区へのアクセスを確保し、貞山運河やサイクリングロードを動線として活用する

導入施設

【避難の丘】
・指針に基づく規模・配置・構造の検討が必要である
・集客施設として、眺望スポットとしての利用や地区ごとの特徴づくりが必要である
・環境配慮の視点から、がれき等の震災廃棄物由来の再生資材の有効活用が求められる

【管理施設機能】
・原形復旧を軸にしながら、拠点施設のイベントや活動等の情報提供を積極的に行うことにより集客に繋げていくことが求められる

【新たな施設】
・貞山運河の活用と合わせ、親水護岸など水辺利用を促進する施設が必要である

各施設地区に係る課題図（井土地区）

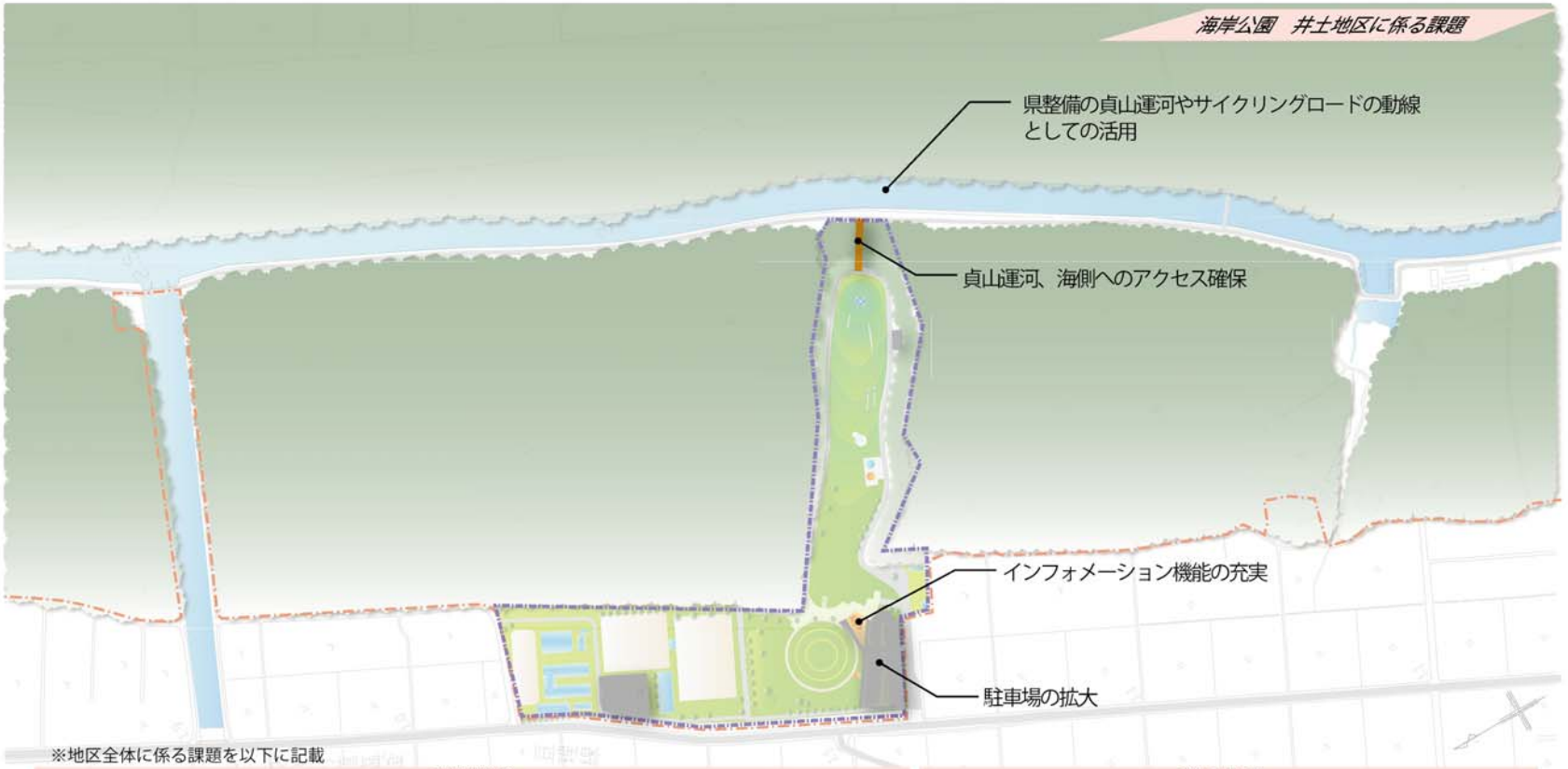

※地区全体に係る課題を以下に記載

空間構成

【環境条件】
・風・塩害に強い樹種を選定、幼木からの育成による環境適応を図る等の対策が必要である
・海岸防災林の成育まで、防風垣等の設置など防風対策が必要である
・建築物等に耐潮性のある材料仕様や塗装による塩害、劣化防止などの対策が必要である
・防風・防砂のネットフェンスの設置や樹木によるバッファー機能の確保が必要である

【景観・眺望】
・囲まれた空間から、避難の丘を新たな眺望スポットとして活用する必要がある

【津波防災】
・市の避難計画や指針に基づいた避難動線を設定し適正な誘導手法が必要となる
・避難誘導の手法として、バリアフリーに対応した動線確保や誘導サイン、夜間照明を設置する必要がある
・津波防災に対する事前周知を図る必要がある

【既存資源の活用】
・貞山運河の親水性を高め、カヌー等の水辺利用を促進する
・各施設地区へのアクセスを確保し、貞山運河やサイクリングロードを動線として活用する

導入施設

【避難の丘】
・既存施設を活用した鎮魂の場を表象するランドスケープデザインが求められる
・集客施設として、眺望スポットとしての利用や地区ごとの特徴づくりが必要である

【管理施設機能】
・原形復旧を軸にしながら、拠点施設のイベントや活動等の情報提供を積極的に行うことにより集客に繋げていくことが求められる

【新たな施設】
・貞山運河の活用と合わせ、親水護岸など水辺利用を促進する施設が必要である

各施設地区に係る課題図（藤塚地区）

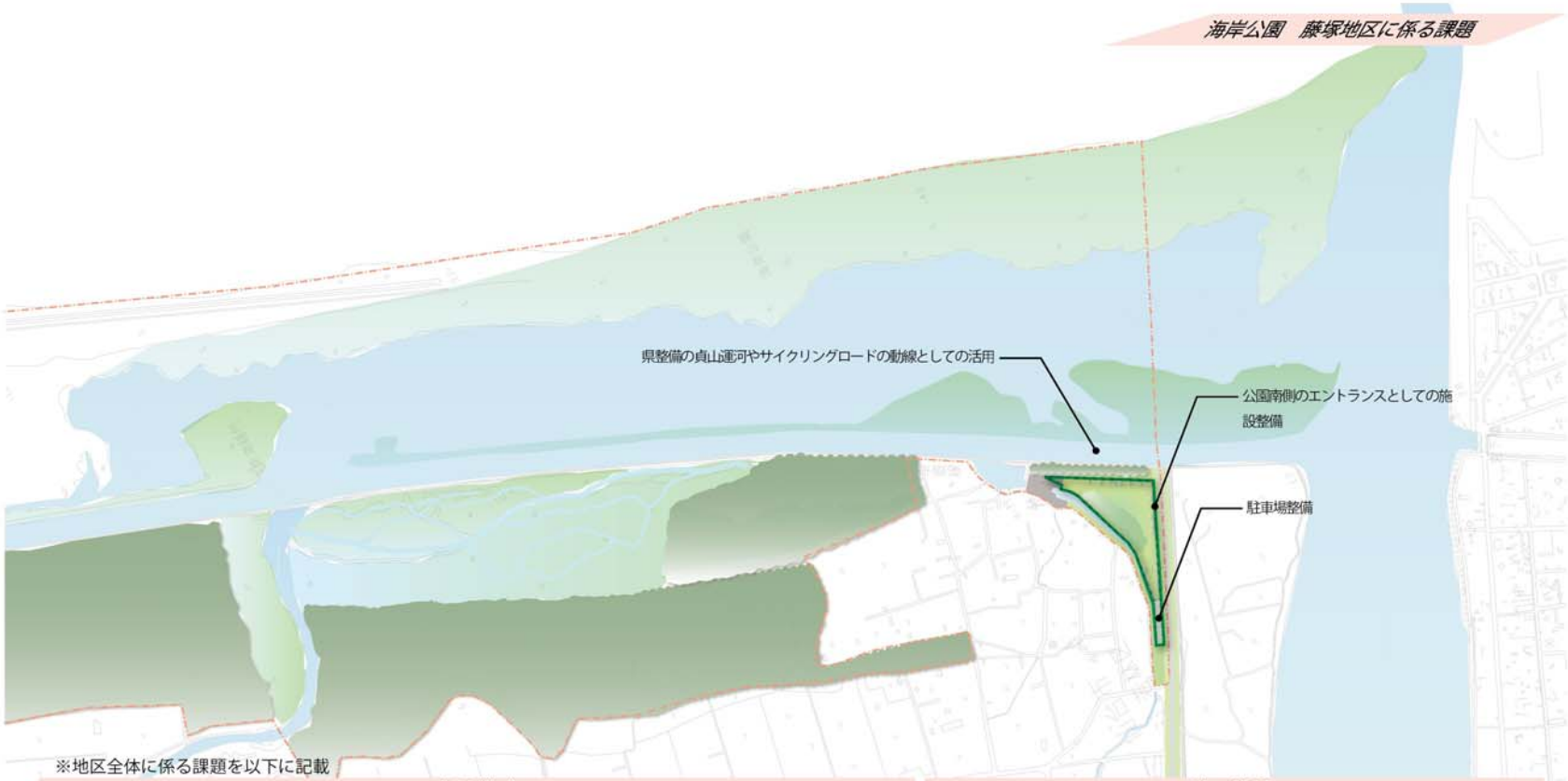

※地区全体に係る課題を以下に記載

空間構成

【環境条件】
・風・塩害に強い樹種を選定、幼木からの育成による環境適応を図る等の対策が必要である
・海岸防災林の成育まで、防風垣等の設置など防風対策が必要である
・建築物等に耐潮性のある材料仕様や塗装による塩害、劣化防止などの対策が必要である
・防風・防砂のネットフェンスの設置や樹木によるバッファー機能の確保が必要である

【景観・眺望】
・囲まれた空間から、避難の丘を新たな眺望スポットとして活用する必要がある

【津波防災】
・市の避難計画や指針に基づいた避難動線を設定し適正な誘導手法が必要となる
・避難誘導の手法として、バリアフリーに対応した動線確保や誘導サイン、夜間照明を設置する必要がある
・津波防災に対する事前周知を図る必要がある

【既存資源の活用】
・貞山運河の親水性を高め、カヌー等の水辺利用を促進する
・各施設地区へのアクセスを確保し、貞山運河やサイクリングロードを動線として活用する

導入施設

【避難の丘】
・指針に基づく規模・配置・構造の検討が必要である
・集客施設として、眺望スポットとしての利用や地区ごとの特徴づくりが必要である
・環境配慮の視点から、がれき等の震災廃棄物由来の再生資材の有効活用が求められる

【管理施設機能】
・拠点施設のイベントや活動等の情報提供を積極的に行うことにより集客に繋げていくことが求められる

【新たな施設】
・貞山運河の活用と合わせ、親水護岸など水辺利用を促進する施設が必要である

3章　復興基本計画の検討と設定

1 基本計画における方針の検討と設定

(1) 基本計画の展開方針の設定

基本構想における3つの基本方針「自然と人とのつながりの再構築」「震災記憶の継承」「新たな賑わい・交流の創出」を軸に、基本計画として具体的検討に必要な方針を設定するにあたり、以下の3つの視点を設定する。

【基本構想の3つの基本方針】

自然と人とのつながりの再構築

自然環境と海辺の景観を再生し、自然と人とのつながりを再構築する。

震災記憶の継承

震災の記憶を継承し、津波防災機能のある公園として再生を目指す。

新たな賑わい・交流の創出

沿岸部の賑わいを取り戻し、新たな交流の場として再生を目指す。

【基本計画の展開方針】

①地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用

②津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり

③交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり

基本計画の展開方針を以下の通り設定する。

①地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用

- 海岸防災林の育成により、海岸特有の「白砂青松」の景観を再生し、風害・塩害等の環境条件に応じた、海浜植生や地域固有の植生の保全と育成を図る。
- 植樹から育成管理も見据えた、市民とともにつくるみどりを目指しながら、市民の取り組みを内外に発信し、仙台市のみどりの復興を推進する。
- 海岸防災林や貞山運河などの、地域特有である自然資源及び歴史資源の特性を活かした利活用を図る。

②津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり

- 施設地区毎に津波発生時の避難場所となる避難の丘を整備し、避難機能を確保する。
- 避難の丘への適切な避難経路を確保し、サインの配置等により避難者の確実な誘導を図る。
- 津波の被害を免れた井土地区の高台等、震災遺構としての活用を図り、震災を後世に伝える機能を持たせる。
- メモリアルイベントや避難訓練の実施など、防災教育や津波防災意識の向上に努める。

③交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり

- 震災により失われた施設を復旧し、震災前の公園機能を回復する。それに伴い、震災前の課題を踏まえて、復旧する施設の機能見直しや新たな施設の導入を図る。
- 眺望ポイントとしての避難の丘や多目的広場等の導入及びその活用、また、樹木や花による新たな景観づくりといった季節性や話題性の創出によって、多様な利用者を誘致し、市内外の交流を促進させる。
- 施設が整備された後には、新たな活用や取組みの実施によって、４つの施設地区の連携を高めるとともに、広域公園としての継続的な魅力向上を図る。
- 仙台市東部における、景観性や回遊性等のネットワークづくりを推進し、海岸公園を含めた東部地域一帯での利用の促進を図る。

(2) 整備の基本的な考え方

海岸公園の整備の基本的な考え方は、「被災施設の再整備」と「展開方針からの整備の方向性」を軸として再生を図ると共に、「運用・支援による再生・活性化」のソフト面での展開による利活用の促進を図り、復興のシンボルとなる公園づくりを目指すこととする。

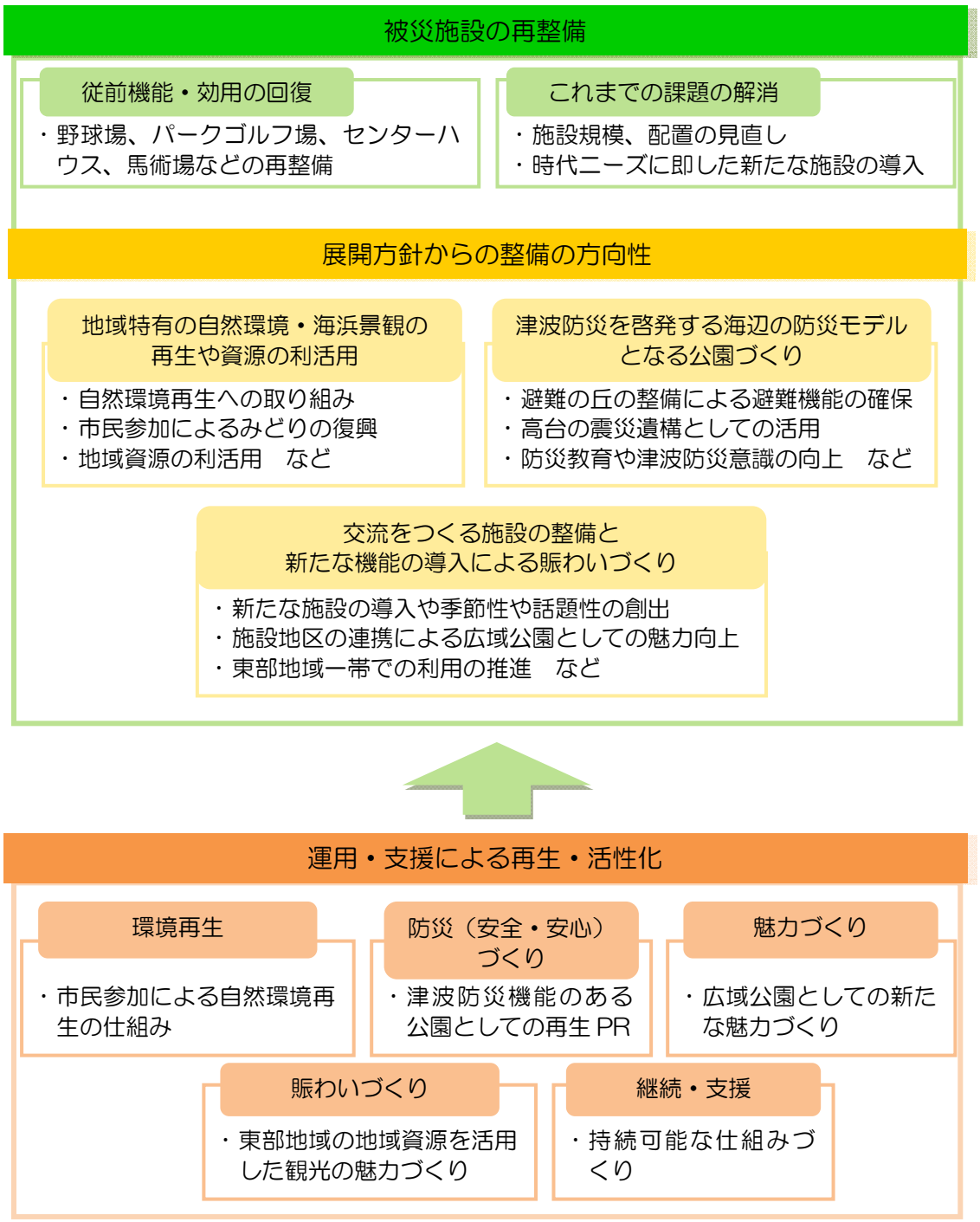

図3-1-1　整備の基本的な考え方

海岸公園は復興のシンボルとなる公園づくりを目指し、段階的に整備を進めていく。

第1ステージとして、従来の公園機能を回復させるべく、被災した施設の復旧と防災機能を確保に向けて、骨格となる施設整備を行う。また、第2ステージに向けた検討も並行して行っていく。

第2ステージとして、第1ステージを基本としながら、海岸公園としての新たな機能を追加し、よりよい利活用を目指してプログラム等の運営・管理の展開を図り、皆で、使い・作り・育て、沿岸部の賑わいを取り戻していく。

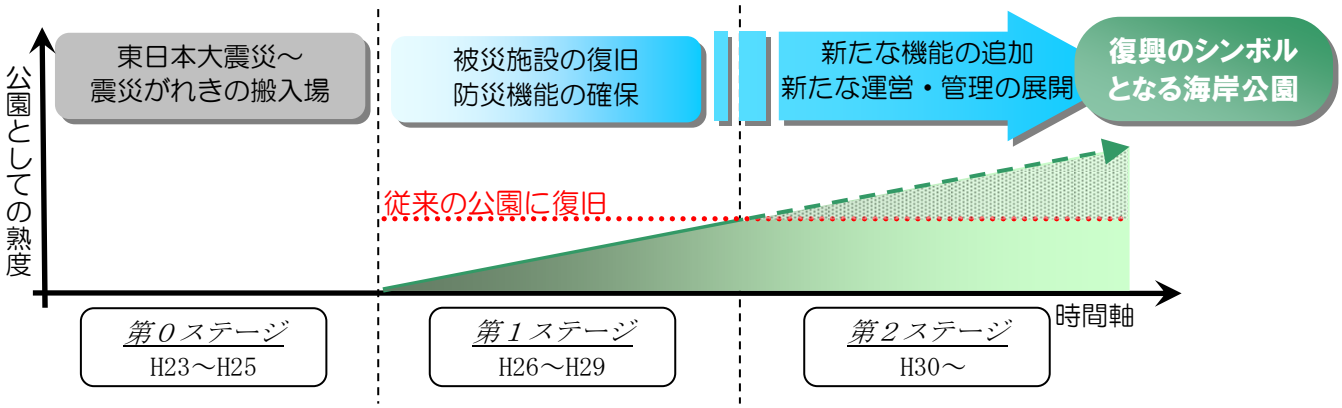

図3-1-2　時間軸の考え方

2 ゾーンの検討と設定

(1) 計画設計の与条件

海岸公園復興基本構想や関連計画に基づいた計画策定の与条件は下表のとおりである。

表 3-2-1　計画策定の与条件

海岸公園エリア	・ 公園区域は現状区域を対象
ゾーン構成	・ 従前計画を活かしたゾーン構成
津波防災	・ 避難の丘を各施設地区に配置
周辺既存施設の積極的活用	・ 貞山運河の活用 ・ サイクリングロードの活用
関連事業	・ 海岸防災林の育成（成育期間約30年要す） ・ 貞山運河の復旧 ・ サイクリングロードの復旧 ・ 二線堤となるかさ上げ道路の新設 ・ 災害危険区域内の農地の復旧 ・ 災害危険区域内の防災集団移転 ・ 海水浴場の再開については未定 ・ 東北太平洋岸自然歩道の設定

(2) 海岸公園区域内の整備事業

下表のとおり、公園区域内で仙台市がハードの整備を行なうのは、基本的には施設地区のみであるが、公園全体として連携したソフト展開を目指し、海岸公園のよりよい利活用を推進する。

表 3-2-2　公園区域内の整備事業と市の関わり

区域内の施設	事業の進め方	仙台市の関わり
海岸防災林	林野庁により、敷地造成・植樹が実施される。	国、県等と連携しながら、樹木の保全・育成を図り、散策等の利活用方法を検討する。
貞山運河	宮城県により、沈下箇所や被災した堤体の復旧が実施される。	県と連携した親水施設の整備等の利活用方法を検討する。
サイクリングロード	宮城県により、堤体と一体的に復旧が進められる。	周辺施設の利用を踏まえながら、回遊性のある利活用方法を検討する。
施設地区 (蒲生,荒浜,井土,藤塚)	仙台市が再整備を進める。	安全の確保とともに、魅力ある公園づくりを進める。
井土浦	宮城県により、貞山運河を含めた運河周辺における環境保全の検討が進められる。	国、県等と連携しながら、良好な自然環境を保全し、眺望景観の向上を図る。

(3) 施設地区毎のゾーン構成

施設地区の従前の性格に基づき、施設地区毎のゾーニング計画を海岸公園復興基本構想で設定した。

それらの構成を踏まえながら、各地区の整備、利活用計画を検討する。

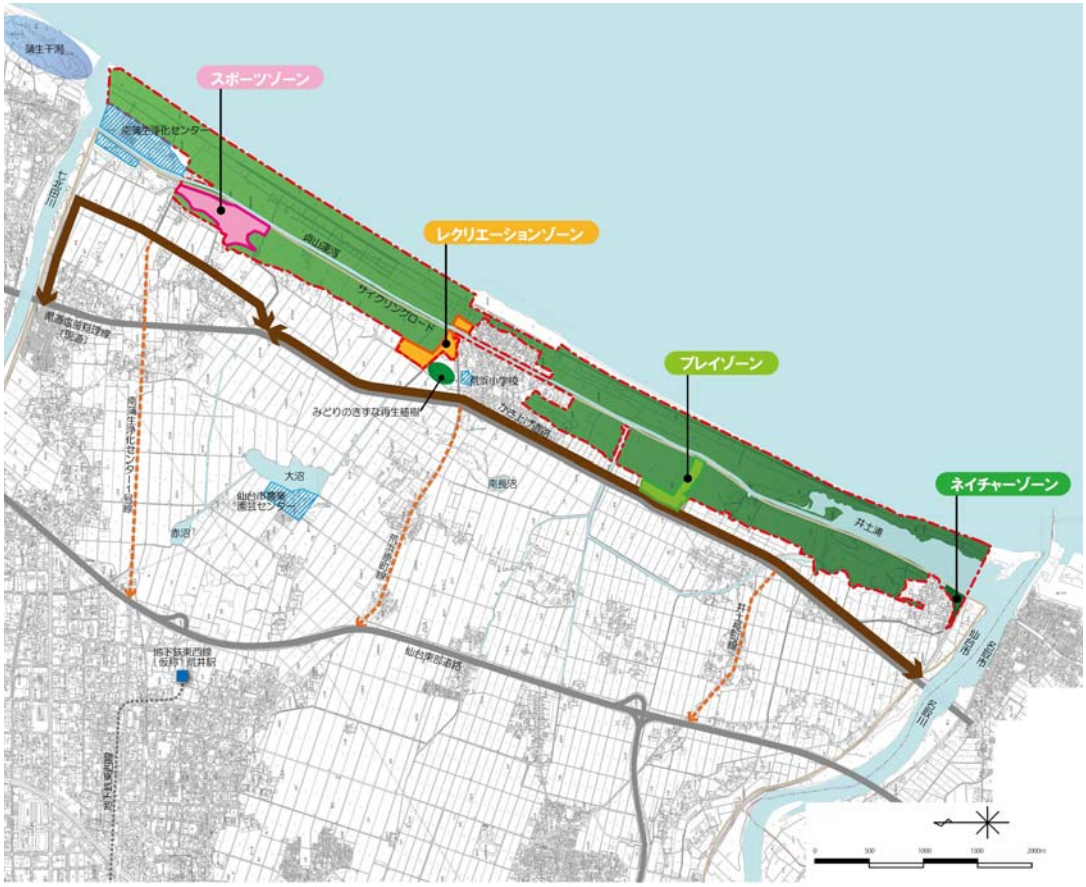

図 3-2-1　全体ゾーニング

スポーツゾーン：蒲生地区

ゾーンの特性	野球、テニスや軽スポーツを楽しむゾーン

検討と設定

被災施設の再整備	従前機能・効用の回復	・野球場（4面） ・ソフトボール場（2面） ・テニスコート（10面） ・サイクリングロード
	これまでの課題の解消	・野球場、ソフトボール場の適正配置 ・歩行者、車両動線の分離 ・スポーツ利用者以外の集客 ・駐車場の拡大
展開方針からの整備の方向性	地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用	・スポーツ利用へ配慮した植栽の育成 ・貞山運河沿いに親水施設の導入
	津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり	・震災の記憶を伝え、安全・安心を確保する避難の丘の整備
	交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり	・野球場、ソフトボール場、テニスコートの復旧 ・眺望スポットや修景施設、遊戯施設としての避難の丘の活用 ・多目的利用の広場の導入

【利用促進、魅力アップにむけて】

・野球、テニス等目的型のスポーツ利用者以外の集客性、利用を高めるため、貞山運河側の水辺空間と一体的に、多目的利用広場、避難の丘、自由広場を帯状に連携させた多目的活動スペース機能を確保する。
・オープンスペース機能を活かし、軽スポーツや親子連れでボール遊びなど誰もが自由に遊べる場を配置する。
・避難の丘は、眺望空間の魅力づくりや面的な花の修景、緩斜面を活かした遊び場（草すべり場、アスレチック遊具等）として活用する。

【被災前施設配置】

施設ゾーニング

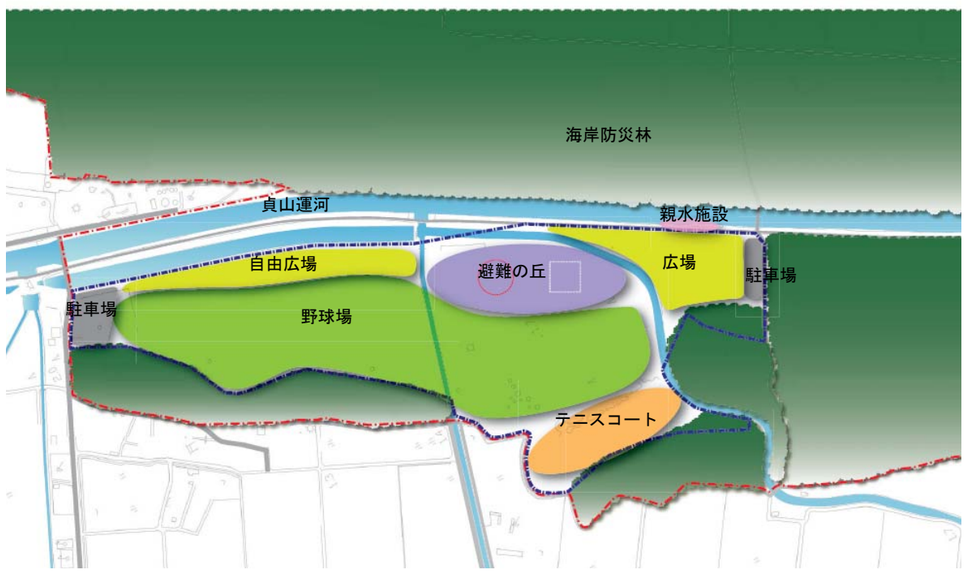

レクリエーションゾーン：荒浜地区

ゾーンの特性	水辺のレクリエーションやパークゴルフなど多様なレクリエーションを楽しむゾーン

検討と設定

被災施設の再整備	従前機能・効用の回復	・パークゴルフ場 ・運動広場（多目的広場） ・貞山運河（カヌー、ボート等） ・センターハウス ・サイクリングロード
	これまでの課題の解消	・パークゴルフ場を拡大 ・センターハウスの拠点化 ・駐車場の拡大
展開方針からの整備の方向性	地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用	・復興の彩りをつくる植栽の育成 ・広場導入による一体的な親水施設の活用
	津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり	・震災の記憶を伝え、安全・安心を確保する避難の丘の整備 ・センターハウスへのギャラリースポット機能の追加
	交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり	・パークゴルフ場、運動広場、センターハウスの復旧 ・眺望スポットや修景施設としての避難の丘の活用 ・公園全体や貞山運河利用におけるセンターハウスの拠点化

【利用促進、魅力アップにむけて】

・４ 施設地区の中で特に、貞山運河との一体性のある水辺空間、親水機能のあるゾーンとして特徴づくりを強める。水辺と広場の一体的な魅力ある空間を創出する。
・パークゴルフ場の拡張整備や運動広場の充実化により、魅力アップと日常的な利用促進を高める。
・パークゴルフ場・避難の丘ゾーンは一体的に、サクラ山･花山として一般利用者が散策等も楽しめる魅力ある空間づくりを高める。

【被災前施設配置】

施設ゾーニング

プレイゾーン：井土地区

ゾーンの特性	プレーパーク活動、乗馬、デイキャンプなどの体験活動を行うゾーン

検討と設定

被災施設の再整備	従前機能・効用の回復	・冒険遊び場（プレーパーク） ・大型遊具広場 ・幼児遊具広場 ・デイキャンプ場 ・馬術場 ・サイクリングロード
	これまでの課題の解消	・貞山運河、海側へのアクセス確保 ・駐車場の拡大
展開方針からの整備の方向性	地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用	・多様な景観を形成する植栽の育成 ・貞山運河沿いに親水施設の導入
	津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり	・浸水しなかった高台部の避難機能の確保 ・津波被害を免れた丘としての保存及び表象化
	交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり	・幼児遊具広場、デイキャンプ場、馬術場の復旧 ・円形デッキや花による修景といった眺望景観の魅力づくり

【利用促進、魅力アップにむけて】

・避難の丘ゾーンは、メモリアル空間としての位置づけを高め、震災記憶の継承を表現する。高台地形を活かし展望デッキ等整備により展望空間・シンボル空間としての魅力づくりを行う。
・貞山運河側、海側とのアクセス性を確保し、避難の確保とともに、一体的な利用を促進する。また、レクリエーション利用や環境学習フィールドとして周囲の林地との連携した活用を図る。

【被災前施設配置】

施設ゾーニング

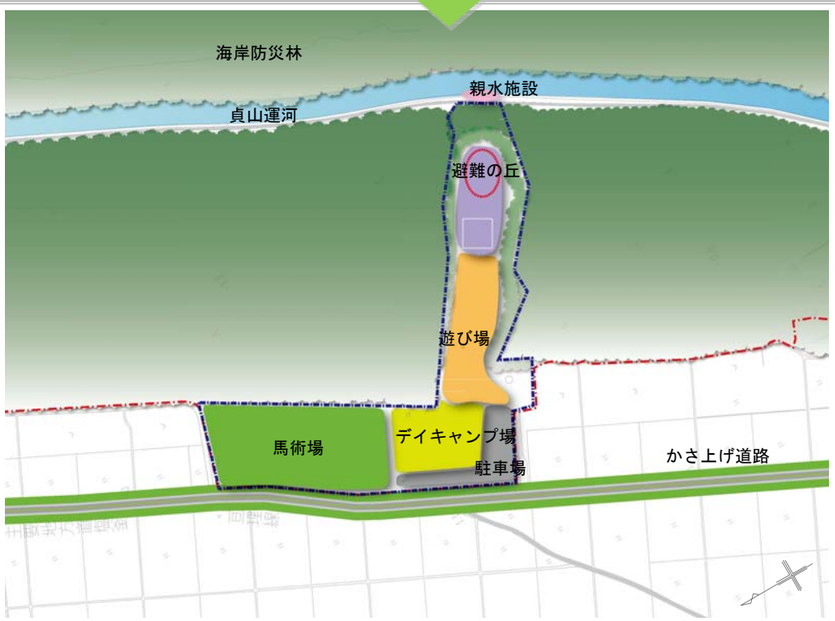

ネイチャーゾーン：藤塚地区

ゾーンの特性	湿地や干潟などの自然環境の再生と、自然学習について学ぶゾーン

検討と設定

被災施設の再整備	従前機能・効用の回復	・展望台 ・サイクリングロード
	これまでの課題の解消	・公園南側のエントランスとしての施設整備 ・駐車場整備
展開方針からの整備の方向性	地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用	・湿地及び干潟環境の保全 ・環境教育としての観察の場の利用 ・貞山運河沿いに親水護岸の導入
	津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり	・震災の記憶を伝え、安全・安心を確保する避難の丘の整備
	交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり	・サイクルステーション整備による回遊性の向上 ・四阿等の自然観察、鑑賞施設の導入

【利用促進、魅力アップにむけて】

・井土浦の自然環境の観察拠点、サイクリング利用者等の回遊拠点としての位置づけを高め、情報発信機能を高める。
・自然観察や学習等の環境教育の拠点化を促進し、ソフトー体型の利用促進を行う。

【被災前施設配置】

施設ゾーニング

3 津波防災の考え方

(1) 東部地域における津波避難

東部地域における津波避難の方法については、「津波避難施設の整備に関する基本的考え方（平成25年3月　仙台市）」の中で、かさ上げ道路とそこから西へ延びる3本の避難道路が避難経路として位置付けられており、また、公園利用者は公園内での避難とされていることから、各施設地区に設ける公園の丘（以下「避難の丘」という。）へ逃げることとなる。また、車での避難は想定せず、徒歩による避難となる。

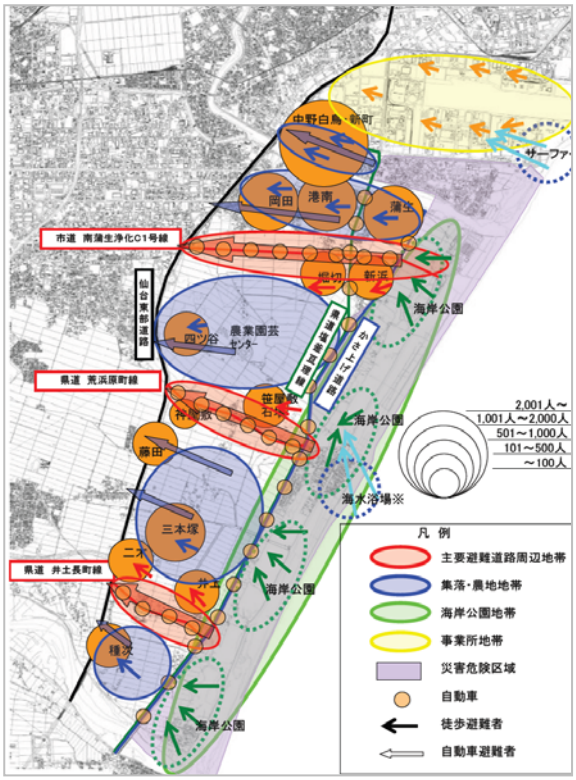

①主要避難道路周辺地帯
・徒歩避難者は近くの避難施設、高台へ避難する。
・自動車避難者は主要避難道路*を利用して東部道路以西へ避難する。
②集落・農地地帯
・徒歩避難者は近くの避難施設、高台へ避難する。
・自動車避難者は一般市道を利用して東部道路以西へ避難する。
③海岸地帯
・避難者は公園の丘への避難を基本とする。
（具体的な場所等については、公園再整備の中で検討する。）
④事業所地帯
・避難者は事業所等へ避難する。

(2) 海岸公園の防災機能

地勢や周辺の状況を踏まえると、海岸公園に求められる防災機能は以下の3つが挙げられる。

施設整備を進めるうえでは、これらの機能を確保するための配慮が必要である。

(1) 津波の多重防御機能
　海岸防災林や貞山運河による津波エネルギーの減衰や到達時間の遅延、漂流物の捕捉
(2) 避難地機能
　緊急時のオープンスペースや津波避難地としての高台、救助活動の拠点
(3) 復旧支援機能
　復旧活動の広域的拠点（自衛隊の活動拠点や震災がれきの仮設搬入場など）

(3) 海岸公園の津波避難行動

①　一次避難について

1) 公園利用者は避難の丘に避難する

- 海岸公園における津波からの避難については、蒲生、荒浜、井土（既存高台を活用）、藤塚の各施設地区内に整備する避難の丘への避難を基本とする。
- 避難の丘の位置は、徒歩による避難可能距離（500～900m：概ね15分程度）を基に施設地区内に配置することから、避難移動手段は基本的に徒歩とする。また、徒歩避難が困難な利用者については、避難の丘頂上部へ接続するスロープ等を整備して安全の確保を図る。
- カヌー利用者やサイクリングロード利用者等に向けて、津波防災の啓発を普段より徹底し、サイン配置による適切な避難誘導を図る。緊急時には早急に情報を伝達できる機能を確保する。

2) かさ上げ道路より東側にいる土地利用者が、公園内へ避難することを想定する

- かさ上げ道路より東側の土地利用を考慮すれば、発災時には農業従事者等がいることが考えられるため、それらの避難者が公園内に避難することを想定しておくこととする。
- 避難の丘は長時間の避難に配慮した避難面積（2㎡／人）の確保を計画していることから、一時的な緊急避難の際には、避難者相互の共助によって公園外からの避難者を受け入れることができる。

②　二次避難について

海岸堤防とかさ上げ道路に挟まれた海岸公園区域は、津波が引いた後も周辺地域での海水の滞留が想定される。そのため、避難の丘からの徒歩での二次避難は困難であり、ヘリコプターによる救助輸送を想定しなければならない。それに伴い、避難の丘の高台部には、避難場所との安全離隔を確保したうえで、避難時に活用できるヘリコプターの離着陸スペース（平坦部）を確保する。

③　避難の丘への避難誘導について

適切な避難誘導を図るため、下記の項目に配慮する。

- ◆ 徒歩避難が可能な距離である避難経路の設定
- ◆ 避難経路を示す標識など、適切なサイン配置計画の設定
- ◆ 公園内及びその周辺に所在する市民等への誘導伝達手段の設定
- ◆ 緊急時における管理者の避難誘導計画の指針設定

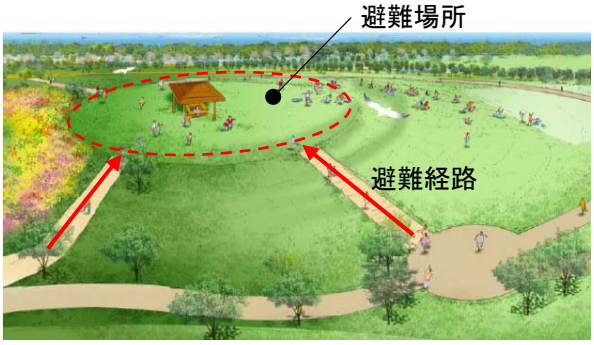

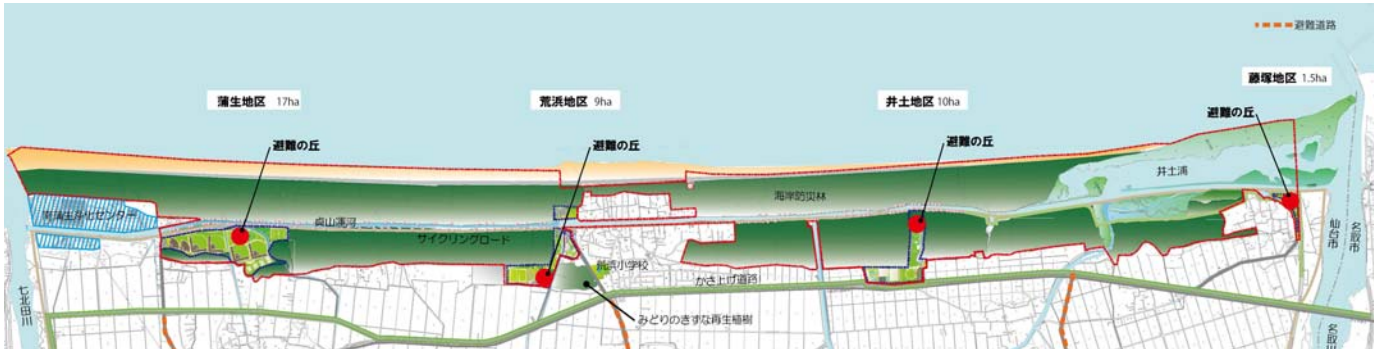

4 導入施設の技術的検討

(1) 盛土及び避難の丘の検討

①　盛土の検討

海岸公園では現地盤 T.P.+1.0mで整備を行うため、盛土は避難の丘のみとなる。また、井土地区はかさ上げ道路と隣接することから、T.P.+7.0mで整備を行なう。

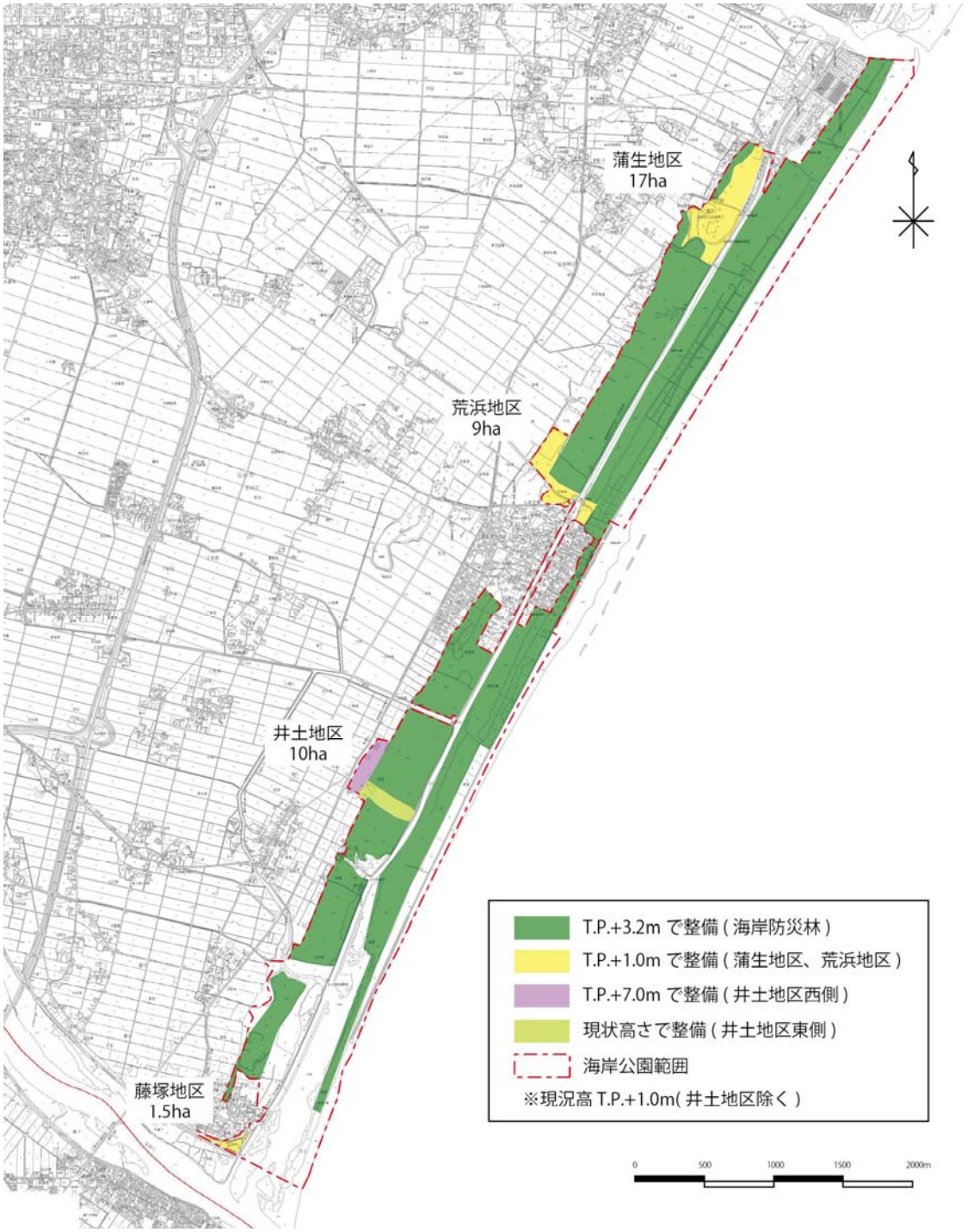

図 3-4-1　造成高さ

②　法面勾配

盛土に必要な性能が確保できるように表に示す盛土材料及び盛土高に対する標準的な法面勾配を確保する。（勾配1：1.5～1：2.0）

高木を植栽する場合は勾配1：1.7程度以下とする。

いずれも、「津波被害に強いまちづくりにおける公園緑地整備関連資料」－国土交通省都市局公園緑地・景観課－ｐ19に掲載されている根拠を参照している。

- 表3-4-1は盛土材料および盛土高に対する標準のり面勾配を示す。
- 勾配は盛土材料と盛土高さにより、1：1.5～1：2.0の範囲が安定した勾配であると示している。

表 3-4-1　盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の目安

盛土材料	盛土高（m）	勾　配	摘　要
粒度の良い砂(S)，礫及び細粒分混じり礫(G)	5ｍ以下	1:1.5～1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり，浸水の影響がなく，５章に示す締固め管理基準値を満足する盛土に適用する。 （　）の統一分類は代表的なものを参考に示したものである。 標準のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5～15m	1:1.8～1:2.0	
粒度の悪い砂(SG)	10m以下	1:1.8～1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5～1:1.8	
	10～20m	1:1.8～1:2.0	
砂質土(SF)，硬い粘質土，硬い粘土(洪積層の硬い粘質土，粘土，関東ローム等)	5ｍ以下	1:1.5～1:1.8	
	5～10m	1:1.8～1:2.0	
火山灰質粘性土(V)	5ｍ以下	1:1.8～1:2.0	

注）盛土高は，のり肩とのり尻の高低差をいう

（出典：道路土工－盛土工指針（平成 22 年度）（平成 22 年 4 月、（社）日本道路協会））

道路のり面等の傾斜地に高木を植栽する場合は、道路のり面等の安定、並びに樹木の良好な活着及び生育を図る必要から、勾配が30度（1：1.7）程度以下であることが望ましい。

図 3-4-2　道路緑化技術基準・同解説（昭和 63 年 12 月、（社）日本道路協会）

③　盛土内の排水

盛土内の排水については、盛土の安定性を確保するために、水平排水層や地下排水溝等の地下排水工を設け、浸透水、湧水等を盛土外に排出できるような構造とする。

④　避難の丘

避難の丘の構造及び規模は、技術基準等を参照し以下の通り設定する。

	設定	技術的根拠
配置	基本は海岸線に垂直方向に配置	・波のエネルギーを受ける面積を少なくするよう海岸線に垂直方向に盛土の稜線を設定することが効果的※①
築山の計画高	蒲生地区：T.P.+10.0m 荒浜地区：T.P.+10.0m 井土地区：T.P.+15.0m 藤塚地区：T.P.+15.0m	・津波シミュレーションより想定 ・沈下量や潮位等を考慮する※②
頂上部の広さ	蒲生地区：2,100㎡ 荒浜地区：420㎡ 井土地区：2,120㎡ 藤塚地区：100㎡ ※1人当たり2㎡として算出	・1人当たり1～2㎡※② ・最小の面積は四阿(1辺4～5㎡)とその周辺の通路(幅2～3m)が設置できる広さに設定し概ね100㎡とする※②
築山の形状	法面勾配 1：1.5～1：4以下	・法面の安定勾配確保※① ・避難の丘として駆けあがれる勾配※② ・植栽の適正法面勾配 ・利活用も視野に入れた勾配の強弱をつける※③
	スロープ5% （やむを得ない場合8%）	・誰もが安全に上れる勾配のスロープと直線的に駆け上がれる階段を組み合わせて配置※②
構造	津波堆積物等の活用 ・コンクリートくず ・津波堆積物	・盛土材としての要求品質を確保する※① ・植栽基盤部には適さないので使用しないように配慮する

※①　東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針
※②　宮城県沿岸部における都市公園・緑地新設の考え方（案）
※③　ランドスケープデザイン　造園設計ディテールシート

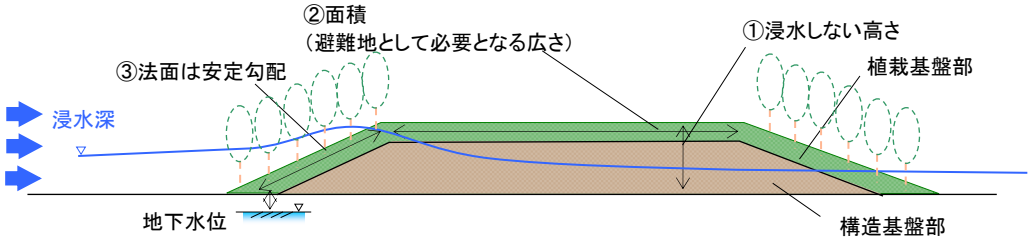

図 3-4-3　避難地として整備する盛土の設定
（出典：東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針［資料編］）

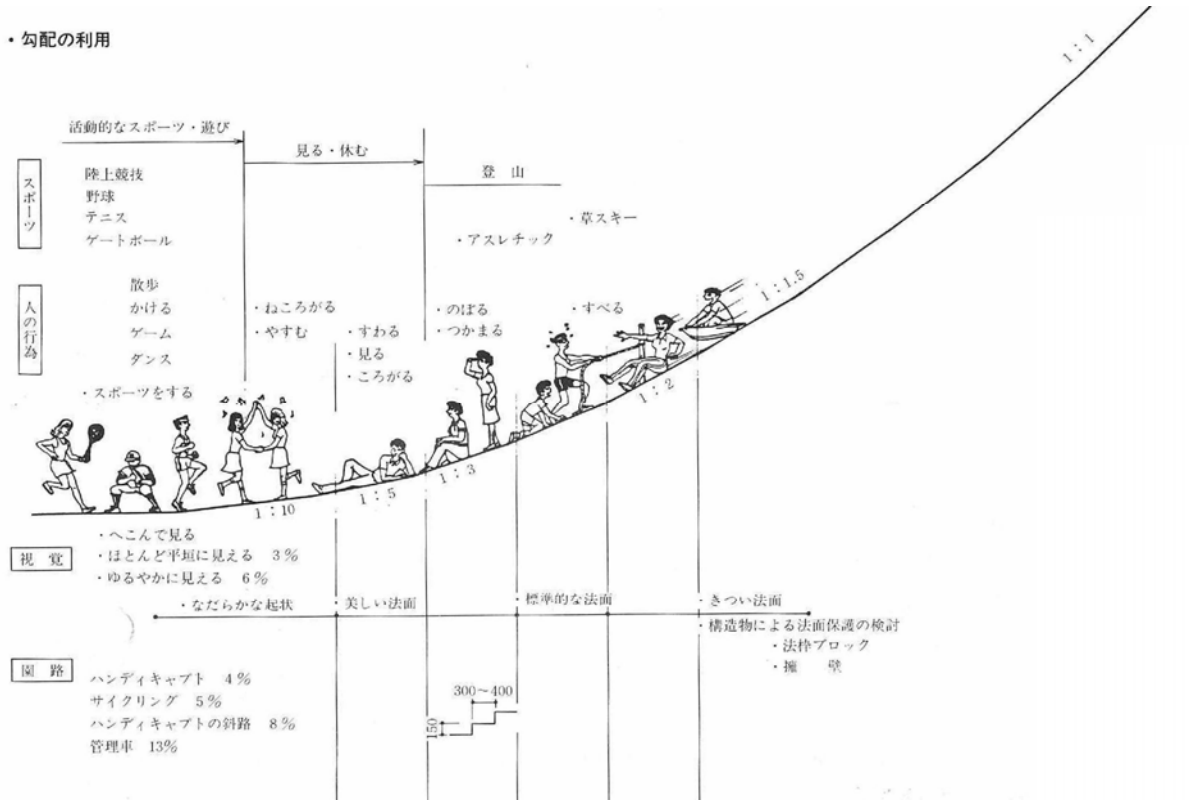

図 3-4-4　勾配の利用
（出典：ランドスケープデザイン　造園設計ディテールシート）

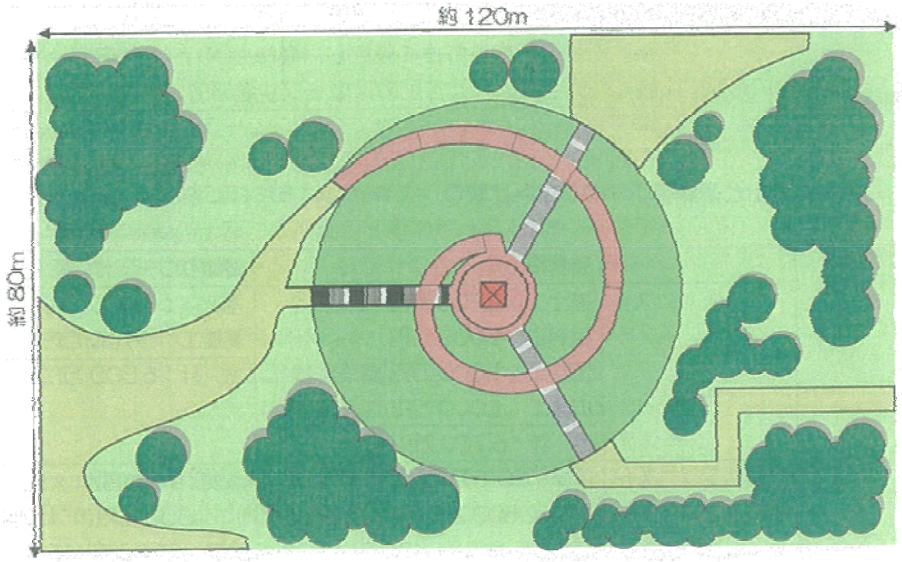

図 3-4-5　避難築山の配置イメージ図
（出典：宮城県沿岸部における都市公園・緑地新設の考え方（案））

下記条件に基づく避難の丘の規模は表3-4-2の通りとなる。

条件設定：
○避難対象範囲：海岸公園施設地区　37.5ha
○避難率：100%

表 3-4-2　避難の丘の規模

海岸公園内の施設地区	避難想定人口			避難面積（2㎡／人）	備　考
	平成20～22年度有料施設利用者平均	無料施設の利用者想定値	計		
蒲生地区	910人	140人	1,050人	2,100㎡	
荒浜地区	120人	90人	210人	420㎡	（注）
井土地区	1,050人	10人	1,060人	2,120㎡	
藤塚地区	―	50人	50人	100㎡	
計	2,080人	290人	2,370人	4,740㎡	

（注）今後、海水浴場の取扱いに関する検討と併せて海水浴客の対応についても別途整理されることとなるので、当該欄避難人口には海水浴客人口を含めない。

○避難地となる公園については、津波の到達する方向に留意しつつ、津波のエネルギーを受ける面積が少なくなるよう海岸線に垂直方向に盛土の稜線を設定することが効果的である。
○海岸線から一定の距離があり、背後に集落等がある場合は、津波エネルギー減衰効果も併せて発揮できるよう、海岸線に平行に盛土の稜線を設定することも考えられる。

【参考】　海岸線に対する盛土方向の検討

平野部の海岸線に同規模の盛土を設置し、盛土の設置方向の違いによる検討を行った。

条件
防潮堤なし
海底勾配1/570，陸上地形勾配1/2000（岩沼想定）
入射波高6m，到達波高6m，周期10分

流速分布

- 平野部において海岸線に平行に盛土を設置した場合、背後地の広範囲で流速が低下する。ただし、盛土に衝突した津波が周り込むため、盛土の周辺部では流速が早くなる。
- 平野部において海岸線に垂直に盛土を設置した場合、流速が低下する背後地の範囲は狭い。また、平行型と比べ、盛土に衝突する津波の抵抗が低いため、盛土の周辺部の流速は比較的小さい結果となった。

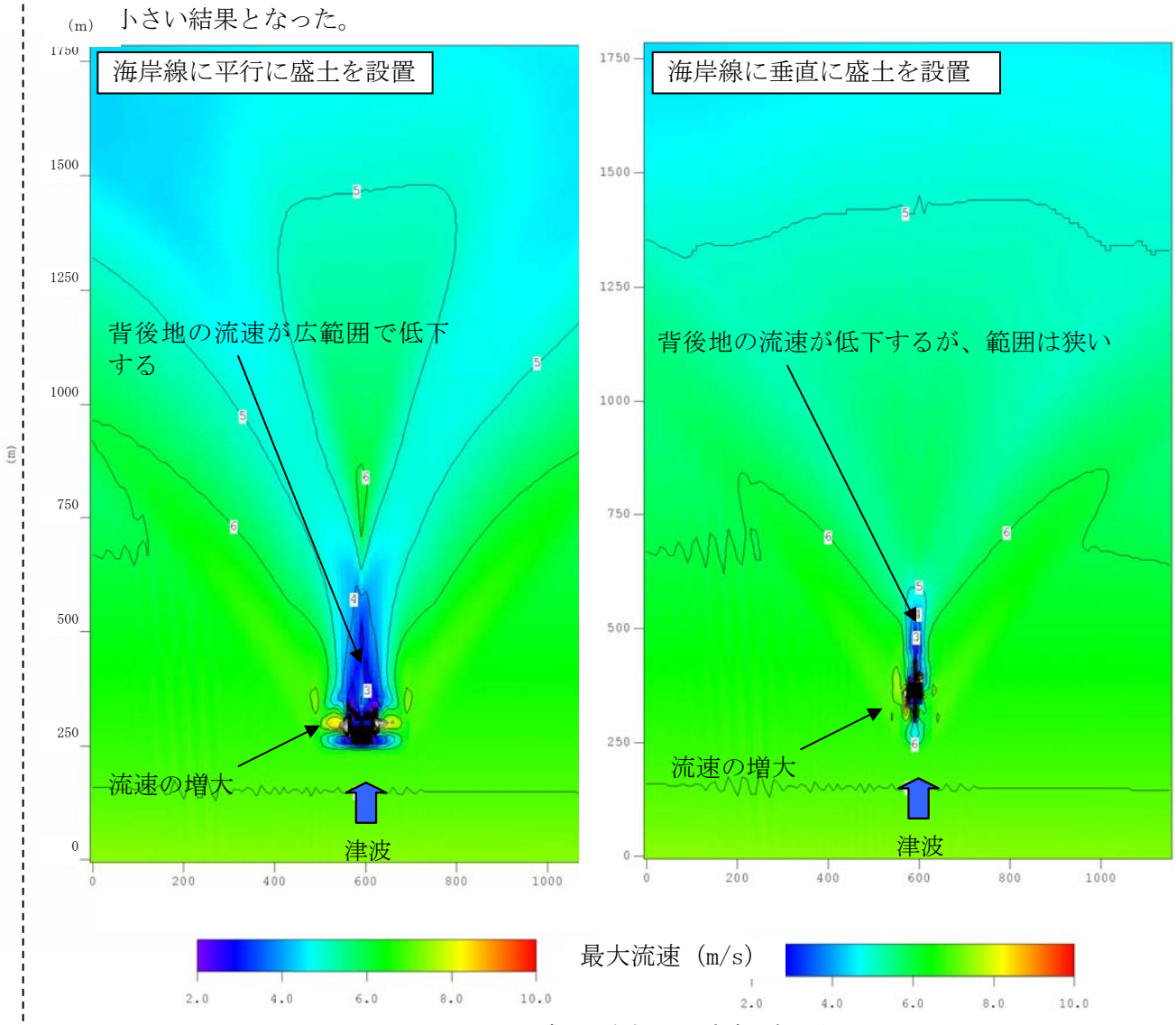

図Ⅱ-6 盛土の向きによる流速分布の違い

浸水深の分布

- 平野部において海岸線に平行に盛土を設置した場合、前面の水位が高くなり、浸水深も大きくなる。
- 平野部において海岸線に垂直に盛土を設置した場合、津波方向と垂直に設置した場合よりも前面水深が低くなる。
- 以上から、盛土への遡上高が小さくなるのは、津波方向に沿って盛土を設置した場合と考えられる。

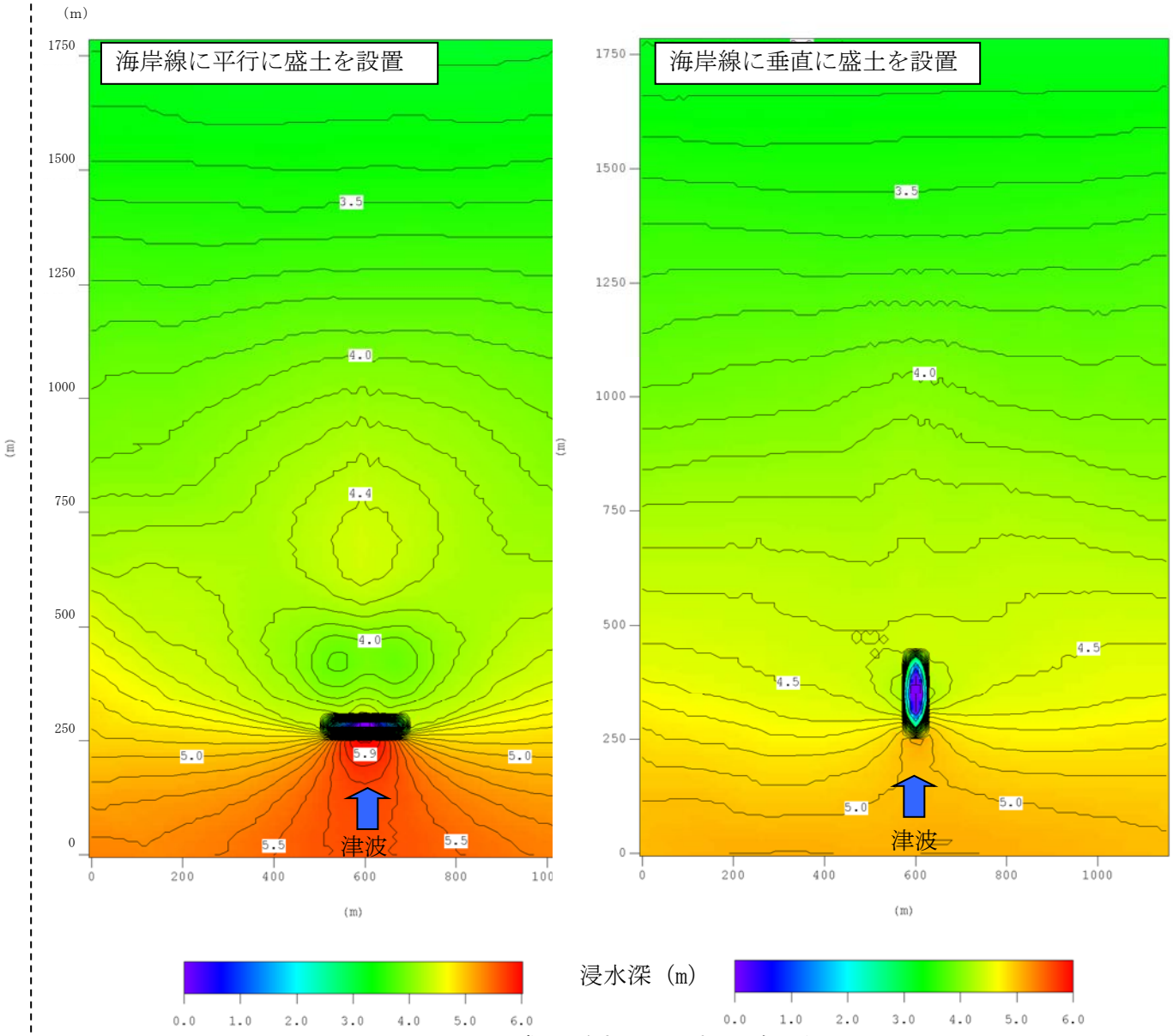

図Ⅱ-7　盛土の向きによる浸水深分布の違い

図 3-4-6　海岸線に対する盛土方向の検討
（出典：東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針［資料編］）

(2) 避難経路の検討

①　避難経路の考え方

避難の丘まで迅速な避難を促すため、避難経路の考え方を以下に示す。

避難経路の考え方
· だれもが安全に避難できることを基本に、徒歩（車いす等）による移動を想定（バリアフリー対応としてスロープ等設置） · 避難場所が認識されやすいようにランドマークの設置やサインによる避難経路の明示 · 各施設から避難の丘までの避難経路を確保 · 貞山運河からの避難を考慮 · 夜間でも安全に移動するための最小限の照明灯を設置

夜間対策（例）

（写真出典：津波避難施設の整備に関する基本的考え方　平成25年3月　仙台市）

※避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で市町村が指定するものを「避難路」といい、その他の道路で住民が指定するものを「避難経路」という。

（出典：津波避難ビル等に係るガイドライン　平成 17 年 6 月
津波避難ビル等に係るガイドライン検討会内閣府政策統括官（ 防災担当））

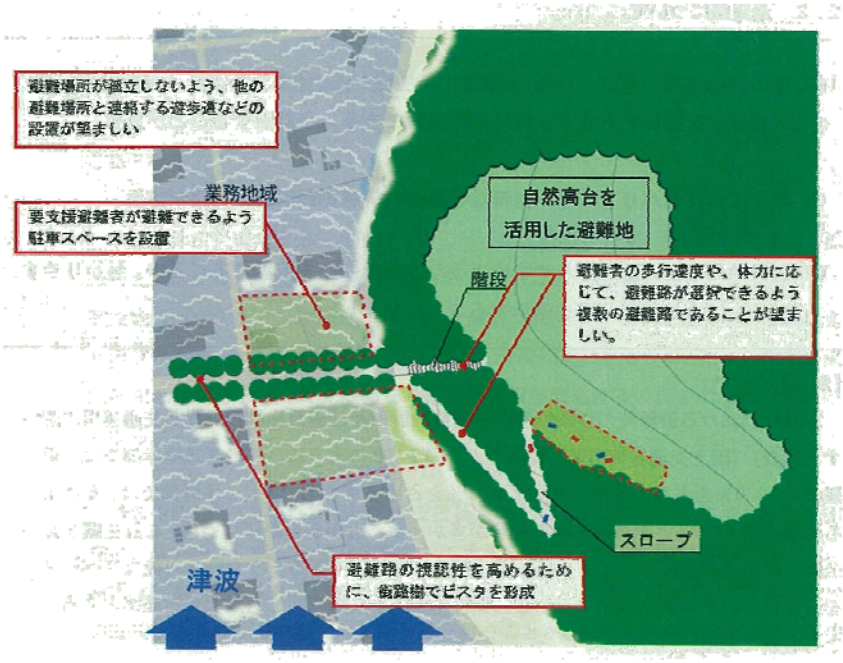

図 3-4-7　避難路の計画における配慮事項
（出典：宮城県沿岸部における都市公園・緑地新設の考え方（案））

②　避難経路の設定

「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」より、公園利用者は各施設地区の避難の丘に避難することを基本とする。

避難動線の強化として、施設地区とサイクリングロードとの動線の確保や、親水護岸の整備による貞山運河と施設地区のアクセスが求められる。

ハード整備と連携し、施設地区内はもちろんのこと、貞山運河や海岸防災林の利用者に対してもサイン等により避難誘導を促すこととする。

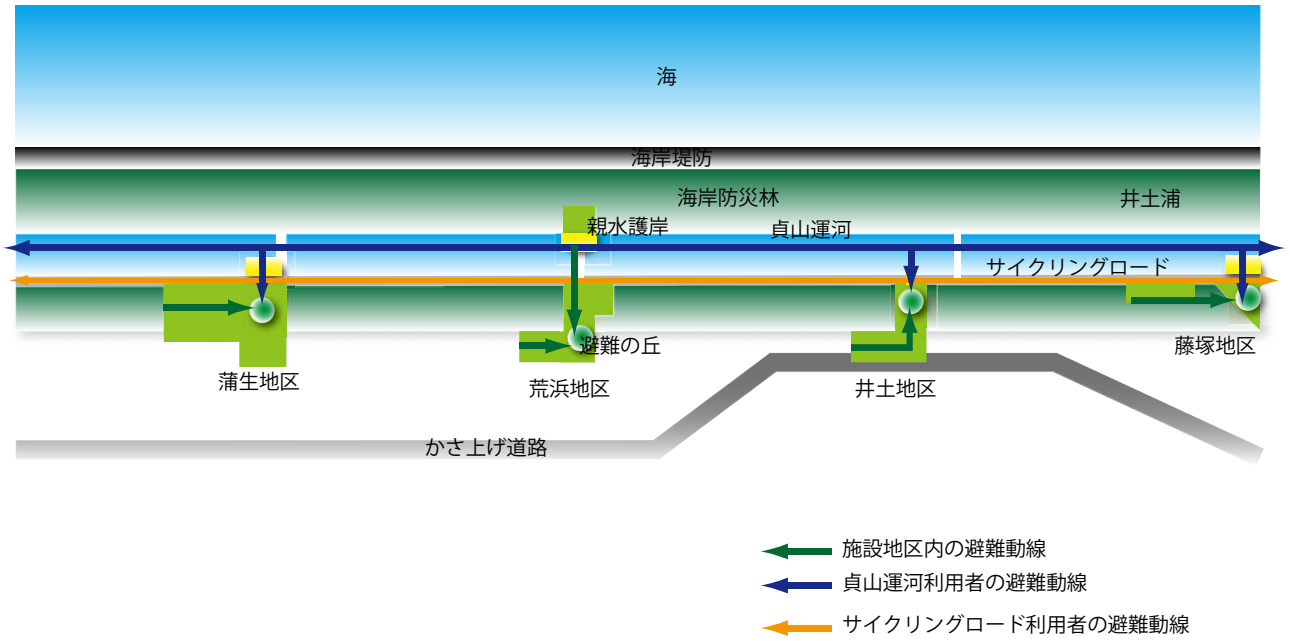

図 3-4-8　避難動線の考え方

園路配置の見直し、及び既存園路を活用し、以下のとおり避難経路を設定する。避難距離と避難時間を参考として示す。（避難速度を1.0m/秒として計算）

1）蒲生地区

- 野球場やソフトボール場など各スポーツ施設から避難の丘までの避難経路を設定する。
- 貞山運河の利用者はカヌー係留所から芝生広場を通る経路となる。
- 水路が2本流れているため、北側野球場等と南側芝生広場は橋梁を利用する経路となる。

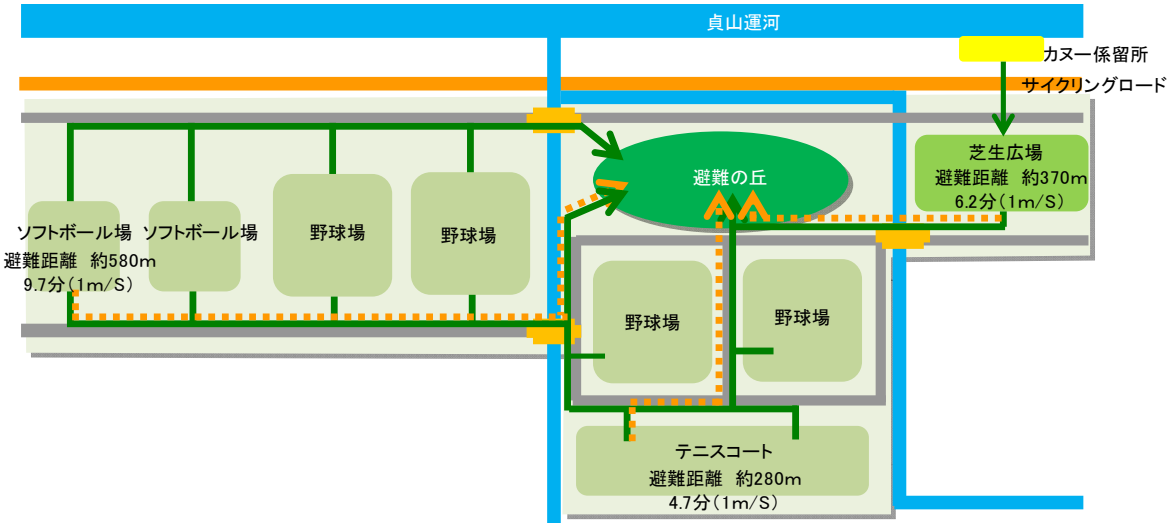

図 3-4-9　蒲生地区の避難経路

2）荒浜地区

- センターハウスや芝生広場は貞山運河を挟むため避難経路の延長が長くなる。
- パークゴルフ場も一部水路を挟んでいるため、橋梁を利用する経路となる。

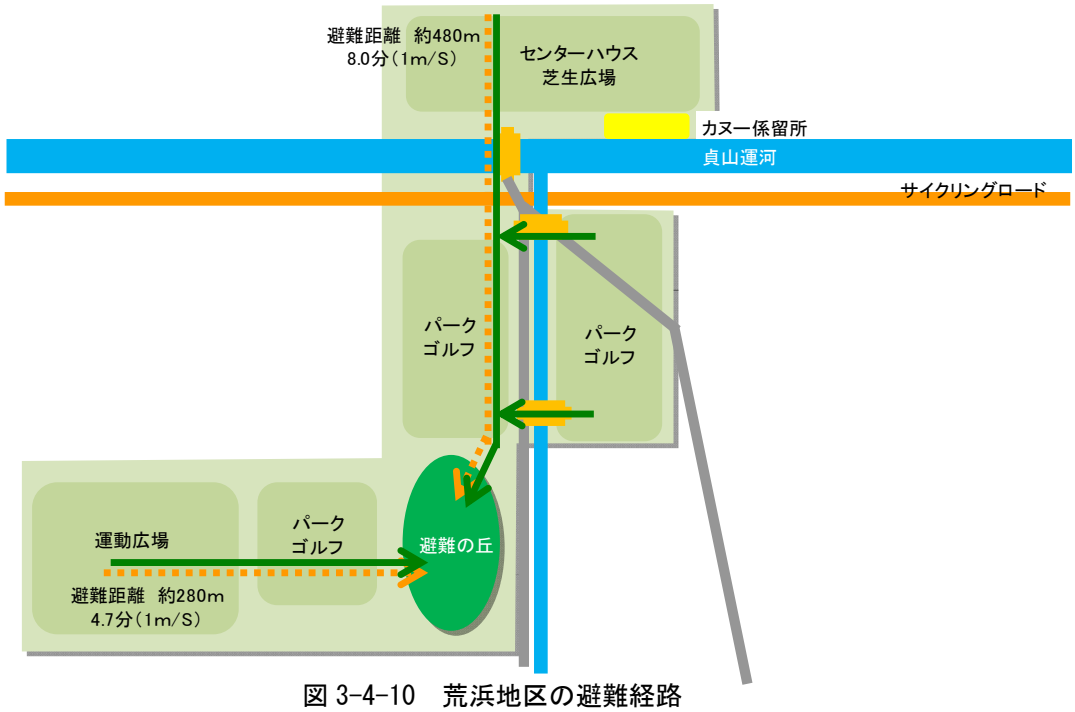

図 3-4-10　荒浜地区の避難経路

3）井土地区

・ 既存の丘を避難の丘として活用する。
・ 公園の外周を通る園路を避難経路として設定する。

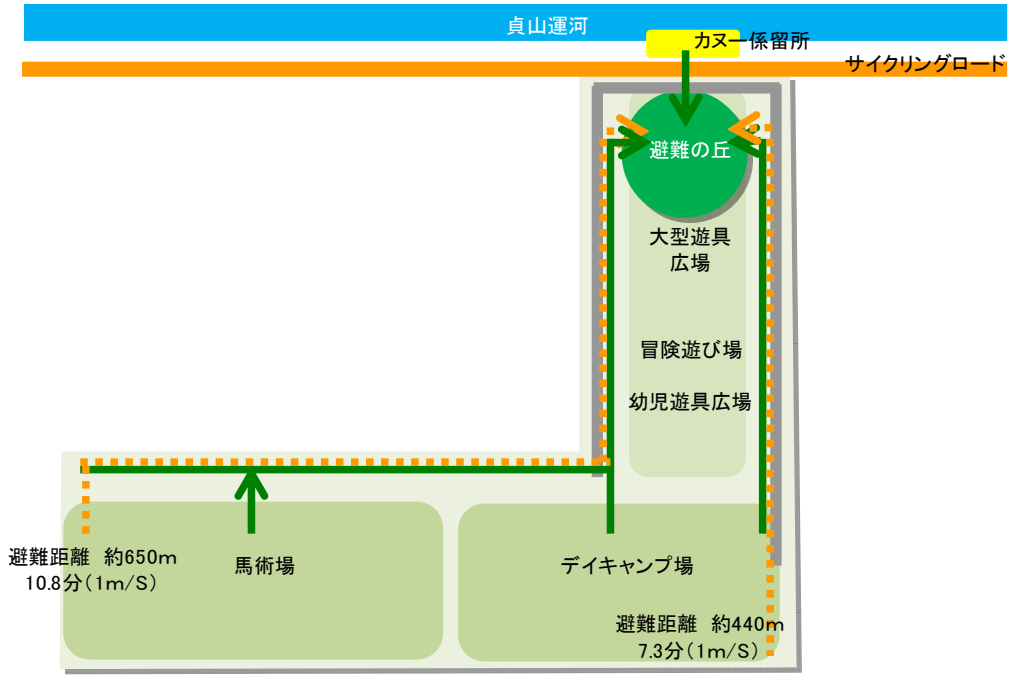

図 3-4-11　井土地区の避難経路

4）藤塚地区

・ 湿地部からの避難経路は、河川堤防の天端を活用する。
・ 貞山運河利用者は左岸側のカヌー係留所を利用した経路となる。

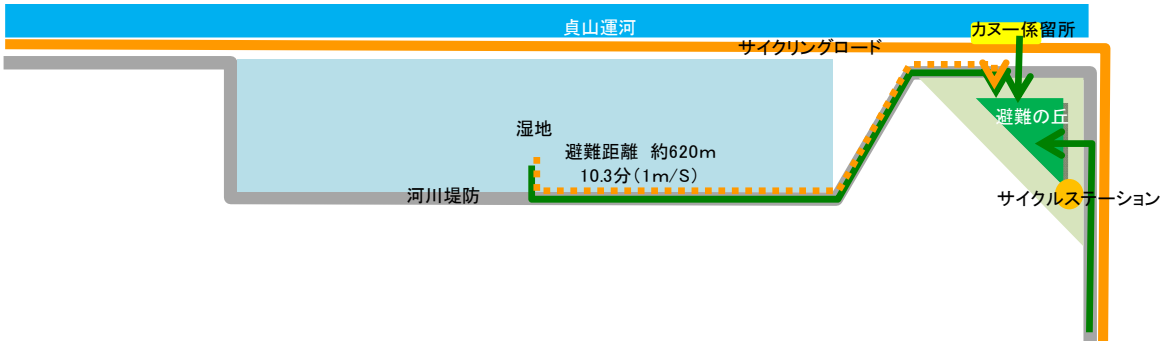

図 3-4-12　藤塚地区の避難経路

③　二次避難の検討

避難の丘からの二次避難は、ヘリコプターによる避難場所への輸送となる。そのため、頂上部に隣接した場所にヘリコプター離着陸スペースを確保する。

設置に際し、航空法等の基準及び利用関係団体との調整の上、規模・形状、配置の詳細を設定する必要がある。以下、本公園に適応する留意事項を抜粋する。

1．形態
- 本公園に設置するヘリコプター離着陸スペースは、緊急離着陸場（航空法第81条の2※）の扱いとなる。
- 離着陸に支障とならない形態とし、植栽等の位置や高さが支障とならないように配慮する。
- 勾配や段差については、ヘリポートとしての機能に支障を及ぼさないよう考慮するとともに、平常時の広場等の機能に配慮する。
- 夜間の離着陸の安全性を確保するための非常用照明や、通信手段としての電話等を付近に設置することも検討する。

※　①運輸省、防衛庁、警察庁、都道府県警察、地方公共団体の消防機関の使用する航空機で、捜索または救助を行う航空機
②運輸省の依頼により捜索または救助を行う航空機

2．規模・形状
- 災害時のヘリコプターの活用が柔軟にかつ効果的に行えるためには、大型機が使用できること、何所へでも離着陸が可能な体制を整えることが必要である。
- 利用主体となる関係機関との調整が必要である。

3．配置
- 離着陸に支障とならないような位置とする。広場の規模の他、植栽や建築物・構造物との位置関係に十分留意する。

（出典：防災公園　計画・設計ガイドライン　建設省都市局公園緑地課　建設省土木研究所環境部）

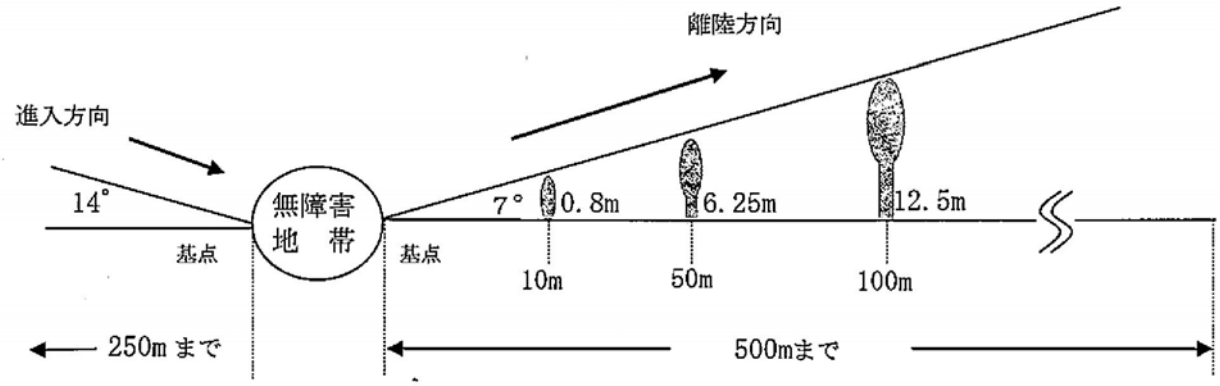

ベル４１２

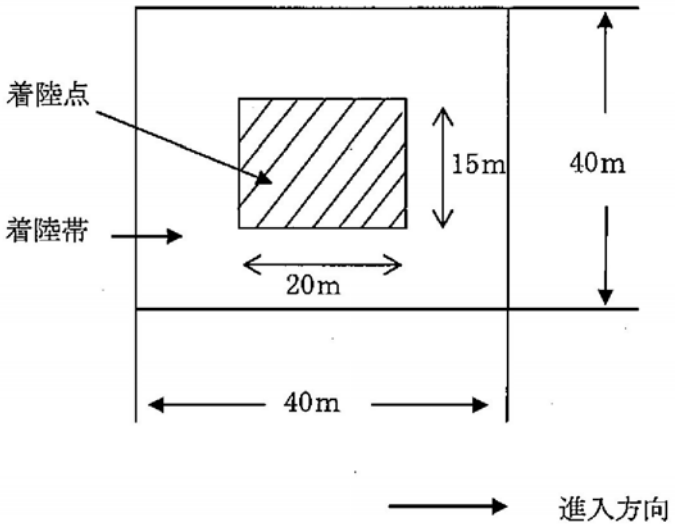

図 3-4-13　臨時ヘリポートの適地基準

（出典：仙台市地域防災計画　共通附属資料）

(3) 諸施設の検討

①　園路広場

- 原形復旧を基本とし、園路仕様及び幅員等は従前に準じることとする。
- 蒲生地区は、野球場とソフトボール場の配置の見直しとあわせて、歩行者園路と車両通路を区分し利用上の安全性、効率性を高める。
- 車両や自転車、歩行者等用途に適応した舗装構成とする。

表 3-4-3　園路の機能と幅員

取　扱　い	幅　員	参　考
広場的な扱い。	15m以上	車　道　①1車線3m以上、2車線5.5m以上の幅員 ②曲線半径は30km/hで30m、一般に40km/hで最小50m ③縦断勾配9%以下、最大11%、横断勾配はアスコンまたはコンクリート舗装1.5～2%、その他は3～5%以下 「道路構造令」を参考に作成
来園者とトラック2台がすれ違いできる。	10～12m	
来園者とトラック1台がすれ違いできる。	5～6m	
管理用トラックが入る。	3m	
2人歩き	1.5～2m	
1人歩き	0.8～1m	自転車道　①1車線1m ②曲線半径は10m以上 ③縦断勾配5%以下 「自転車道等の設計基準解説((社)日本道路協会)を参考に作成
並木ベルト	2m以上	
小灌木ベルト	0.9m以上	
街路並木の植込み	長さ2m 幅0.6m以上 標準1.5m	歩　道　①みんなが利用できる園路の縦断勾配は4%以下とする。ただし、やむをえない場合一部を傾斜路(縦断勾配8%以下)を含むものとする。 ②横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平にする。 「みんなのための公園づくり　ユニバーサルデザイン手法による設計指針」((社)日本公園緑地協会)を参考に作成

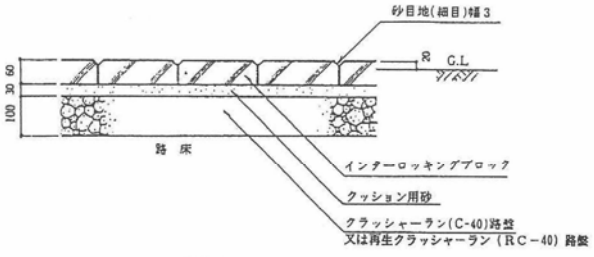

断面図

図5.2-5　インターロッキング舗装の例
（出典：『造園施設標準設計図集』　住宅・都市整備公団，1994年）

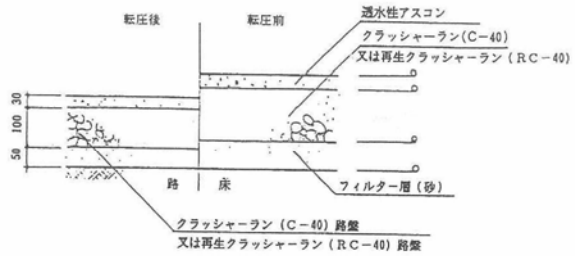

図5.2-3　透水性アスファルト舗装の例
（出典：『造園施設標準設計図集』　住宅・都市整備公団，1994年）

（出典：（社）日本公園緑地協会/造園施工管理技術編　改訂 25 版/H17）

②　修景施設

1）避難の丘

- 日常利用として高台を活かした眺望機能と植栽等により修景性を高める。
- 各施設地区の利用特性に応じた花卉や樹木などにより、地区ごとの特徴を明確にする。

施設地区	コンセプト
蒲生地区	花による面的な彩りと斜面を活かした遊びの場の提供
荒浜地区	周辺のサクラと一帯となったサクラ山
井土地区	眺望スポットとしての魅力アップと花によるメモリアル修景
藤塚地区	公園の南側入口としてのシンボルづくり

蒲生地区：花による面的な彩りと斜面を活かした遊びの場の提供

- 北側斜面を四季の花により面的に植栽
- スポーツ利用者の他に立ち寄り型利用者の集客
- 南側斜面を活かした大型草滑り台の設置
- 花の彩りや遊具による話題性づくり

荒浜地区：周辺のサクラと一帯となったサクラ山

- パークゴルフ場のサクラと連続したサクラの植栽
- 周辺と一帯的なサクラ山としてシンボル性を高める

井土地区：眺望スポットとしての魅力アップと花によるメモリアル修景

- 15mの既存の高台を活かした眺望スポットの整備
- 円形デッキにより360°のパノラマ景観を演出
- 斜面状に面的な花を植栽し、震災の記憶を継承する場としてシンボライズする
- 既存展望台や遊具は記憶を継承するものとして残す
- 冒険遊び場としての機能は確保

藤塚地区：公園の南側入口としてのシンボルづくり

- 15mの頂上部にシンボルツリーを配植
- シンボルツリーと丘の高さにより、公園入口としてシンボライズする

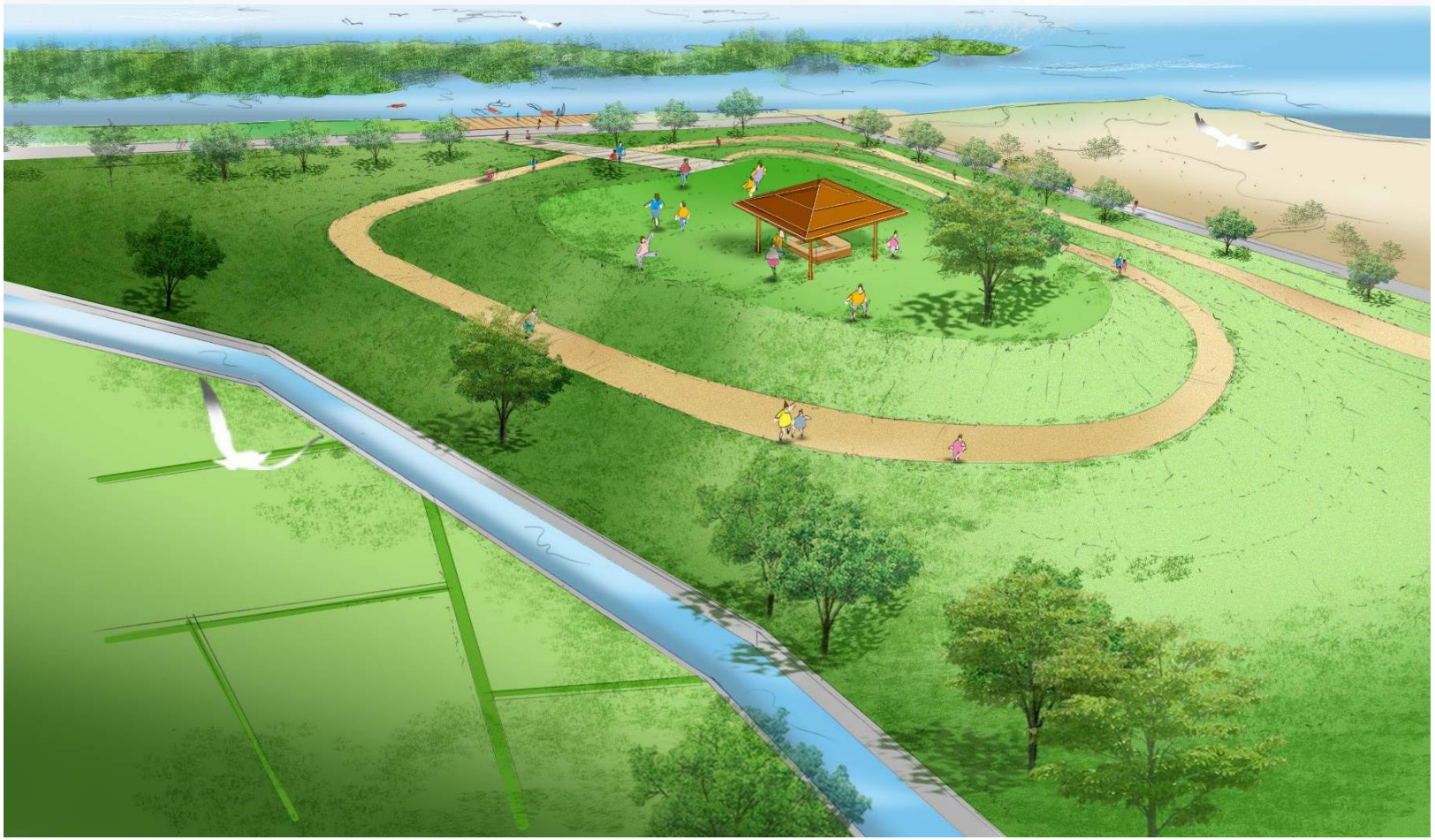

2）水辺レクリエーション施設

- 各施設地区のアクセス路となる貞山運河の利用促進のため、親水護岸やカヌー係留所を整備する。
- 親水性を高める新たな水辺レクリエーション機能の導入により、公園メニューの充実を図る。
- 荒浜地区は管理施設であるセンターハウスがあり、震災後、隣接箇所に海水が残っている状況もあることから、震災遺構となるような親水池等、水の要素の導入も考えられる。

親水護岸のイメージ

貞山運河　舟の係留（被災前）

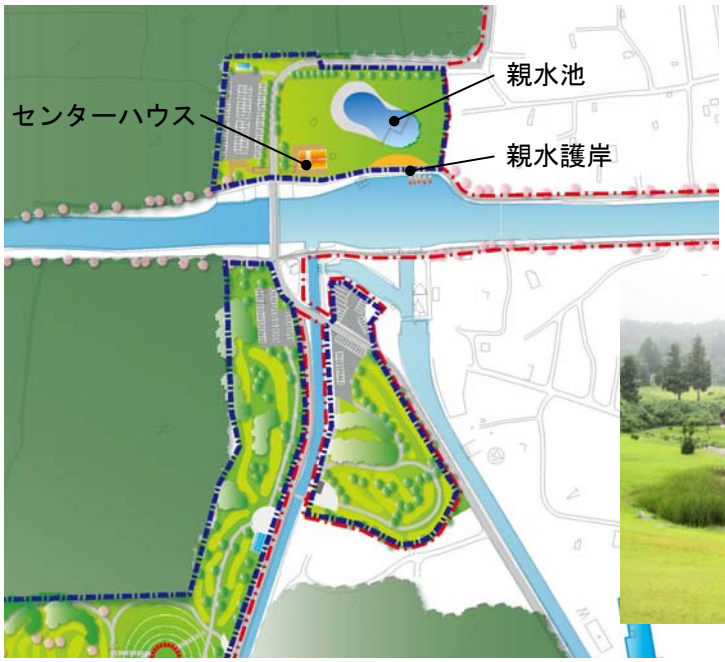

親水池のイメージ

図 3-4-14　池の導入例

③　遊戯施設

- 蒲生地区の避難の丘の緩い斜面を活用し、大滑り台を配置する。
- 立ち寄り型の親子連れなどスポーツ施設以外の利用者の集客を図る。
- また、貞山運河沿いの広場にも大型遊具を配置し、子どもの遊び場を提供する。

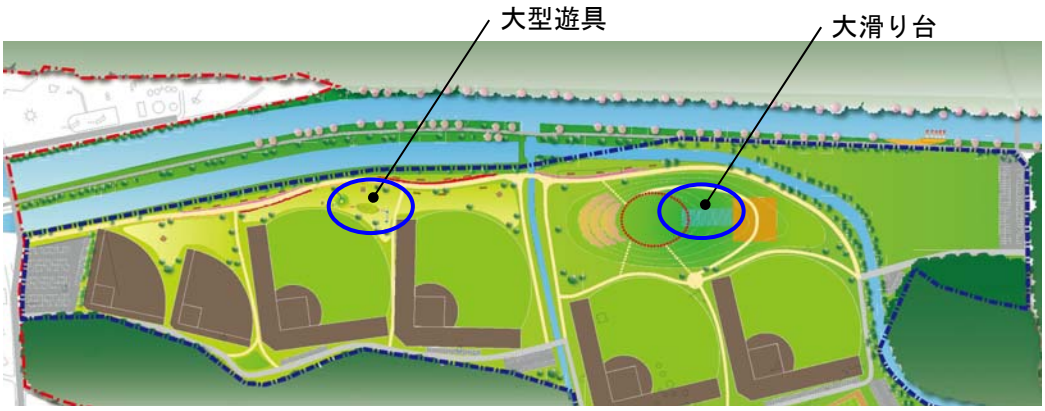

大型遊具

避難の丘を活用した大滑り台

④　サービス施設

- 通常の休憩機能はもちろんのこと、災害時に活用できる防災四阿や防災かまどベンチを設置する。
- 災害時に対応できるよう、平常時からの活用や訓練など運用との連携が必要となる。

防災四阿

防災かまどベンチ

⑤　管理施設

1）津波避難サイン

・ 避難の丘への誘導手法として、夜間にも対応した照明付き避難誘導サインを設置する。特に夜間は、フットライトによる光での誘導は有効である。

・ 一般的な避難誘導サインの種類は、津波情報の周知、避難場所への誘導、逃げ遅れへの対応（避難の丘への誘導）に整理される。

ソーラー照明付き誘導サイン

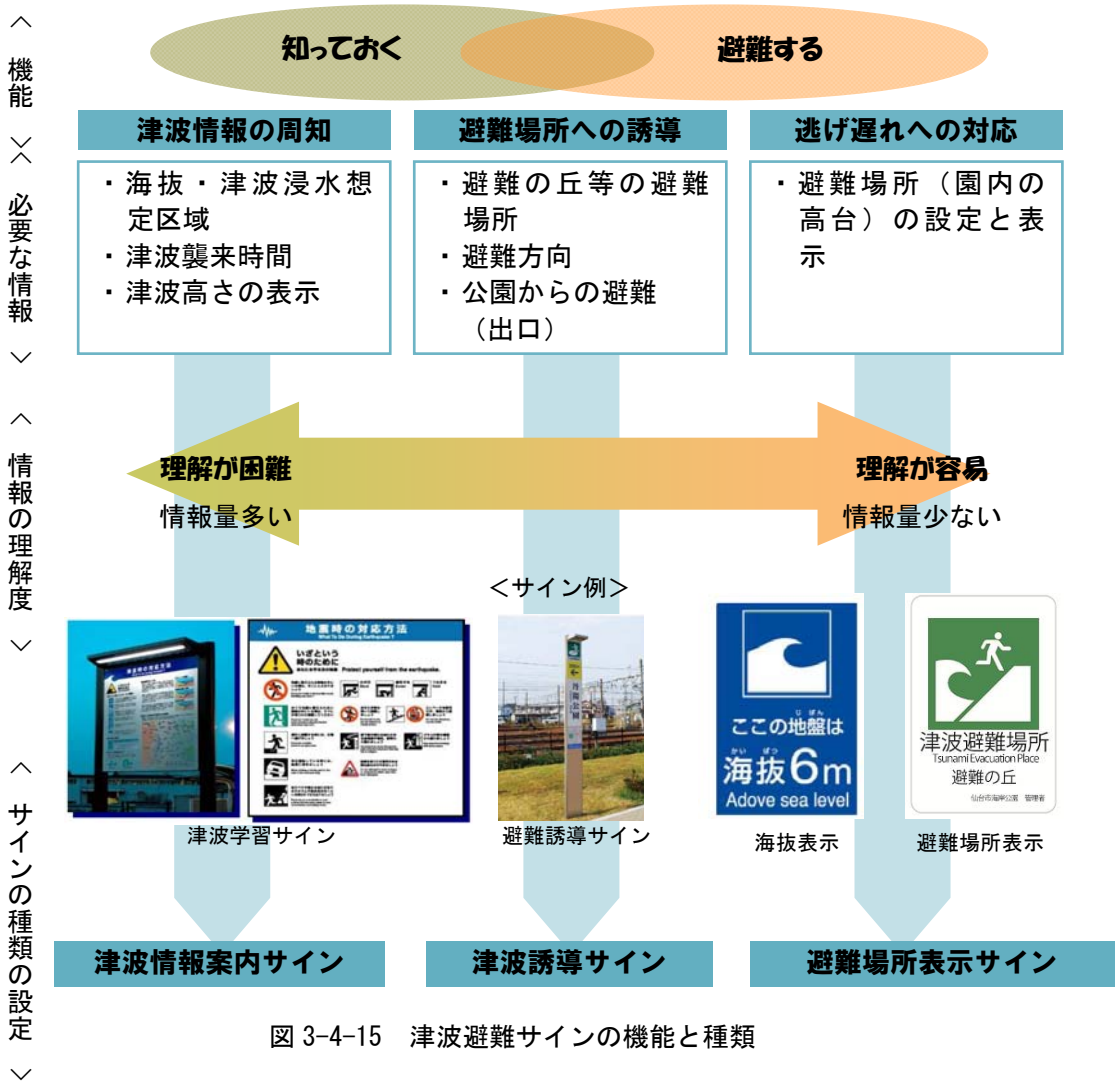

図 3-4-15　津波避難サインの機能と種類

・ サインは種類ごとに適切な場所に設置し、安全な津波避難を促す。

津波情報案内サイン：津波情報の事前周知を目的とし、人が集中する場所、人目が付く場所に設置する。（管理棟等の建物への併設やエントランス部など）
津波誘導サイン　　：避難の丘までの誘導を目的とし、主に避難経路沿いに設置する。（交差点部やまとまりある広場や施設ごとなど）
避難場所表示サイン：避難場所を示すことを目的とし、避難の丘に設置する。（法面や丘裾など視認性が高い場所）

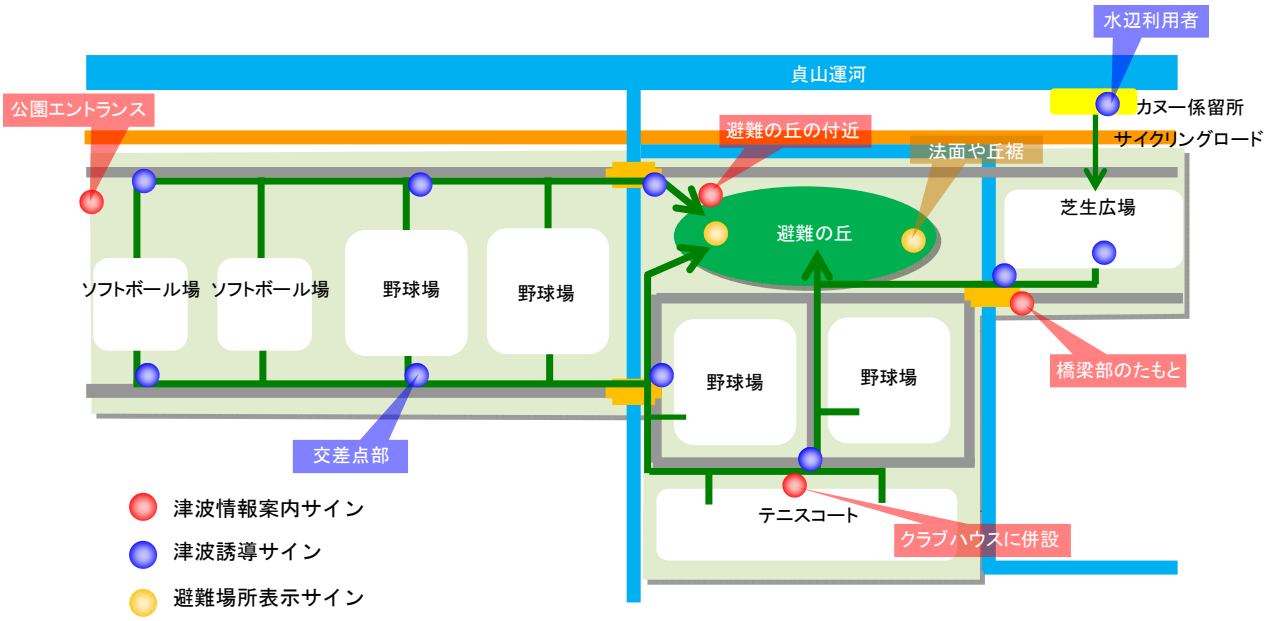

図 3-4-16　蒲生地区のサイン配置案

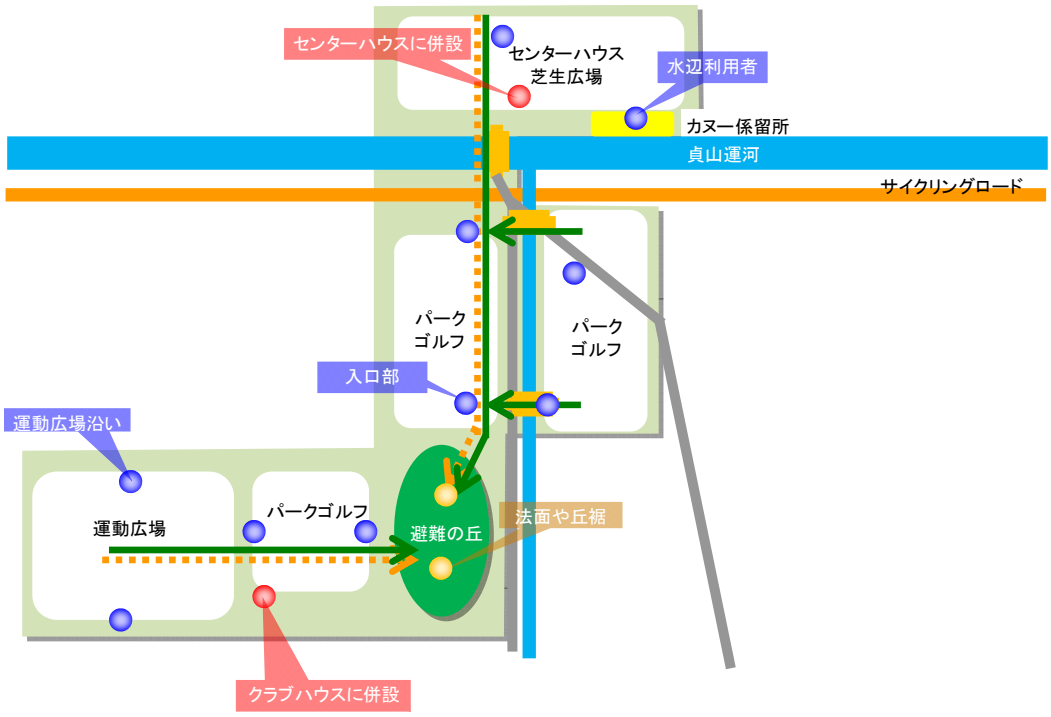

図 3-4-17　荒浜地区のサイン配置案

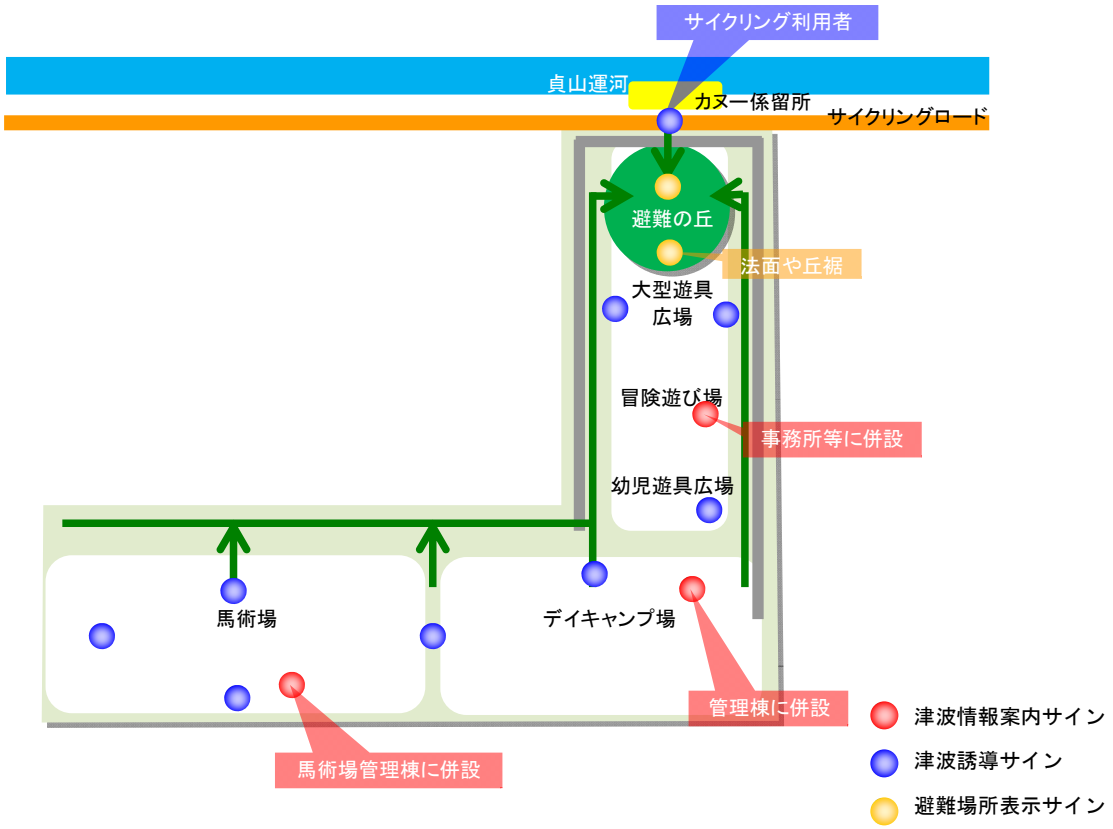

図 3-4-18　井土地区のサイン配置案

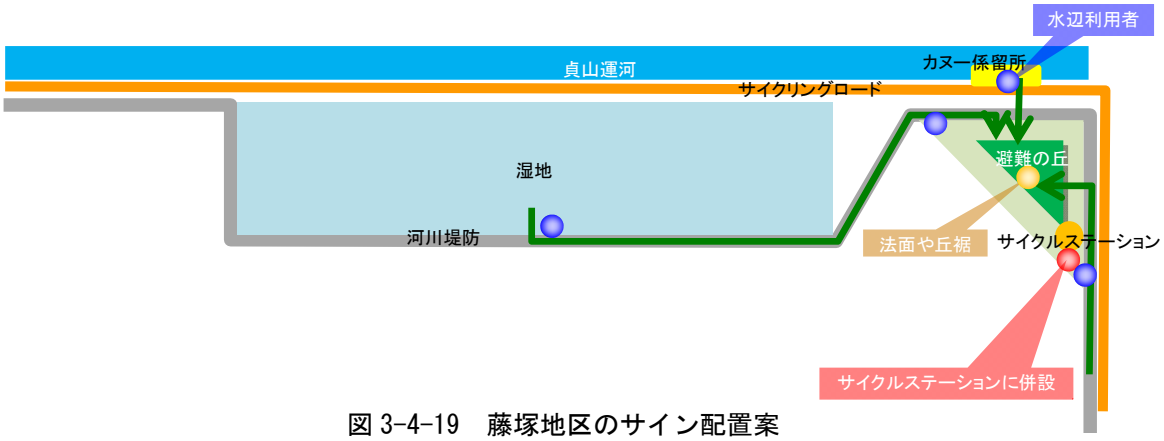

図 3-4-19　藤塚地区のサイン配置案

□　緊急避難場所（高台）の確保、看板・誘導標識の設置

(4) 緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者（注）など）の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海抜・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。なお、緊急避難場所等については、可能な範囲でＪＩＳ・ＩＳＯ化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとする。

また、逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の津波避難ビル指定・設定及びその表示等も必要である。

※「津波に関する統一標識」（P173 参考資料 19）を参照。

□　津波に関する統一標識

参考資料 19　津波に関する統一標識（消防庁）

消防庁では、平成16年度、地域住民はもとより、旅行者、観光客、外国人にも容易にわかりうる情報伝達を可能とし、標準図記号が示されることにより地方公共団体による標識の設置が促進されることを目的として、「防災のための図記号に関する調査検討委員会」を開催し、津波関係の避難標識の図案、設置条件等の検討を行った。その結果、平成17年3月29日、「津波注意」、「津波避難場所」、「津波避難ビル」の3種の図記号を「津波に関する統一標識」と決定した（3種の図記号は以下に示す通り）。

その後、津波避難対策が世界中でさらに推進されることをめざし、ＩＳＯによる規格化に向けて提案を行った結果、平成20年7月1日に「津波に関する統一標識」図記号の国際規格化として制定された。

また、日本国内での普及を進めるという観点から、平成21年3月20日付でＪＩＳ規格として公示された。

【津波避難ビル】　【津波避難場所】　【津波注意】

※統一標識の意味
【津波避難ビル】津波に対しての安全な避難場所（津波避難ビル）の情報を表示。
【津波避難場所】津波に対しての安全な避難場所（高台）の情報を表示。
【津波注意】地震が起きた場合、津波が来襲する危険のある地域を表示。

（出典：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書
平成 25 年 3 月　消防庁国民保護・防災部防災課）

⑥　グラウンド施設

蒲生地区の野球場、ソフトボール場、テニスコート、及び荒浜地区のパークゴルフ場等のスポーツ施設は、設置基準に準じた配置、規模とする。以下に、配置や規模に関する基準を示す。

1）野球場、ソフトボール場

- 野球場が4面あることから、公式試合が可能な公認野球場の規模とする。
- ソフトボール場は男子の規模とする。
- 配置は、競技者を主とした場合の北～北北東の範囲とする。

表Ⅱ－28　野球場の大きさ

		PP～HB	各塁間	HB～バックネット	HB～レフト・ライト	HB～センター	面　積（グラウンド）
硬式野球	プロの野球場	①18.44m	②27.43m	③18.29m以上	④99.06m以上	⑤121.92m以上	≒14,000㎡～
	公認野球場	同　上	同　上	同　上	97.53m以上	同　上	≒13,500㎡～
軟式野球	社　会　人	同　上	同　上	同　上	91.44m以上	115.82m以上	≒10,500㎡～
	学　　童	16.00m	23.00m	12.00m以上	70.00m（ラインの場合 71.00）	85.00m（ラインの場合 86.00）	≒6,000㎡～
リトルリーグ		14.02m	18.29m	7.60m	60.95～68.60m	60.95～68.60m	≒4,000㎡～
ソフトボール	男	14.02m	18.29m	7.62～9.14m	68.58m以上	68.58m以上	≒4,500㎡～
	女	13.11m			60.96m以上	60.96m以上	
	小　学　生	10.67m	16.76m		53.34m以上	53.34m以上	≒3,600㎡～

※　公認野球場とは「公認野球規則」による優先的に望まれる寸法。
※　「軟式野球社会人」の寸法は、（財）全日本軟式野球連盟による公認第１種の寸法を掲載。
※　「軟式野球高校」は「公認野球規則」に準じ、「軟式野球中学」は「軟式野球社会人」に準ずる。

競技者および観衆に対し、太陽光線の直射の影響を最小限にとどめるように考慮した設計が重要であり、立地条件と合わせ基本条件とするが、一般的にはホームベースを北から北北東の範囲に設けることが多い。方位は競技者を主とするか、観衆を主とするかの方針を定めて決定する。

参考例　ホームベースの位置

競技者を主とした場合 ---------- 北～北北東

観衆を主とした場合 ---------- 南南西～南西（野球規則に準ずる場合）

となるが地形および観覧席の高さなどにより調和を計ること。

競技者を主とした場合の配置

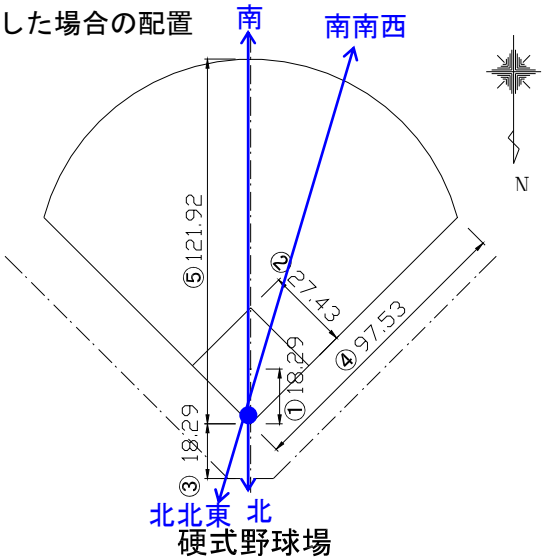

2）テニスコート

- 下記基準に準じた規模とする。
- コートの長編が概ね南北方向となるよう配置する。

テニスコートの大きさは下図に示したとおりである。

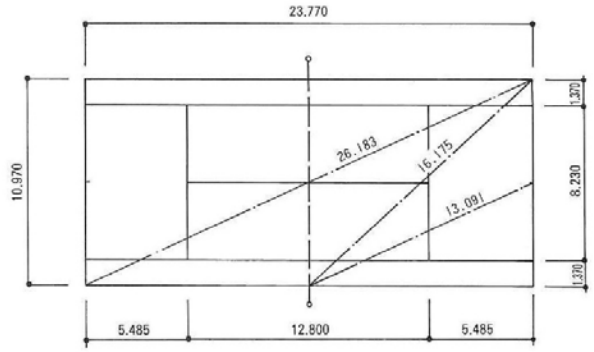

図Ⅱ－59　コートの対角線の寸法図　　単位：m

シングルスコート　　縦 23.770×横 8.230

ダブルスコート　　縦 23.770×横 10.970

ライン寸法はすべてラインの外側から測る。

特に規定はないが、一般的に太陽光線を考慮して南北方向を基準にコートの長軸を取り、若干北西～南東に振るように計画することが最もよいとされている。

ここでプレイと太陽高度・方位角は密接なものがあり、我国のように南北方向に長い国土においては、緯度によって振る角度は異なってくるため、振る角度の決定に際しては、この太陽光線の影響から求めた範囲内で計画するのが望ましい。

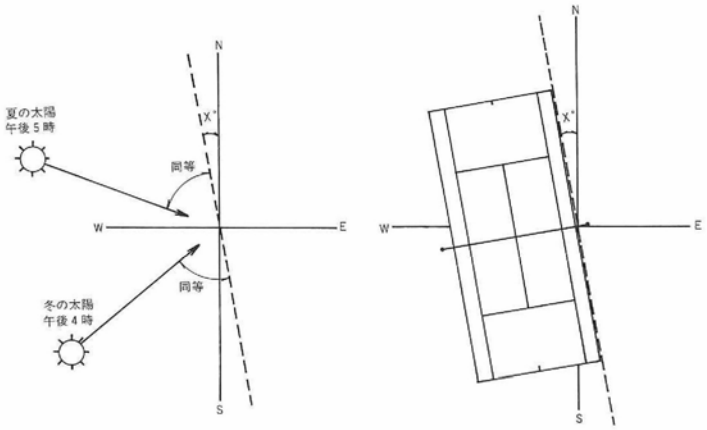

図Ⅱ－64　太陽高度および方位角から求めるコートの方位

表Ⅱ－27　コートの長軸方位

北　緯	コートの長軸方位
25°～30°	9° 16′～10° 47′
30°～35°	10° 47′～12° 14′
35°～40°	12° 14′～13° 39′
40°～45°	13° 39′～15° 01′

（出典：屋外体育施設の建設指針―各種スポーツ施設の設計・施工―）
（財）日本体育施設協会屋外体育施設部会

3）パークゴルフ場

- 従前の23ホールから27ホールに拡大し、コースの充実を図る。
- 広場や林間など環境に変化をつけ、コースの魅力を高める。

＜施設規模＞

- 18ホールとして、おおよそ12,000m2以上のコースの面積が望ましい。
- 面積の上限基準は特にないが、平坦で障害物が少ない条件でも20,000m2位あれば十分である。

＜配置＞

- コースは、9ホールを単位としてレイアウトする。
- 標準打数(パー)は、1ホール単位の打数を3,4,5で配分し、その合計打数を9ホールで33、18ホールで66とする。
- 1ホールの距離は、最長100m 以内とする。
- 1コース(9ホール)の距離は、500mを超えてはならない。
- コース上で交差するホール・同方向に並行したホールのレイアウトは認められない。
- ティグラウンドの大きさは、規則上1.3m×1.3m 以上である。(1.5m×1.5m ぐらい)
- グリーン直径は5m以上が望ましい。
- バンカーの数や大きさは制限しない。
- ドッグレッグは出来るだけ避けること。
- フェアーウエーの幅員は少なくとも2m 以上確保すること
- ホール毎にコース表示板を設け、この他にコース図(OB の説明付き)を設けたほうがよい。

（出典：公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフコース設置基準 H23.2.24 制定）

(4) 植栽計画の検討

①　植栽計画における配慮事項

被災前の海岸公園は、敷地の大部分が防災機能（防風・防潮）を持ったクロマツ林であった。一方、施設地区である蒲生・荒浜・井土地区内は造園的な植栽構成であり、また、藤塚地区では塩生植物や砂浜植物等の自然植生を活かした景観を形成していた。

植栽計画を検討するにあたって、海岸部特有の環境条件への対応や、防災機能の確保、さらには生物多様性の創出に配慮する必要がある。配慮すべき事項は以下のとおりである。

1）　樹種・規格

- 耐潮性に加え、津波浸入時の冠潮性もあわせて検討する。
- 生物多様性を確保するため、内陸側の施設地区及び内陸側の海岸防災林は、クロマツだけでなく、広葉樹も取り入れることが望ましい。また、津波減衰効果が高い多層構造の樹林とすることが望ましい。
- 生態系の劣化を招く、先駆性外来種の植栽は避ける。
- 海岸防災林に使用する樹木は、海岸部特有の環境に適応するよう、幼木を植栽することが望ましい。

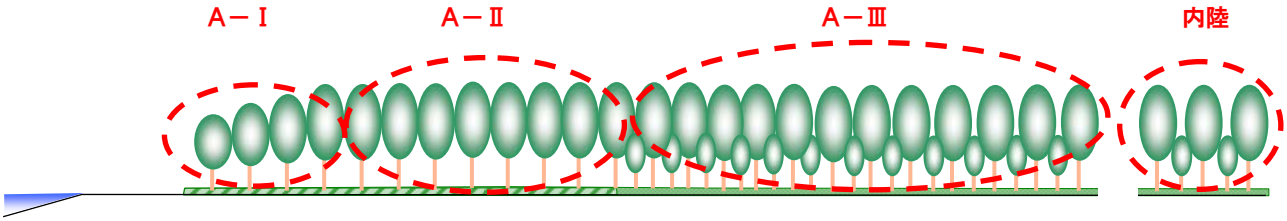

図 3-4-20　沿岸部における植栽ゾーンの分布

表 3-4-4　沿岸部における植栽ゾーン別の特徴

場所	A－Ⅰ	A－Ⅱ	A－Ⅲ	内陸
特徴	海水飛沫の被害が大きい地帯	海水飛沫の被害がやや少ない地帯	海水飛沫の被害が少ない地帯	海水飛沫の被害がほとんどない海岸から一定の距離をおいた沿岸部の地帯
林相	初期はクロマツ等の苗木植栽を行い、単層林としての保育管理を進める。	初期はクロマツ等の苗木植栽を行い、長期的に複層林の形成を目標に保育管理を進める。	海側の樹林の生育状態によるが、早期からある程度の大きさのクロマツ等を植栽し、早期に複層林の形成を目標に保育管理を進める。	造園的な修景要素等の公園緑地の目的に沿った樹種を選定する。

（出典：　東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針　資料編）
次頁も同様の出典

表 3-4-5　エリア①　（茨城県～宮城県牡鹿半島）における海岸地域での生育可能な主要樹種

A－Ⅰ	○		×		×		×	
A－Ⅱ	○		○		×		×	
A－Ⅲ	○		○		○		×	
内陸	○		○		○		○	
	常　緑	落　葉	常　緑	落　葉	常　緑	落　葉	常　緑	落　葉
高木層	カイズカイブキ、クロマツ （アカマツ※1）		アカマツ	アオギリ、エノキ	イスノキ※6、イヌマキ、カクレミノ、クスノキ、クロガネモチ、ソヨゴ、ツブラジイ、マテバシイ、モウソウチク、モチノキ、モッコク、ヤマモモ	アカシデ、アキニレ、イタヤカエデ、エゴノキ、コブシ、サトザクラ、サルスベリ、シダレヤナギ、シラカンバ、ソメイヨシノ、ネムノキ、ハンノキ、ホオノキ、マユミ、ミズナラ、ヤシャブシ、ヤマザクラ	アカエゾマツ、アラカシ、サザンカ、サワラ、シラカシ、スギ、チャボヒバ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ、ヒノキ、ベニカナメモチ、ユズリハ※4	イチョウ、イヌシデ、イロハモミジ、ウメ、エンジュ、カツラ、カンヒザクラ、クヌギ、コナラ、シダレモミジ、シモクレン、ハルニレ、ムクゲ、ムクノキ、ヤマモミジ
耐陰性のある樹種			サンゴジュ、タブノキ、トウジュロ、ネズミモチ、ヒメユズリハ、ヤブツバキ	オオシマザクラ、カシワ、ケヤキ			イチイ	
低木層	ハイビャクシン	アキグミ、ハマナス	ウバメガシ※7、キョウチクトウ、ハマボウ	ウツギ、ハコネウツギ	ソテツ※5	ガクアジサイ、ガマズミ、タニウツギ、フジ、ボケ	ヤエクチナシ、リュウキュウツツジ	ウメモドキ、ニシキギ、ヤマブキ、レンギョウ
耐陰性のある樹種	シャリンバイ、トベラ、ナワシログミ、マサキ		アオキ、イヌツゲ、カンツバキ、キャラボク、クルメツツジ、ジンチョウゲ、ツゲ（ボックスウッド）、ハマヒサカキ、ヒサカキ、マメツゲ		オオムラサキ		サツキツツジ	
ツル・草本	エゾオオバコ、オカヒジキ、ケカモノハシ※2、コウボウムギ※2、シロヨモギ※2、ハマエンドウ※3、ハマニンニク※3、ハマヒルガオ※3、ハマボウフウ※3、ヤマアワ		キヅタ、ナツヅタ、ツタウルシ		イワガラミ、ニオイシュロラン			

○地域生態系由来ではない種についても、公園の修景木や並木として限定的に植樹する場合の参考として掲載している。
○高木層、低木層については、公共用緑化樹木として位置づけられている樹種を示す。
下線：冠潮性が強い樹種
※１：従来、海岸林としてアカマツが使用されていた福島県いわき市、宮城県名取市等の地区ではアカマツを選択
※２：Ａ－Ⅰのみに植栽可能な樹種
※３：Ａ－Ⅰ～Ⅲに植栽可能な樹種
※４：仙台以南で植栽可能な樹種
※５：茨城以南で植栽可能な樹種
※６：良好な日照条件が必要な樹種
※７：成木なら仙台以南で植栽可能な樹種

内陸：海水飛沫の被害がほとんどない海岸から一定の距離をおいた沿岸部の地帯
耐陰性のある樹種：A-Ⅱは、クロマツ林等が成立した後に複層林として、A-Ⅲは、クロマツ等と広葉樹を混交して育成することが望ましいため、林床部の樹種は、耐陰性が求められる。

2）　植栽基盤

- 垂直根の発達のため、最低でも地下水位より上に1.5m 程度、特に津波被害の軽減を期待する場合は地下水位より2.0m 程度の厚さの植栽基盤を確保することが望ましい。

（出典：　東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針）

- 土壌の保湿や飛砂の抑制を図るため、マルチング材の敷設や竹で編んだ柵（竹簾）の設置を検討する必要がある。
- 下表の法面勾配と植栽可能樹木の関係を踏まえて植栽配置を検討する。
- 海岸部での広葉樹の生育を促進するために、施設地区では植穴への客土や施肥、海岸防災林では、ネムノキやアキグミ等、肥料木の植栽を検討する。

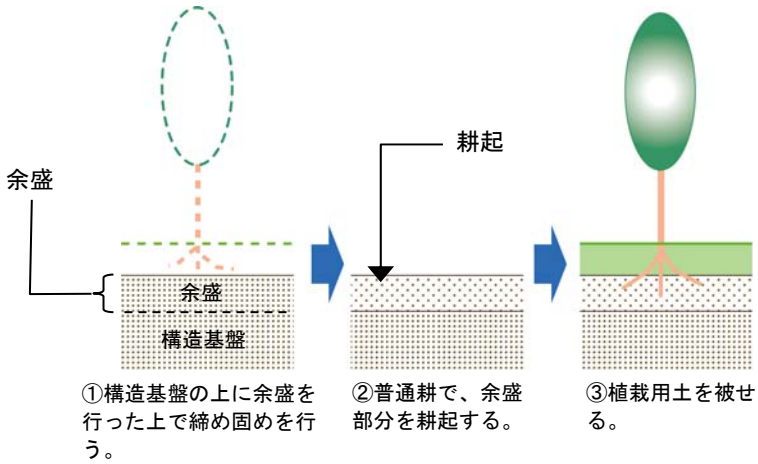

図 3-4-21　普通耕の手順

表 3-4-6　法面勾配と植栽可能樹木

勾配 比率		%	傾斜度	植栽可能樹木	断面のパターン
1：1.5		66.6	33°40′	地被 芝草	
1：1.8		55	29°03′	地被 低木	
1：3		33.3	18°30′	地被 低木 中木	
1：4		25	14°00′	地被 低木・中木 高木	

（川本昭雄他著・山海堂刊「道路緑化の設計・施工」より）

（出典：緑のデザイン図鑑）

マルチング材（敷きわら）
（出典：千葉県 HP）

3）　植栽・管理

- 植栽時期は、植物の活力が旺盛となる3月下旬から4月上旬までの期間と、新芽が伸びた6月中旬から7月中旬までの梅雨期が望ましく、寒風等の影響がある秋から3月中旬頃までの期間は、植栽方法への十分な留意が必要である。
- 海岸防災林では、初期段階では防風防砂などを考慮し、高密度で苗木を植栽し、生長に応じて除伐を行い、適切な生長空間を確保する必要がある。
- 幼木のうちは、特に潮風の影響を受けやすいため、防風垣や防風・防砂ネットフェンスの設置を検討する。

防風・防砂のネットフェンス

（潮風の影響を強く受けるエリア：クロマツ林により潮風を緩和）

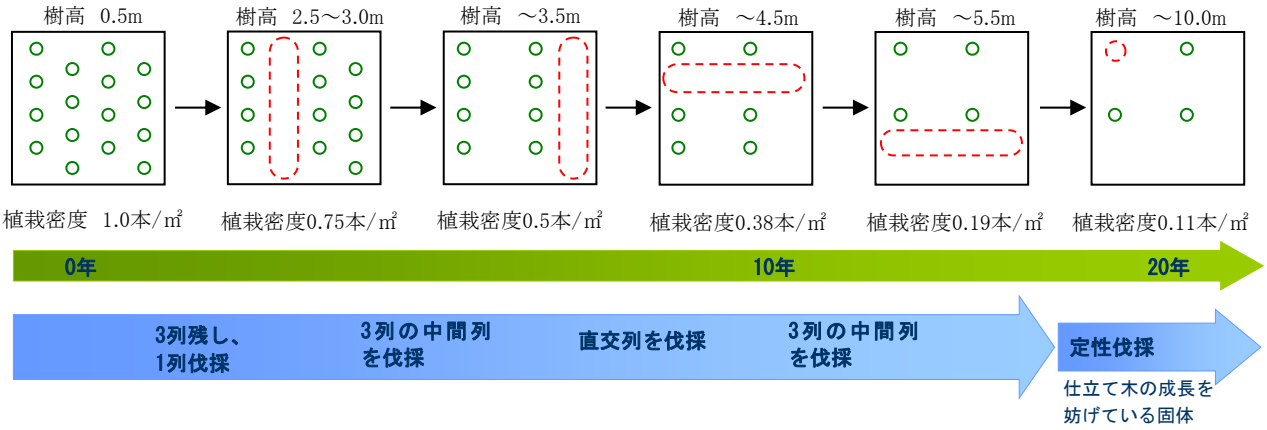

図 3-4-22　クロマツの密度管理と経年変化（本数調整の手順）
（出典：東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針　資料編）

②　植栽ゾーニングと候補樹種

- 各地区の特性に適応したコンセプトを設定し、多様な景観を演出する。
- 各地区に季節感をもたせ、公園全体としての四季の彩りや特徴ある自然を活かし、年間を通して植栽による魅力づくりを行う。
- 市民参加による植樹実施を想定したエリア、樹種を設定する。
- 樹種は、沿岸部の環境に適応できる耐潮性があるものとし、被災前の植栽を参考としながら、面的な特徴づくりとしてエリア毎にまとまりある樹種を用いる。

地区		コンセプト	植栽構成と機能	候補樹種
海岸防災林	主に貞山運河より海側	（林野庁による整備）	・防災機能を有したクロマツ単層林	クロマツ
	主に貞山運河より内陸側	（林野庁による整備） ※ただし、市民植樹等に向けて連携を図っていく	・地域固有の植生に配慮した針広混交林	クロマツのほか、地域生態系に配慮した樹木
施設地区	蒲生地区	**スポーツゾーンの骨格となるみどりづくり**	・緑陰の提供や施設への誘導が期待される植栽 ・春が花期の樹木を植栽することによる春の彩りを創出	＜春＞ ユズリハ、ケヤキ、コブシ、ヤマボウシ、サザンカ、ツツジ、ヤマモモ
	荒浜地区	**復興の彩りづくり**	・従前の桜並木の継承及び復興・鎮魂を表象するサクラ山の造成 ・貞山運河以東は水と絡めた夏の樹種を配置	＜春＞ オオシマザクラ、ウメ、ケヤキ、ソメイヨシノ、ヤマボウシ ＜夏＞ キョウチクトウ、サルスベリ、フヨウ、ムクゲ、ネムノキ
	井土地区	**体験活動を促進させる多様な景観づくり**	・紅葉の色づきや香り、実など、秋を彩る植栽 ・エリアごとにまとまりのある植栽配置	＜秋＞ イチョウ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、モミジ、ラクウショウ
	藤塚地区	**良好な自然環境の保全**	・井土浦と一体的な、自然遷移による植生の回復を促進 ・仙台市南側の玄関口としてシンボルツリーを植栽	オオシマザクラ、ケヤキ

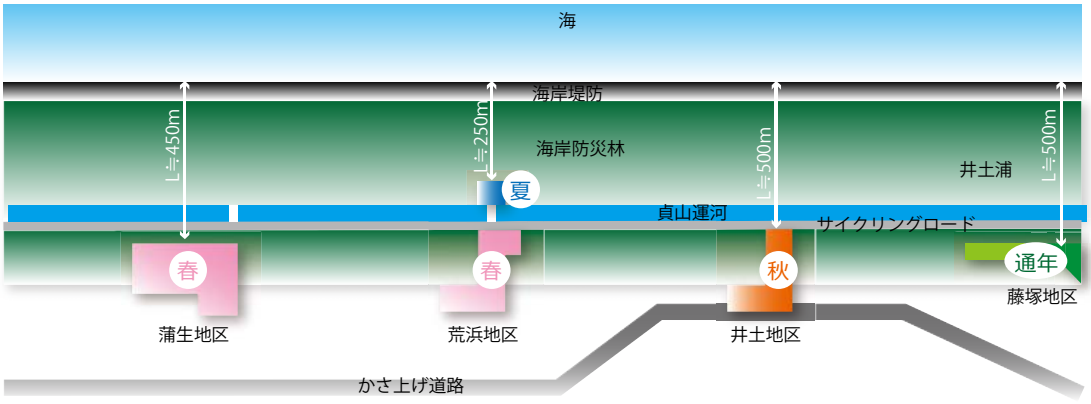

図3-4-23　植栽ゾーニング図

③　樹種構成イメージ

- 貞山運河から東側は海岸防災林として津波減災機能を担保するクロマツ中心とし、貞山運河より西側は広葉樹等の修景植栽を導入する。
- サイクリングロード沿いは、運河沿いにサクラ並木の景観を創出し、施設地区の中心部は、修景植栽により四季の彩を演出する。
- 施設地区の植栽は落葉・常緑樹の混交林とし、見通しが確保できる疎林植栽とする。外周はバッファー機能となるよう、中木・低木を含む階層構成とする。

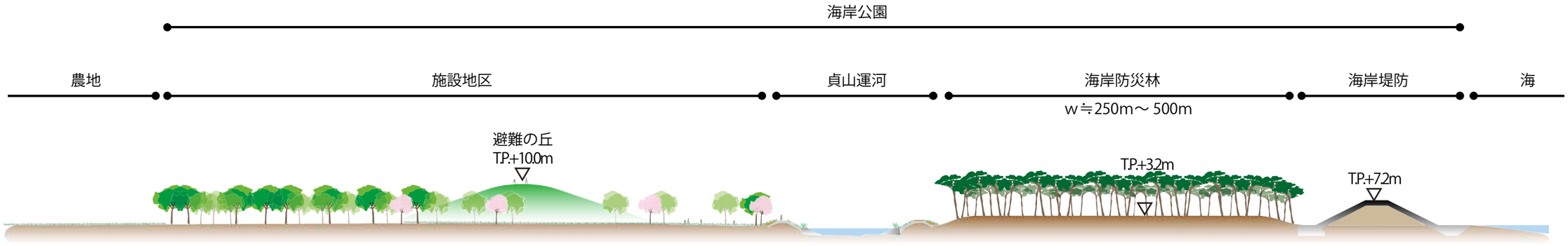

植栽断面イメージ（全体）

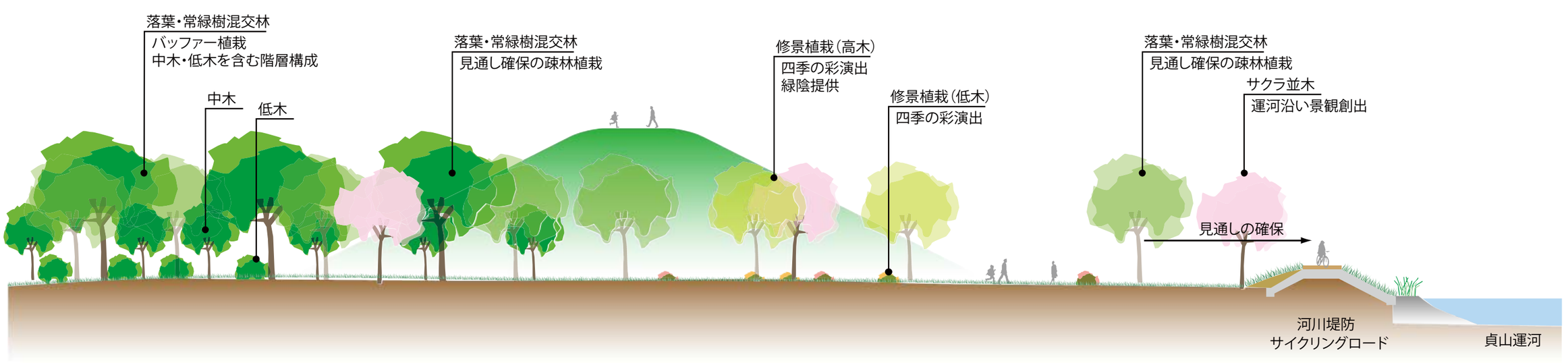

植栽断面イメージ（施設地区）

図 3-4-24　植栽構成イメージ図

(5) 各地区の計画の設定

前項までの検討を踏まえ、各施設地区の工種ごとの計画を設定する。

①　蒲生地区

【造成計画】

蒲生地区

【全体造成高】

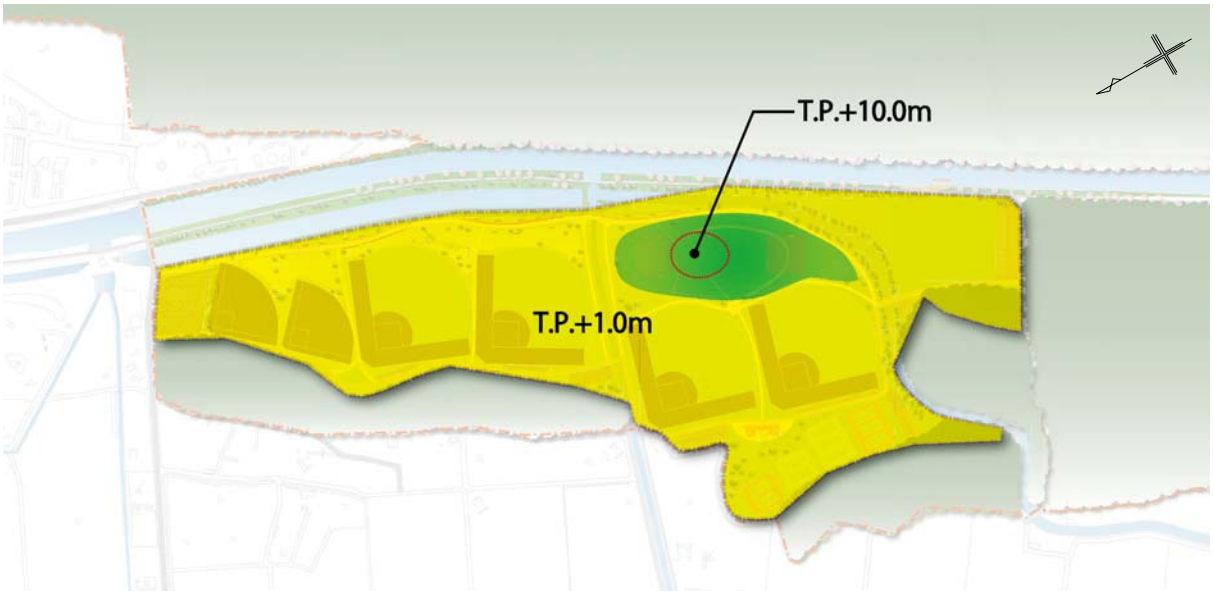

【避難の丘の規模】

蒲生地区		
計画数量	避難人口（人）	1,050
	避難面積（㎡）	2,100
避難の丘整備規模 （T.P.+10.0m　盛土高+9.0m）	上底（㎡）	2,100
	下底（㎡）	17,700
	盛土量（m^3）	78,000

※ 現地盤高さを T.P.+1.0m と設定

※ 盛土高さは測量結果によっては見直しが必要となる

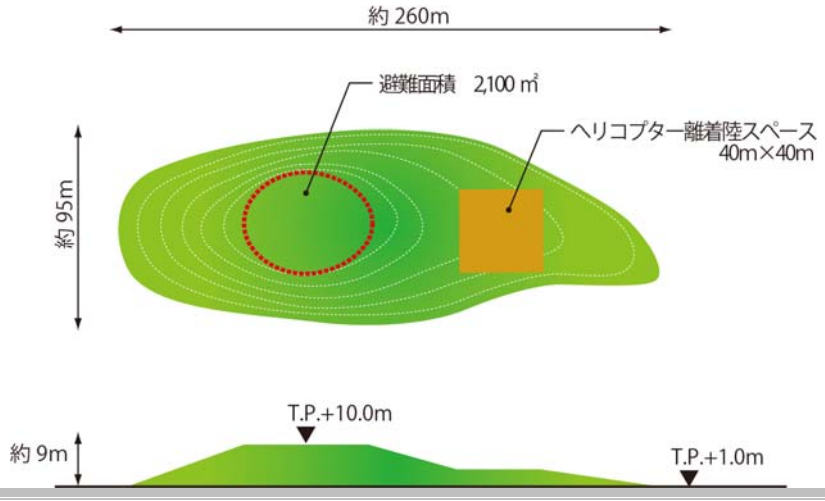

【建築計画】

建築施設は災害復旧として従前と同規模での復旧を基本とし、仕様等については今後精査を行うこととする。施設地区毎に被災前の主な建築施設を記載する。

施設名称	クラブハウス
仕様	鉄骨造　平屋建　建築面積366.93㎡
内容	事務室兼保健室、男子更衣室、女子更衣室、シャワー室、倉庫、男子便所、女子便所、車イス便所、ロビー、ミーティング室

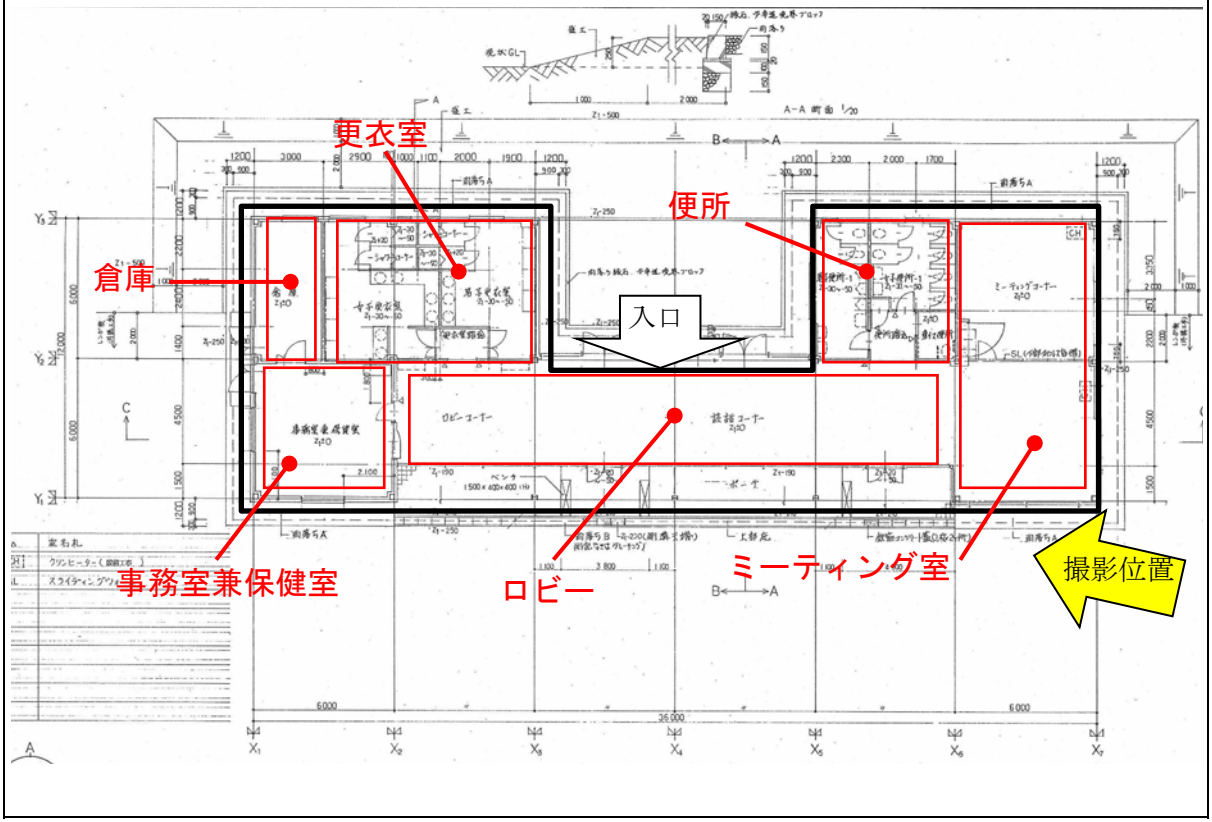

【施設配置計画】

蒲生地区

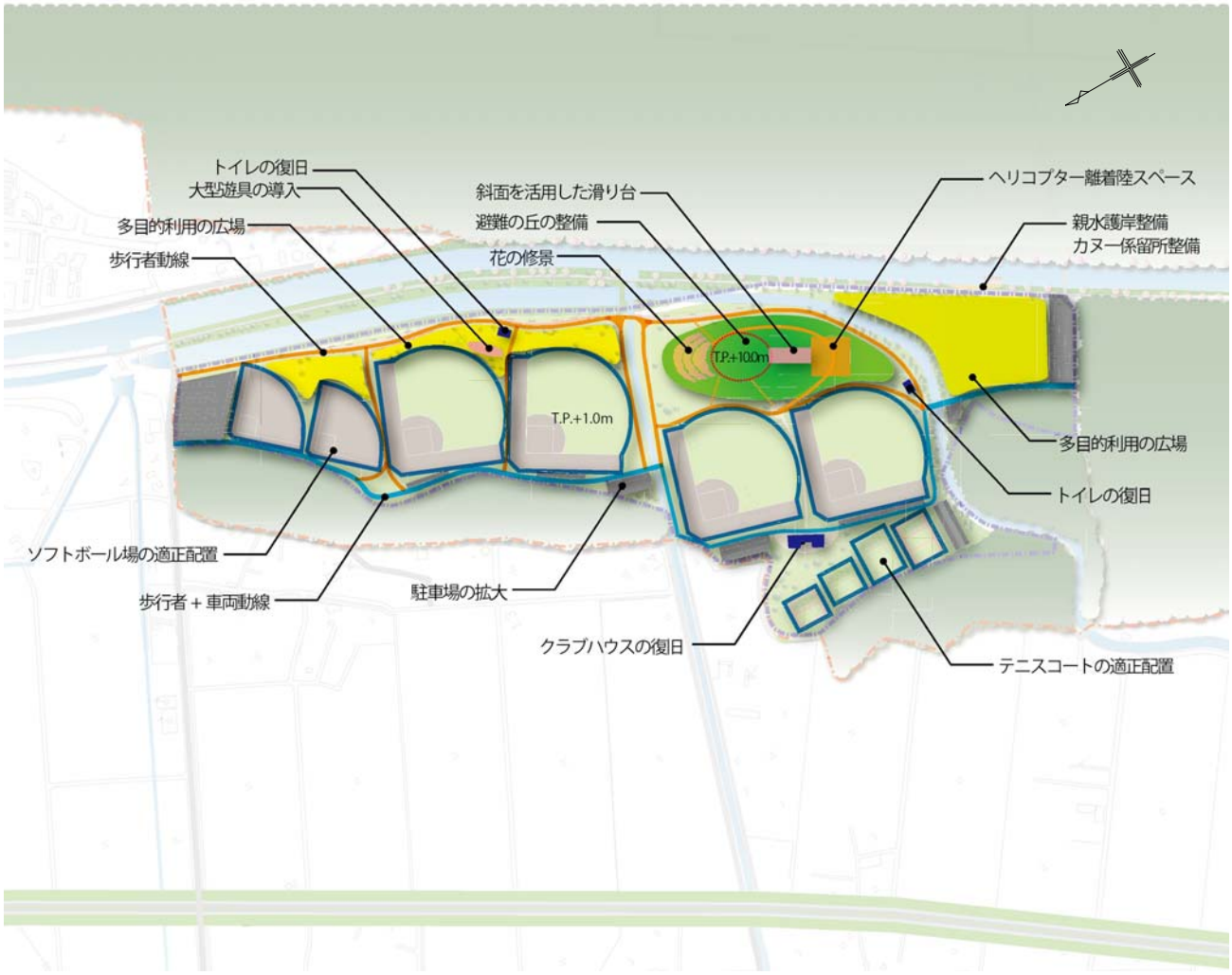
トイレの復旧
大型遊具の導入
多目的利用の広場
歩行者動線
斜面を活用した滑り台
避難の丘の整備
花の修景
ヘリコプター離着陸スペース
親水護岸整備
カヌー係留所整備
T.P.+10.0m
T.P.+1.0m
多目的利用の広場
トイレの復旧
ソフトボール場の適正配置
歩行者＋車両動線
駐車場の拡大
クラブハウスの復旧
テニスコートの適正配置

【基盤設備計画】

＜給水施設＞

蒲生地区	
給水の対象施設は、クラブハウス、トイレ、野球場・ソフトボール場・芝生広場の散水栓、及び水飲みであり、給水計画にあたっての考え方を以下のように設定する。	
（1）引込	・給水の引込は、当公園敷地の北側道路の給水本管より分岐し、引込を検討する。水路で分断されているが引込は1箇所とする。
（2）配管材料	・給水管の材料としては、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）とする。
（3）配管系統	・野球場やソフトボール場の散水栓は、競技に支障のない場所に設置する。移動式スプリンクラーによる散水のほか、補助的に手まきによる散水ができるような系統にする。 ・テニスコート維持管理用の散水栓は、コート内の危険性のない場所（ポスト脇など）に設置しておく。 ・計画地内の水路部分は橋を利用して横断させるようにする。

＜雨水排水施設＞

蒲生地区	
条件設定	・野球場、ソフトボール場、テニスコートに暗渠排水を敷設する。 ・避難の丘の周辺に暗渠排水を設置する。 ・駐車場は集水桝で集め、塩ビ管で排水する。 ・水路によって３つのエリアに分かれているため放流先も３箇所とする。（北側エリアは隣接する道路に設置されている雨水桝、中心のエリアは、提灯堀、南側のエリアは貞山運河に接続を検討する。）
（1）材料	・暗渠管は、一般的には内径150～300を標準とする。暗渠管の種類は、高密度ポリエチレン管（波状管）もしくは、有孔塩ビ管とする。 ・その他は硬質塩化ビニル管とする。
（2）流速	・計画時排水量に対し流速を最小0.8m/sec、最大3.0m/sec とする。流速は、1.0～1.8m/sec 程度とする。

＜汚水排水施設＞

蒲生地区	
条件設定	・トイレ2箇所とクラブハウスから出る汚水とする。 ・隣接する道路の汚水桝への接続を検討する。
（1）材料	・硬質塩化ビニル管とする。
（2）流速	・計画時排水量に対し流速を最小0.6m/sec、最大3.0m/sec とする。流速は、1.0～1.8m/sec 程度とする。

＜電気施設＞

蒲生地区	
条件設定	本公園に必要な電気設備には、高圧引込設備、受変電設備、屋外幹線設備、放送設備、電話設備、園内外灯設備、監視警報設備がある。 ・ 引込は北側道路沿いの高圧ケーブル（6kV）からとする。 ・ 公園内においては景観等への配慮からすべて地中配線とする。 ・ 原則として夜間利用は考えないので、屋外照明は保安灯程度とする。
（1）高圧引込設備	・ 構内引込柱より受変電設備まで高圧（6kV）ケーブルを敷設する。
（2）受変電設備	・ 屋外キュービクル型とする。
（3）屋外幹線設備	・ 上記受変電設備より園内各施設に電灯、電力用電源を地中ケーブル方式にて配電する。
（4）放送設備	・ 場内整理、呼出等を目的とし、クラブハウス内にアンプを設置し場内放送を行う。屋外スピーカーはポール取付形とする。
（5）園内外灯設備	・ 保安上から園内主要園路、広場等に外灯を設置する。照度は安全面の担保や利用面を考慮し、照度基準に準じる。灯具形状はポール型（H=5.0m）とし、光源はLEDとする。 ・ 外灯の点滅はタイマーによる自動点滅と、手動操作（キュービクル内）の併用とする。

【植栽計画】

蒲生地区：**スポーツゾーンの骨格となるみどりづくり**

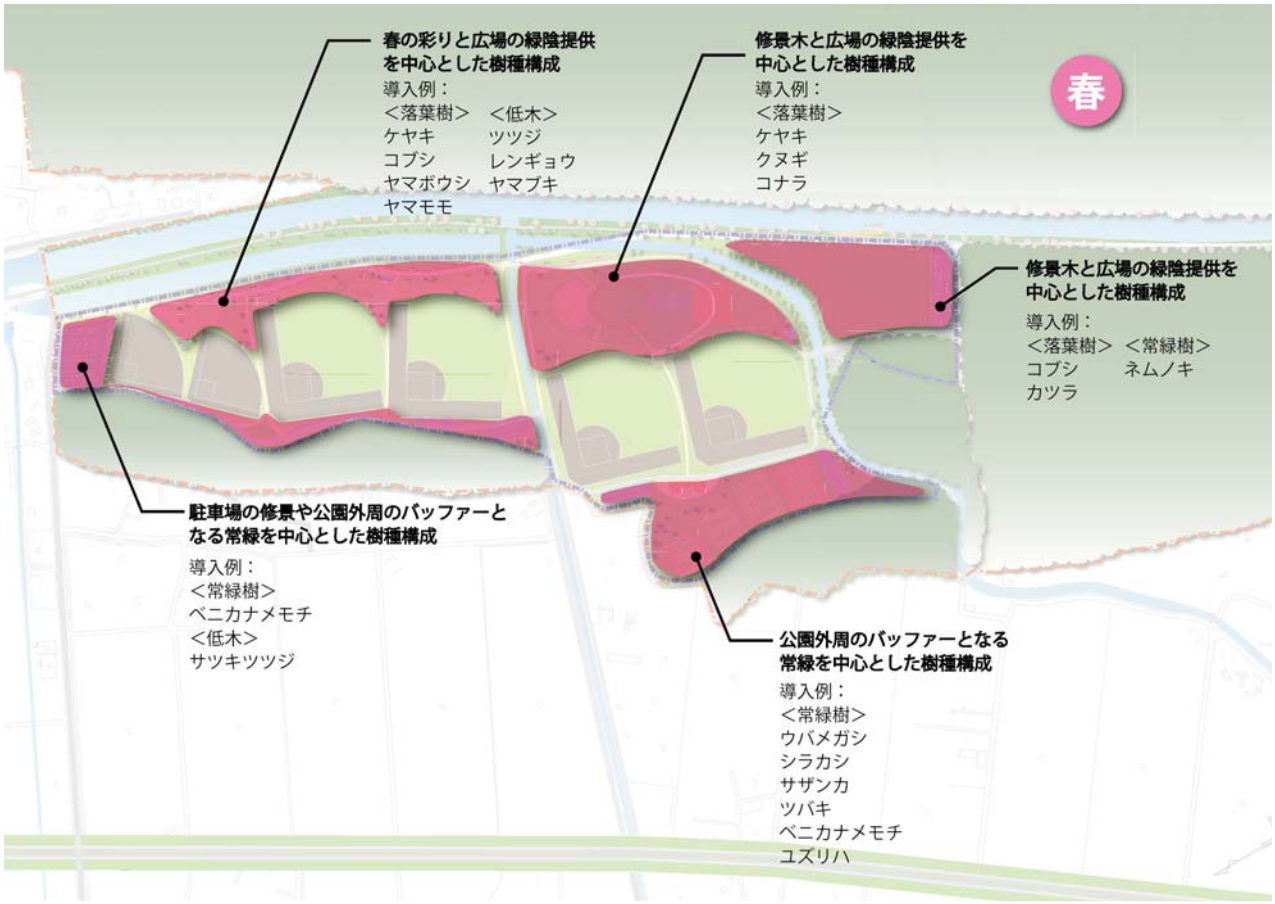

【特徴的な樹種】

コブシ

ヤマボウシ

ケヤキ

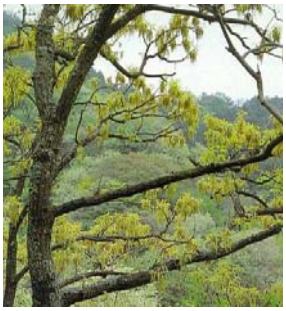
クヌギ

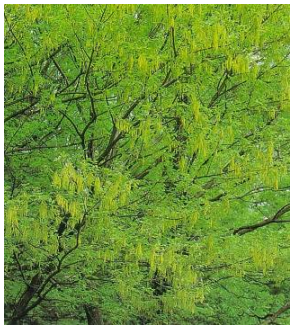
コナラ

カツラ

②　荒浜地区

【造成計画】

荒浜地区

【全体造成高】

【避難の丘の規模】

荒浜地区		
計画数量	避難人口（人）	210
	避難面積（㎡）	420
避難の丘整備規模 （T.P.+10.0m　盛土高+9.0m）	上底（㎡）	420
	下底（㎡）	8,400
	盛土量（m^3）	32,000

※ 現地盤高さを T.P.+1.0m と設定

※ 盛土高さは測量結果によっては見直しが必要となる

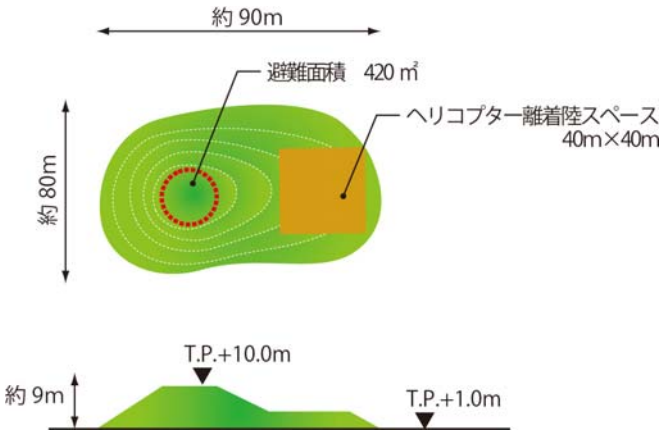

【建築計画】

施設名称	クラブハウス
仕様	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　平屋建　建築面積140.34㎡
内容	ホール、廊下、事務室、湯沸コーナー、ロッカー室、倉庫、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ

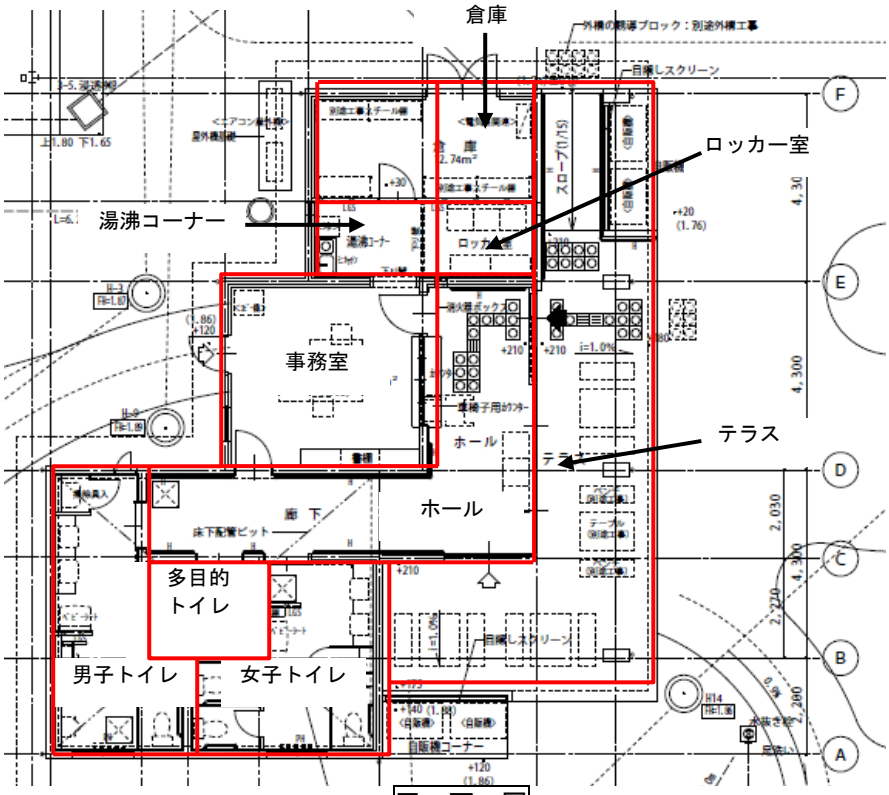

平　面　図

施設名称	センターハウス
仕様	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　平屋建　建築面積525.33㎡
内容	ホール、ミーティングルーム、ロビー、廊下、事務室、更衣兼湯沸室、調理室、控室、倉庫、自転車保管庫、防災倉庫、男子トイレ、女子トイレ、ひろびろトイレ、男子洗面室、女子洗面室、男子シャワー室、女子シャワー室、ユニバーサル更衣室、ユニバーサルシャワー室　など

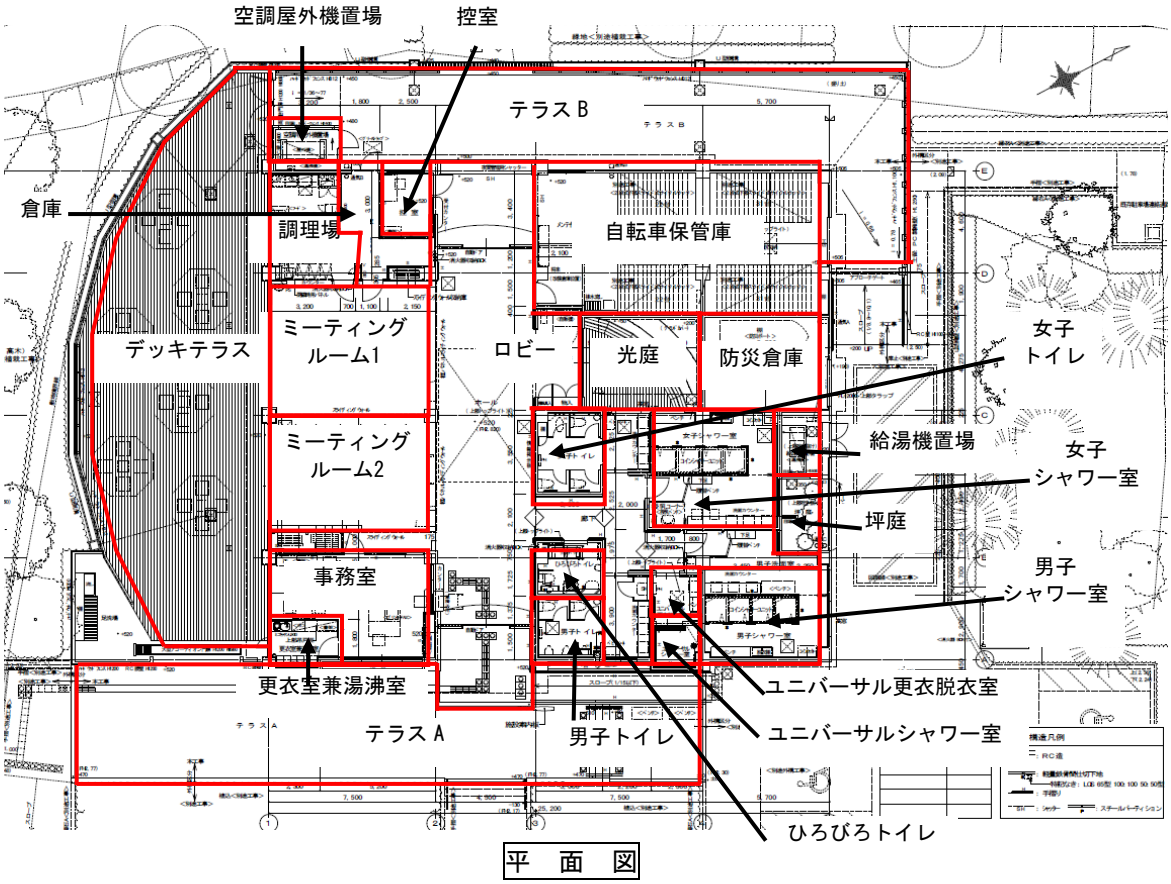

平　面　図

【施設配置計画】

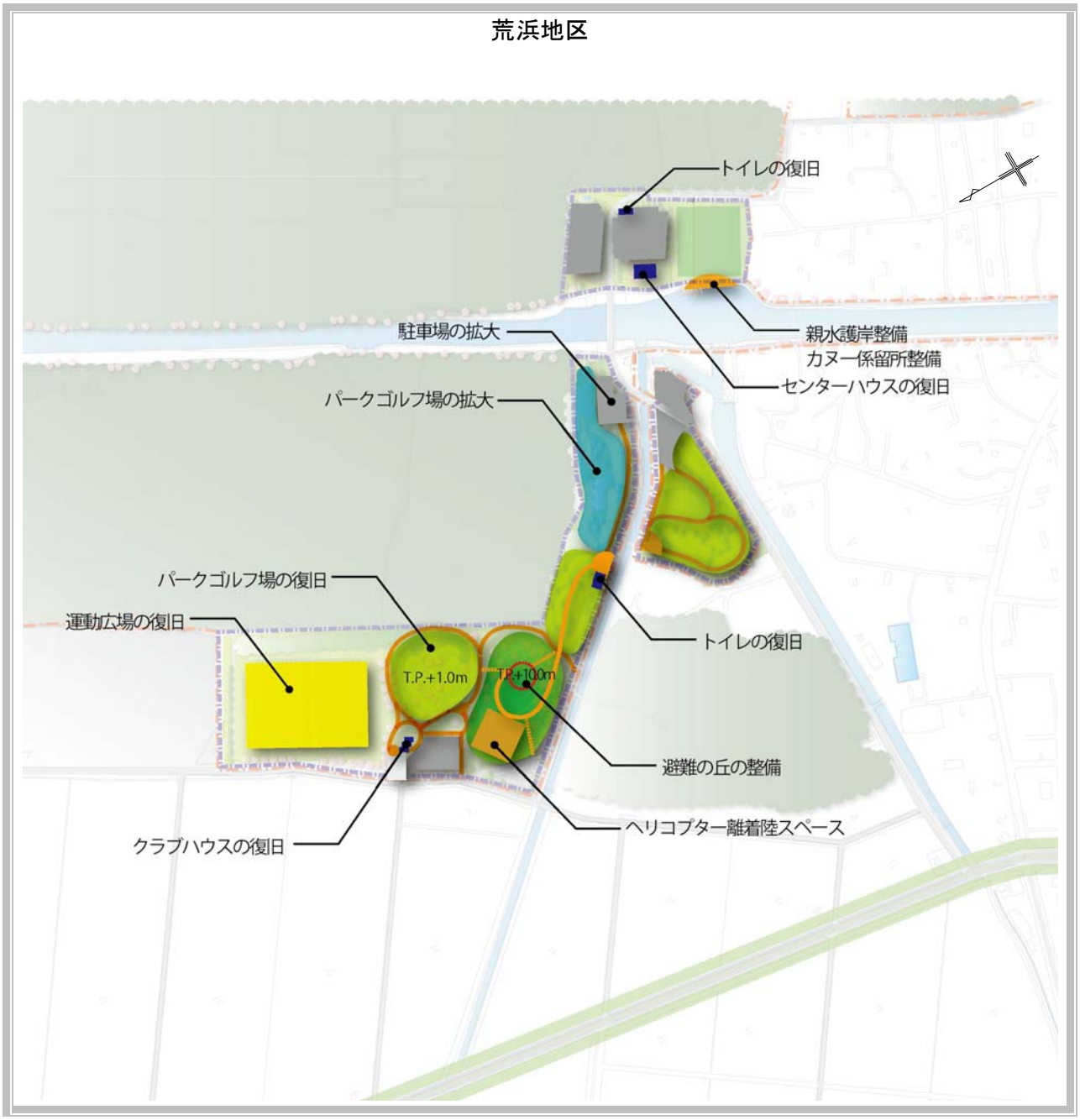
荒浜地区
トイレの復旧
駐車場の拡大
親水護岸整備
カヌー係留所整備
センターハウスの復旧
パークゴルフ場の拡大
パークゴルフ場の復旧
運動広場の復旧
T.P.+1.0m
T.P.+10.0m
トイレの復旧
避難の丘の整備
ヘリコプター離着陸スペース
クラブハウスの復旧

【基盤設備計画】

＜給水施設＞

荒浜地区	
給水の対象施設は、センターハウス、クラブハウス、トイレ、パークゴルフ場・運動広場・芝生広場の散水栓、及び水飲みであり、給水計画にあたっての考え方を以下のように設定する。	
（1）引込	・給水の引込は、貞山運河より陸側は当公園敷地の西側道路の給水本管より分岐し、貞山運河より海側は公園内を横切る道路からの引込を検討する。
（2）配管材料	・給水管の材料としては、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）とする。
（3）配管系統	・運動広場やパークゴルフ場は、手まきによる散水ができるような系統にする。 ・計画地内の水路部分は橋を利用して横断させるようにする。

＜雨水排水施設＞

荒浜地区	
条件設定	・パークゴルフ場、各種広場に暗渠排水を敷設する。 ・避難の丘の周辺に暗渠排水を設置する。 ・駐車場は集水桝で集め、塩ビ管で排水する。 ・貞山運河より東側は計画地内の道路、西側のかさ上げ道路に接続を検討する。
（1）材料	・暗渠管は、一般的には内径150～300を標準とする。暗渠管の種類は、高密度ポリエチレン管（波状管）もしくは、有孔塩ビ管とする。 ・その他は硬質塩化ビニル管とする。
（2）流速	・計画時排水量に対し流速を最小0.8m/sec、最大3.0m/sec とする。流速は、1.0～1.8m/sec 程度とする。

＜汚水排水施設＞

荒浜地区	
条件設定	・センターハウスとトイレ、クラブハウスからの汚水とする。 ・隣接する道路の汚水桝に接続を検討する。
（1）材料	・硬質塩化ビニル管とする。
（2）流速	・計画時排水量に対し流速を最小0.6m/sec、最大3.0m/sec とする。流速は、1.0～1.8m/sec 程度とする。

＜電気施設＞

荒浜地区	
条件設定	本公園に必要な電気設備には、高圧引込設備、受変電設備、屋外幹線設備、放送設備、電話設備、園内外灯設備がある。 ・ 引込は西側道路側の高圧ケーブル（6kV）からとする。 ・ 公園内においては景観等への配慮からすべて地中配線とする。 ・ 原則として夜間利用は考えないので、屋外照明は保安灯程度とする。
（1）高圧引込設備	・ 構内引込柱より受変電設備まで高圧（6kV）ケーブルを敷設する。
（2）受変電設備	・ 屋外キュービクル型とする。
（3）屋外幹線設備	・ 上記受変電設備より園内各施設に電灯、電力用電源を地中ケーブル方式にて配電する。
（4）放送設備	・ 屋外スピーカーはポール取付形とする。
（5）園内外灯設備	・ 保安上から園内主要園路、広場等に外灯を設置する。照度は安全面の担保や利用面を考慮し、照度基準に準じる。灯具形状はポール型（H=5.0m）とし、光源はLEDとする。 ・ 外灯の点滅はタイマーによる自動点滅と、手動操作（キュービクル内）の併用とする。

【植栽計画】

荒浜地区：**復興の彩りをつくる**

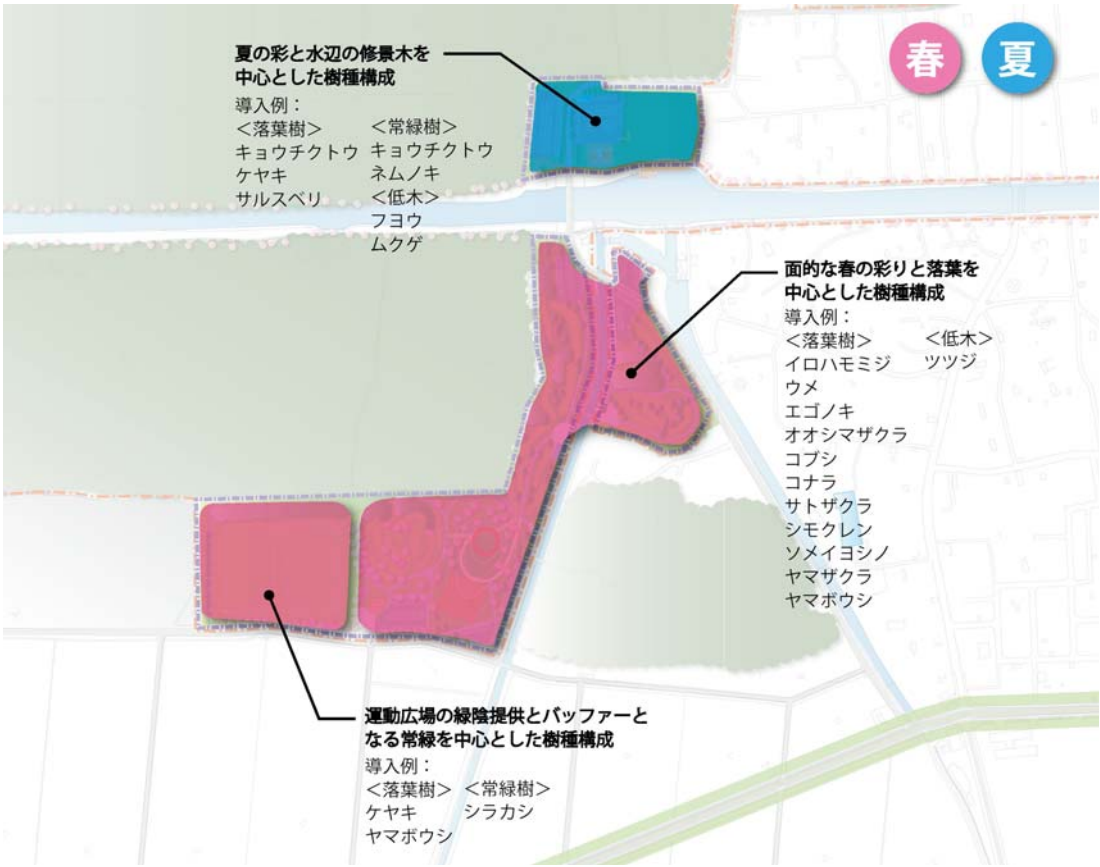

【特徴的な樹種】

サルスベリ

キョウチクトウ

ネムノキ

フヨウ

ウメ

ソメイヨシノ

③　井土地区

【造成計画】

井土地区

【全体造成高】

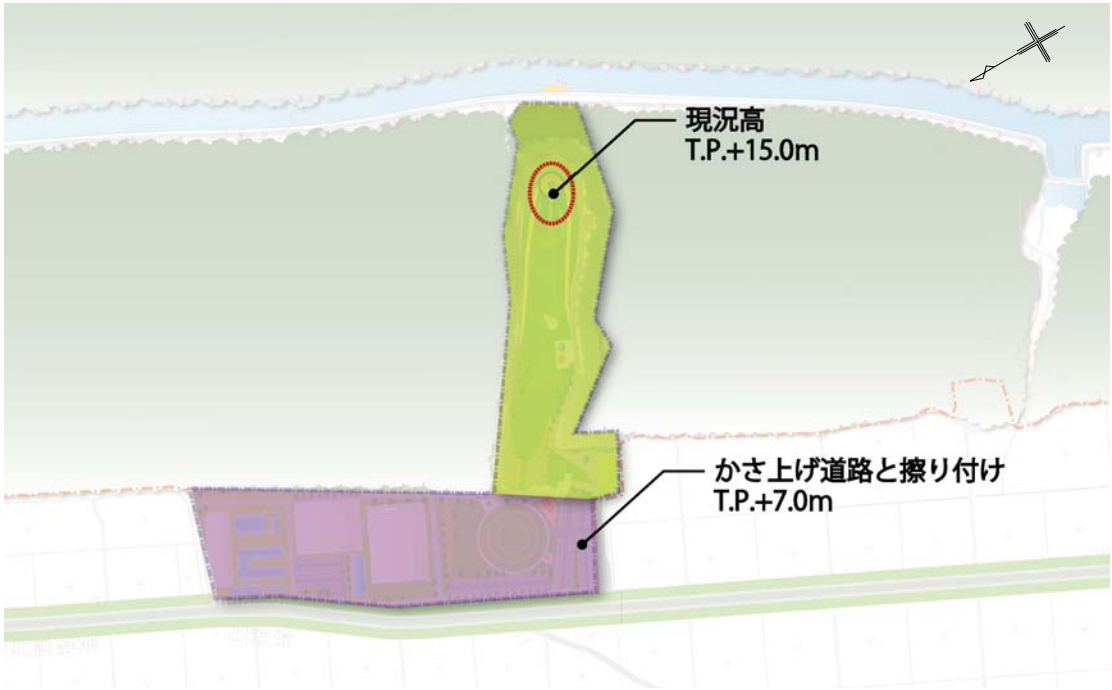

【避難の丘の規模】

井土地区		
計画数量	避難人口（人）	1,060
	避難面積（㎡）	2,120
避難の丘整備規模 （T.P.+15.0m　盛土高 0m）	上底（㎡）	2,120
	下底（㎡）	—
	盛土量（m^3）	—

※ 井土地区は現況高さを活用するため盛土は行わない

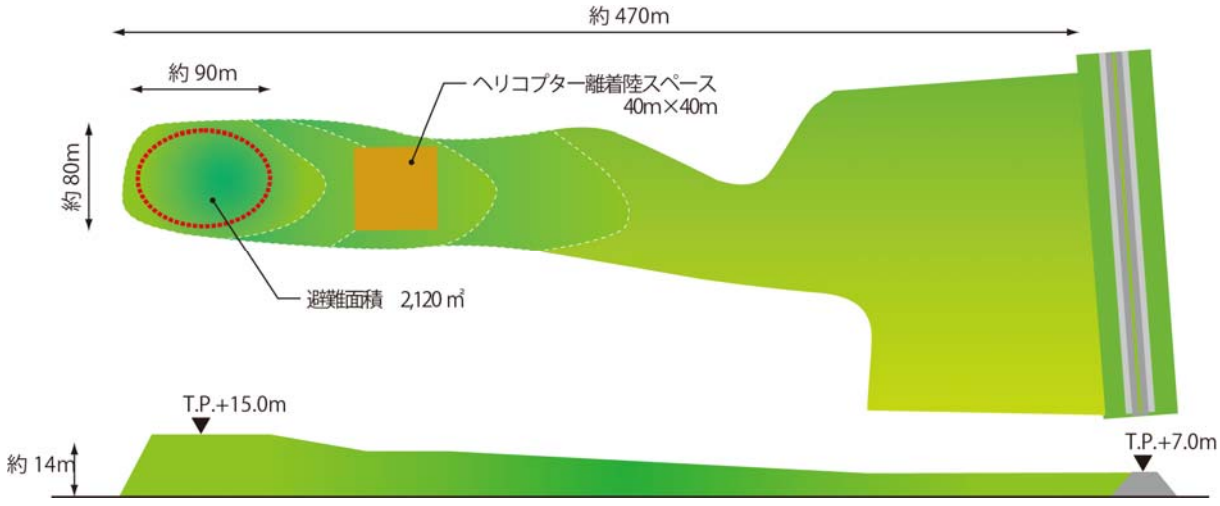

【建築計画】

施設名称	冒険広場管理棟
仕様	木造　平屋建　建築面積132.98㎡
内容	管理室、ホール、ラウンジ、男子便所、女子便所、ひろびろトイレ、倉庫、オープンテラス

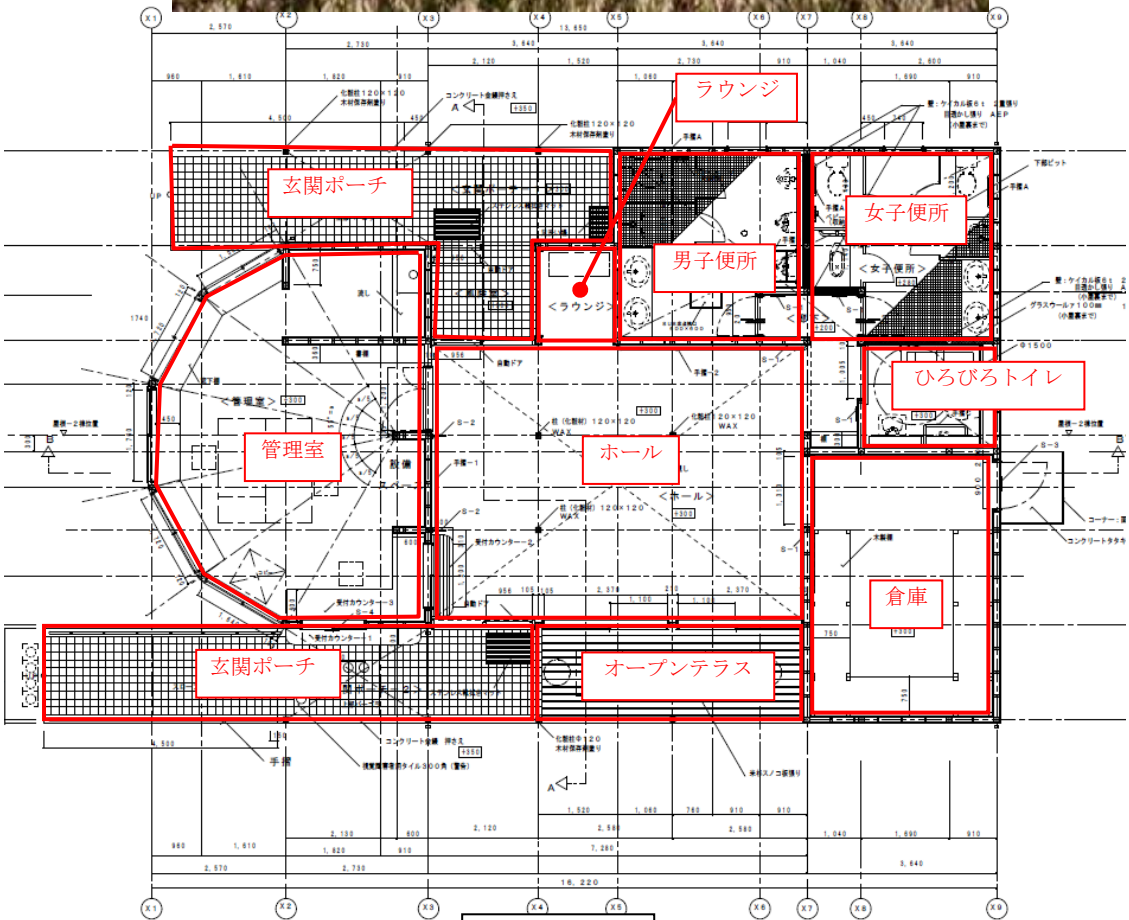

平　面　図

施設名称	プレーリーダーハウス
仕様	木造　平屋建　建築面積49.44㎡
内容	作業場、倉庫

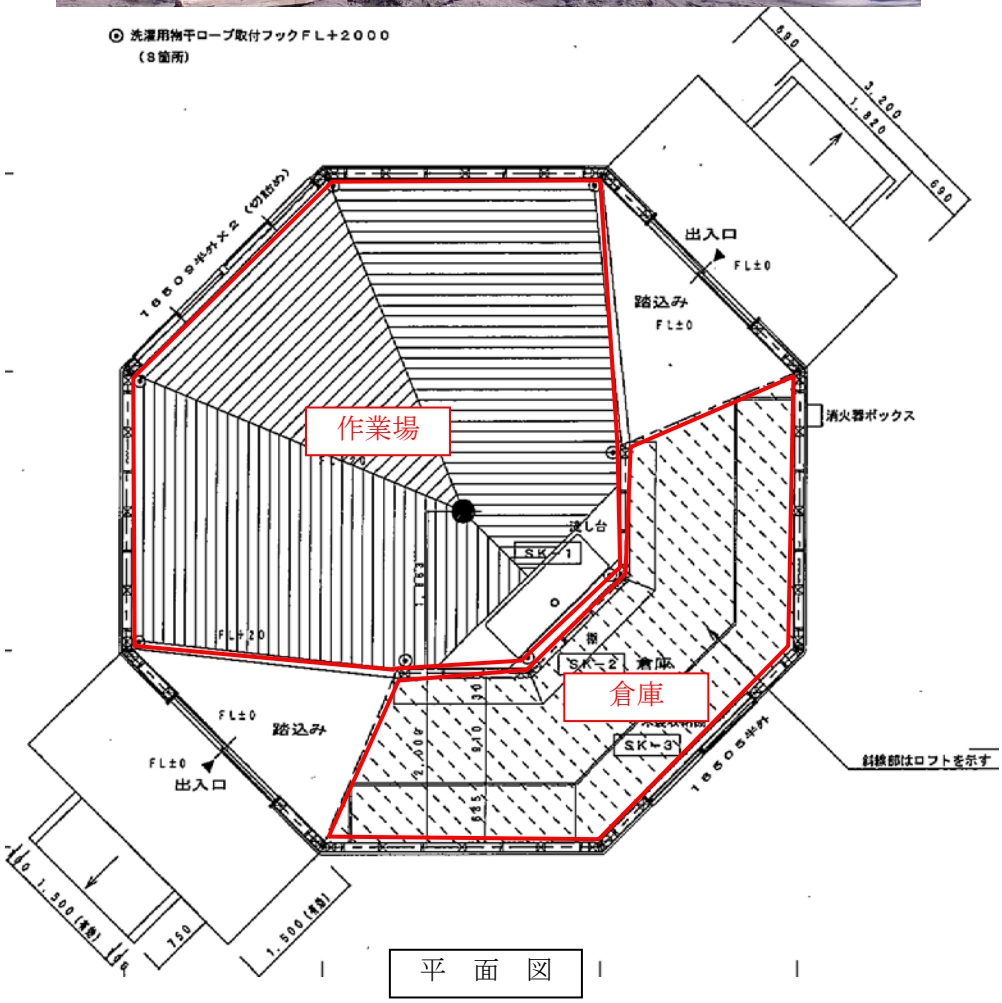

平　面　図

施設名称	馬術場管理棟
仕様	鉄骨造及び鉄筋コンクリート造　平屋建　建築面積459.862㎡
内容	ラウンジ、会議室、事務室、和室、更衣室、便所（男子、女子、車椅子用）、倉庫

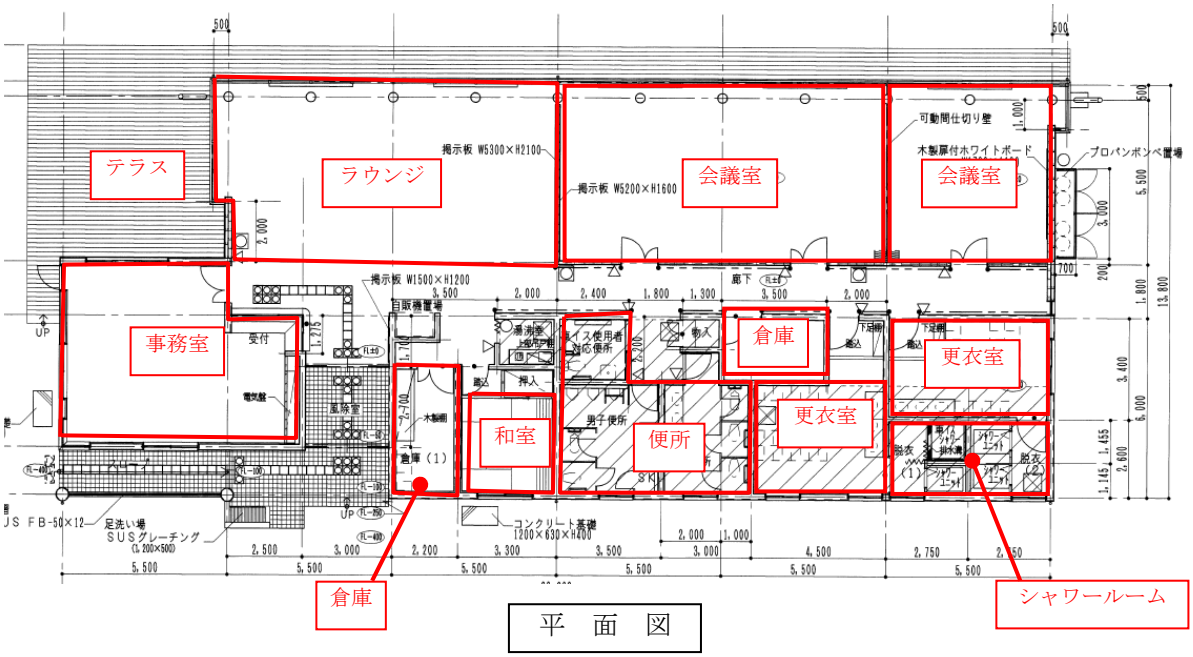

平　面　図

施設名称	本厩舎
仕様	鉄骨造　平屋建　建築面積1088.4㎡
内容	馬房（４０）、馬洗い馬、馬具置場、厩務員室、洋室、便所

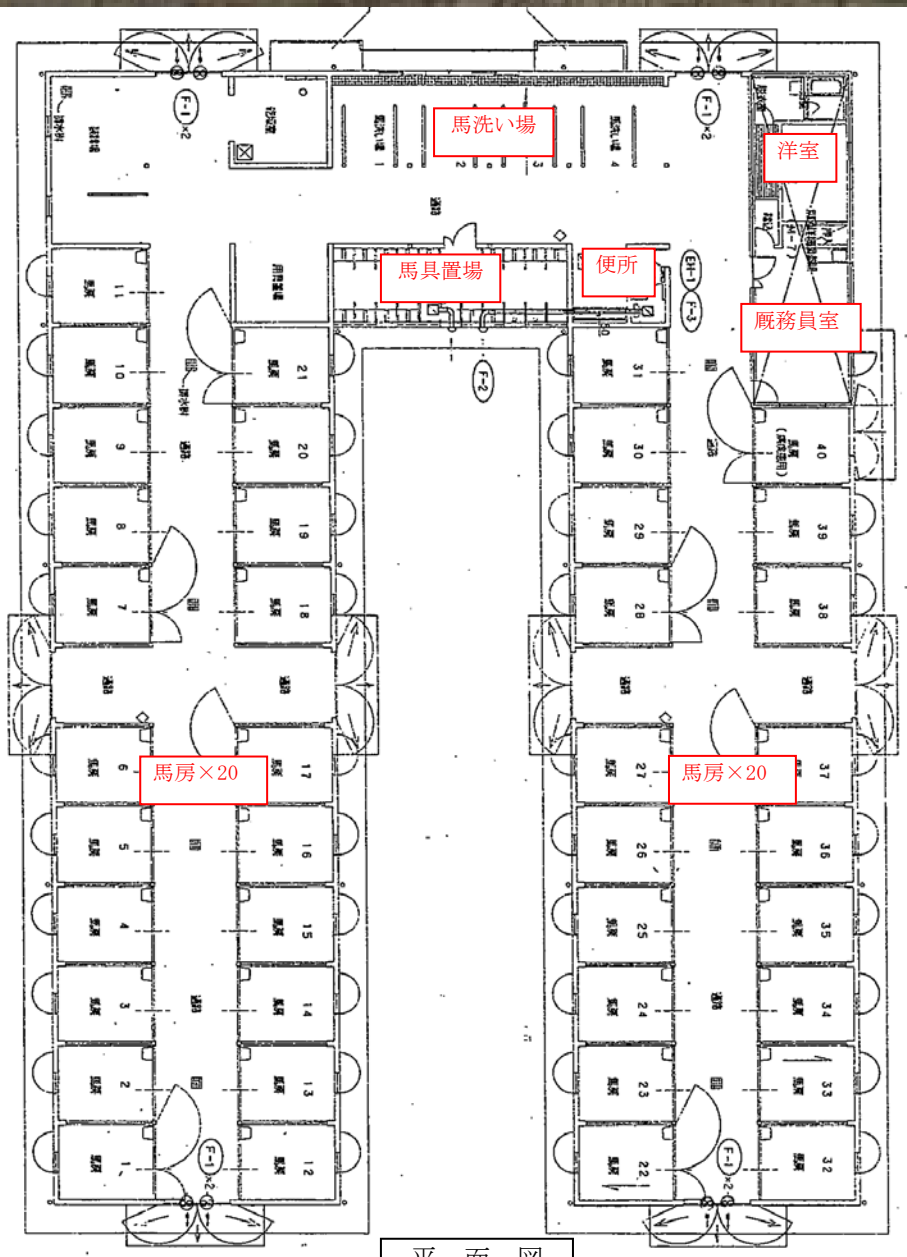

平　面　図

【施設配置計画】

井土地区

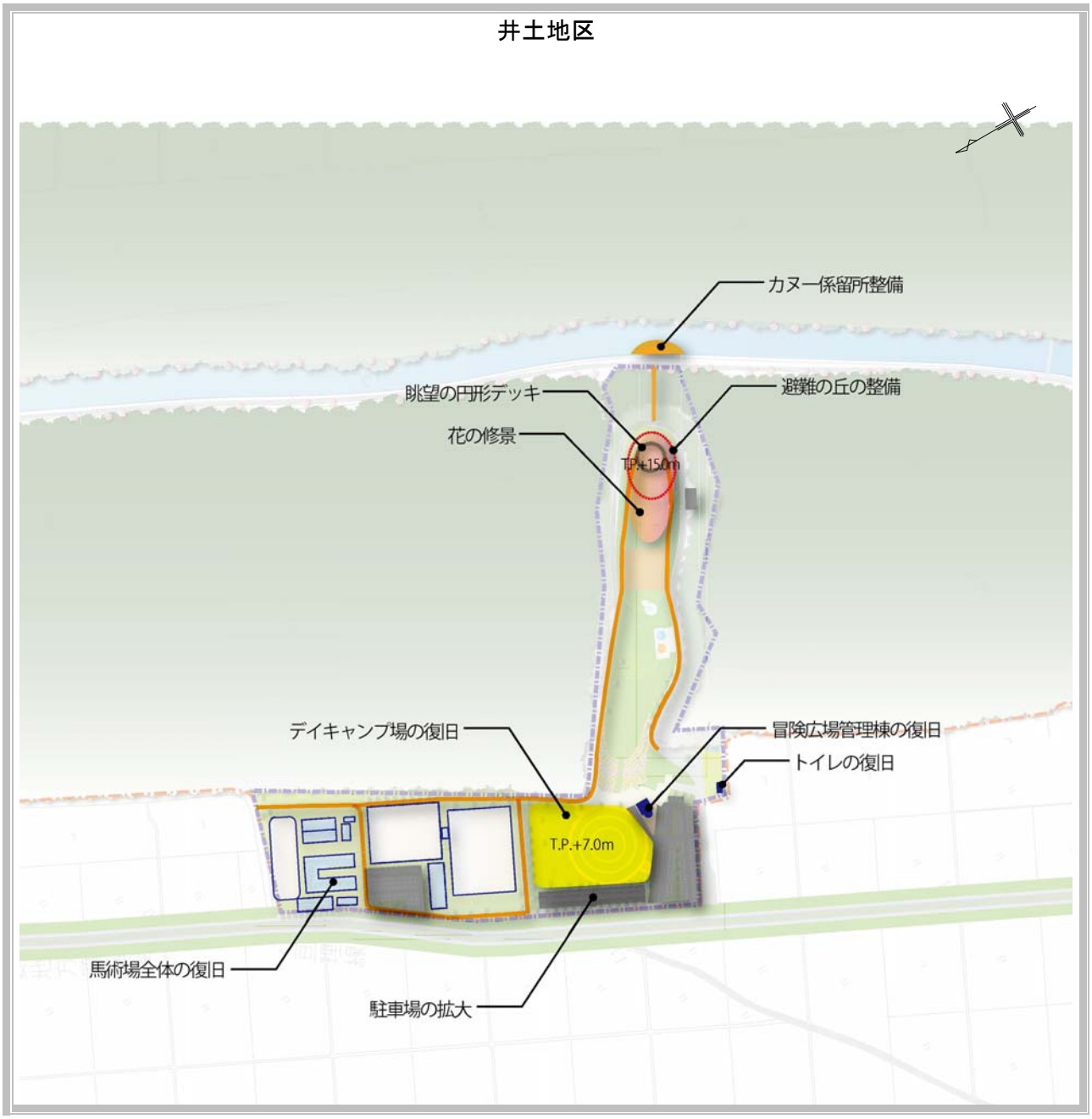
カヌー係留所整備
眺望の円形デッキ
避難の丘の整備
花の修景
T.P.+15.0m
デイキャンプ場の復旧
冒険広場管理棟の復旧
トイレの復旧
T.P.+7.0m
馬術場全体の復旧
駐車場の拡大

【基盤設備計画】

＜給水施設＞

井土地区	
給水の対象施設は、馬術場の建築、冒険遊び場の建築、トイレ、炊事棟・馬術場・デイキャンプ場等の散水栓、及び水飲みであり、給水計画にあたっての考え方を以下のように設定する。	
（1）引込	・給水の引込は、当公園敷地の西側の給水本管より分岐し、引込を検討する。
（2）配管材料	・給水管の材料としては、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）とする。
（3）配管系統	・馬術場やデイキャンプ場、冒険遊び場は、手まきによる散水ができるような系統にする。

＜雨水排水施設＞

井土地区	
条件設定	・馬術場、デイキャンプ場に暗渠排水を敷設する。 ・駐車場は集水桝で集め、塩ビ管で排水する。 ・放流先は西側への接続を検討する。
（1）材料	・一般的には内径150～300を標準とする。暗渠管の種類は、高密度ポリエチレン管（波状管）もしくは、有孔塩ビ管とする。
（2）流速	・計画時排水量に対し流速を最小0.8m/sec、最大3.0m/sec とする。流速は、1.0～1.8m/sec 程度とする。

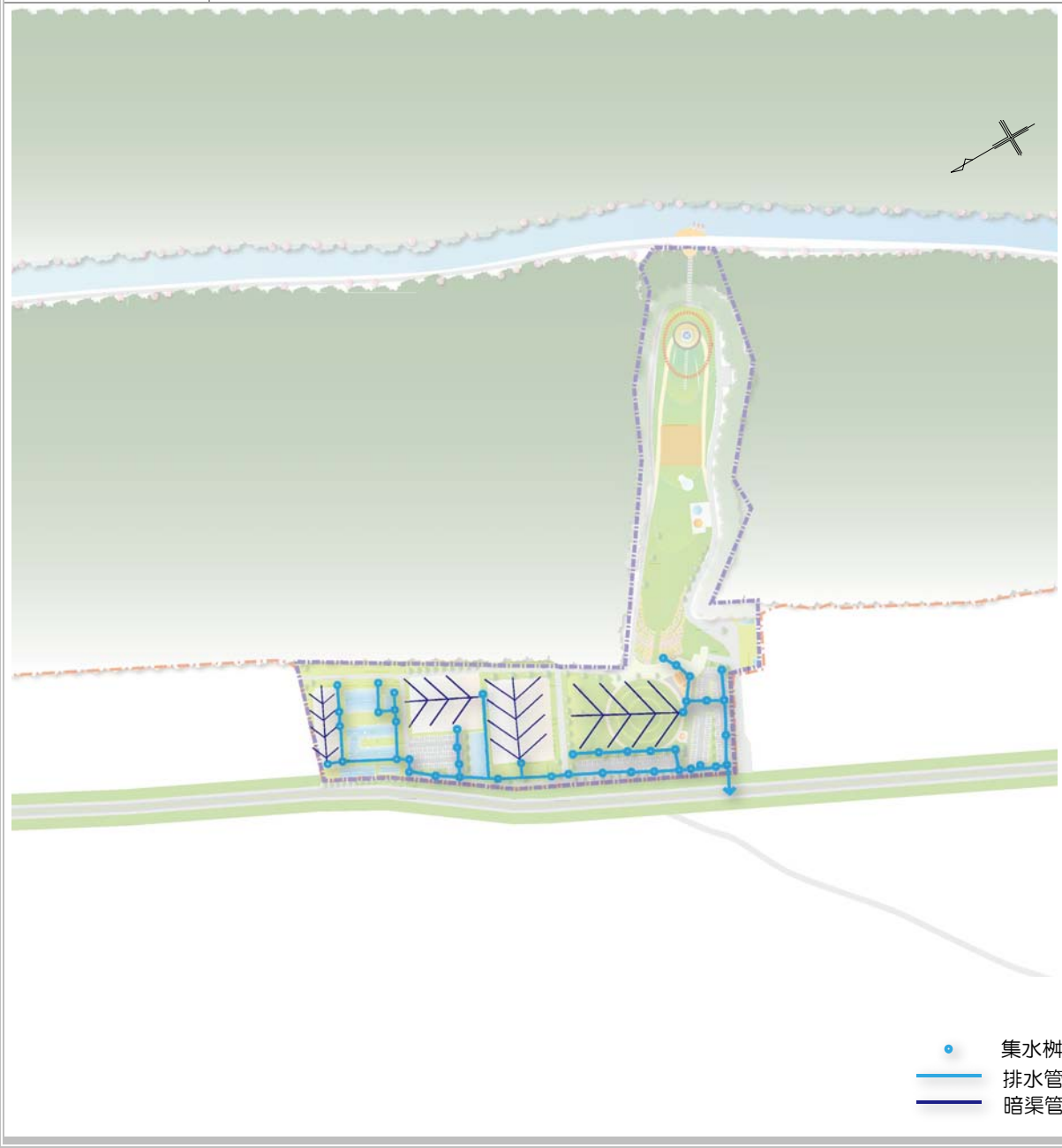

＜汚水排水施設＞

井土地区	
条件設定	・馬術場と冒険広場の建物からの汚水とする。 ・隣接するかさ上げ道路側の汚水桝に接続を検討する。
（1）材料	・硬質塩化ビニル管とする。
（2）流速	・計画時排水量に対し流速を最小0.6m/sec、最大3.0m/sec とする。 流速は、1.0～1.8m/sec 程度とする。

＜電気施設＞

井土地区	
条件設定	本公園に必要な電気設備には、高圧引込設備、受変電設備、屋外幹線設備、放送設備、電話設備、園内外灯設備、監視警報設備がある。 ・引込は西側道路側の高圧ケーブル（6kV）からとする。 ・公園内においては景観等への配慮からすべて地中配線とする。 ・原則として夜間利用は考えないので、屋外照明は保安灯程度とする。
（1）高圧引込設備	・構内引込柱より受変電設備まで高圧（6kV）ケーブルを敷設する。
（2）受変電設備	・屋外キュービクル型とする。
（3）屋外幹線設備	・上記受変電設備より園内各施設に電灯、電力用電源を地中ケーブル方式にて配電する。
（4）放送設備	・屋外スピーカーはポール取付形とする。
（5）園内外灯設備	・保安上から園内主要園路、広場等に外灯を設置する。照度は安全面の担保や利用面を考慮し、照度基準に準じる。灯具形状はポール型（H=5.0m）とし、光源はLEDとする。 ・外灯の点滅はタイマーによる自動点滅と、手動操作（キュービクル内）の併用とする。

【植栽計画】

井土地区：**体験活動を促進させる多様な景観をつくる**

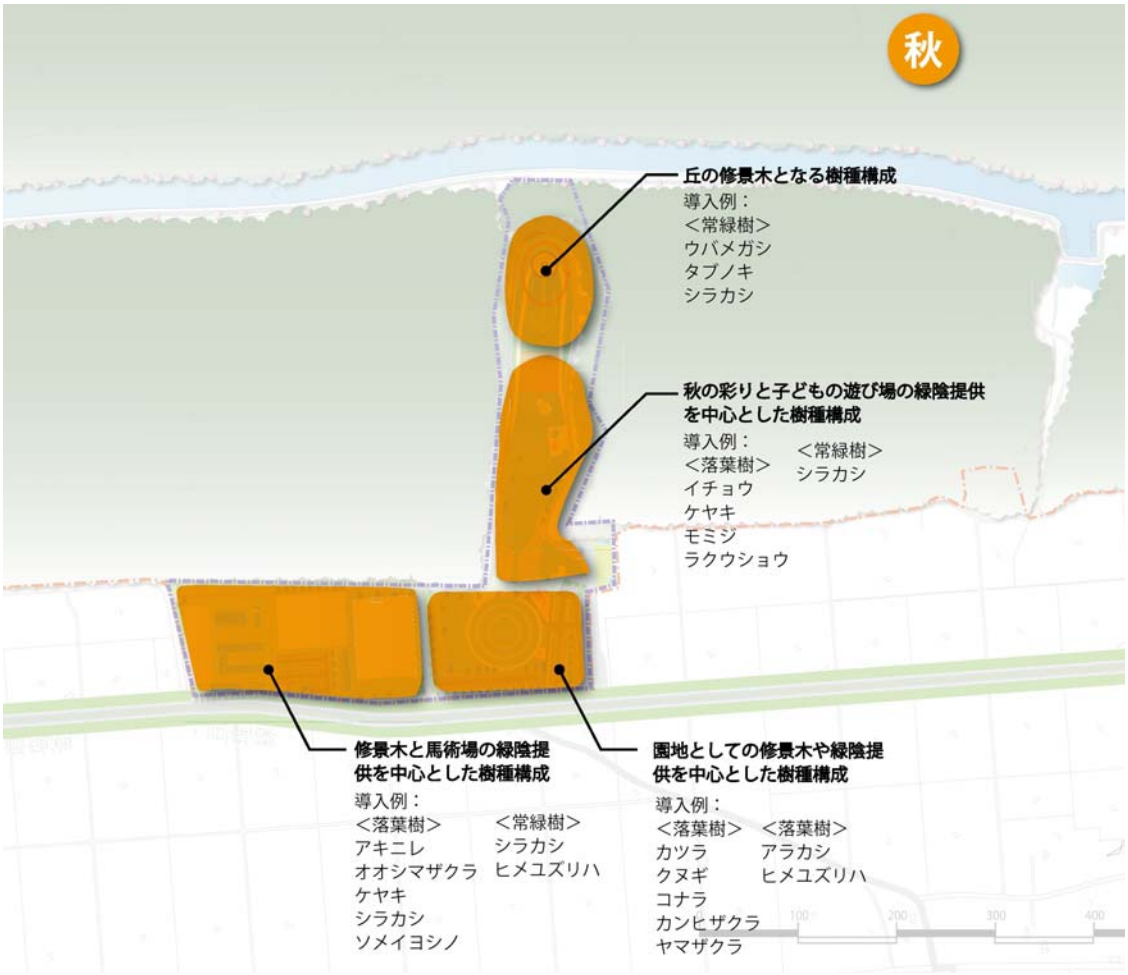

【特徴的な樹種】

イチョウ

モミジ

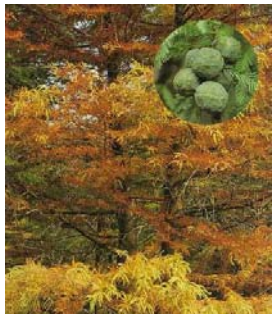
ラクウショウ

カツラ

カンヒザクラ

アキニレ

④　藤塚地区

【造成計画】

藤塚地区

【全体造成高】

【避難の丘の規模】

藤塚地区		
計画数量	避難人口（人）	50
	避難面積(㎡)	100
避難の丘整備規模 (T.P.+15.0m　盛土高+14.0m)	上底（㎡）	100
	下底(㎡)	3,700
	盛土量（m^3）	21,000

※ 現地盤高さを T.P.+1.0m と設定

※ 盛土高さは測量結果によっては見直しが必要となる

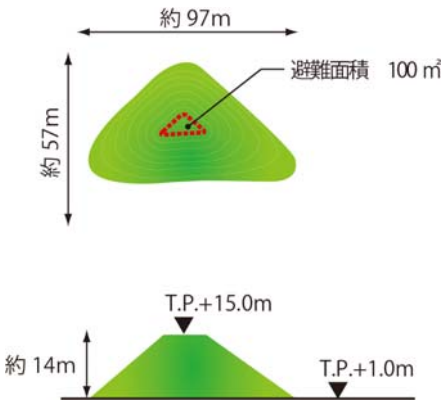

【施設配置計画】

藤塚地区

【基盤設備計画】

＜給水施設＞

藤塚地区	
給水の対象施設は、広場の散水栓、及び水飲みであり、給水計画にあたっての考え方を以下のように設定する。	
（1）引込	・給水の引込は、当公園敷地の西側道路の給水本管より分岐し、引込を検討する。
（2）配管材料	・給水管の材料としては、耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）とする。
（3）配管系統	・広場は、手まきによる散水ができるような系統にする。

＜雨水排水施設＞

藤塚地区	
条件設定	・避難の丘の周辺に暗渠排水を設置する。 ・駐車場は集水桝で集め、塩ビ管で排水する。 ・北側道路への接続を検討する。
（1）材料	・暗渠管は、一般的には内径150～300を標準とする。暗渠管の種類は、高密度ポリエチレン管（波状管）もしくは、有孔塩ビ管とする。 ・その他は硬質塩化ビニル管とする。
（2）流速	・計画時排水量に対し流速を最小0.8m/sec、最大3.0m/sec とする。流速は、1.0～1.8m/sec 程度とする。

※藤塚地区の汚水排水施設については、現段階ではトイレの設置を計画していないので、本計画には含まない。

＜電気施設＞

藤塚地区	
条件設定	本公園に必要な電気設備には、受電設備、屋外幹線設備、放送設備、園内外灯設備がある。 ・ 北側道路側からの引込を検討する。 ・ 公園内においては景観等への配慮からすべて地中配線とする。 ・ 原則として夜間利用は考えないので、屋外照明は保安灯程度とする。
（1）受変電設備	・ 構内引込柱より受電設備まで低圧ケーブルを敷設する。
（2）屋外幹線設備	・ 上記受変電設備より園内各施設に電灯、電力用電源を地中ケーブル方式にて配電する。
（3）放送設備	・ 屋外スピーカーはポール取付形とする。
（4）園内外灯設備	・ 保安上から園内主要園路、広場等に外灯を設置する。照度は安全面の担保や利用面を考慮し、照度基準に準じる。灯具形状はポール型（H=5.0m）とし、光源はLEDとする。 ・ 外灯の点滅はタイマーによる自動点滅と、手動操作（キュービクル内）の併用とする。

【植栽計画】

藤塚地区：**良好な自然環境を保全する**

【特徴的な樹種】

ケヤキ

オオシマザクラ

5 基本計画図の作成

全体図と各施設地区の基本計画図及び完成イメージパースを示す。

海岸公園　基本計画図　約551.2ha

海岸公園　完成イメージパース　約551.2ha

蒲生地区　被災前

【主な整備内容】

- 野球場４面の配置（プレイヤーにとっての適正配置≒北～南向き）とし、公認規模を確保する。ソフトボール場2面は、北入口側に配置替えし、機能集約を図る。
- 歩行者用の主園路機能を貞山運河側に再配置する。帯状の広場スペースと一体的に魅力づくりを高める。（花等による修景）
- 園地中央部には、緩やかな地形起伏と避難スペースを持つ避難の丘（T.P.+10m）を整備するとともに、二次避難の際のヘリコプター離着陸スペースを確保する。
- 地区の南側には、多目的スペースを確保し、誰でも憩える芝生広場を新たに確保する。
- テニスコート10面は西側に配置し、クラブハウスとの一体性を持たせる。
- 駐車場を西側に施設ごとに配置することにより、利便性を高めるとともに、歩行者動線との分離を図る。

蒲生地区　基本計画平面図　約17ha

主な導入施設

種類	名称	仕様	規模	備考
防災施設	避難の丘		2,100㎡	避難面積（上底部）
	ヘリコプター離着陸スペース		40m×40m	二次避難として活用
運動施設	野球場		4面	
	ソフトボール場		2面	
	テニスコート		10面	
親水施設	親水護岸		1式	
	カヌー係留所		1式	
遊戯施設	大型遊具	複合施設	1式	
	大型遊具	大滑り台	1式	
建築物	クラブハウス		1式	蒲生地区の総合案内機能含む
植栽	高木	ｸﾛｶﾞﾈﾓﾁ、ﾍﾞﾆｶﾅﾒﾓﾁ、ﾕｽﾞﾘﾊ、ｹﾔｷ、ｺﾌﾞｼ、ﾔﾏﾓﾓ　など	—	
	低木	ﾂﾂｼﾞ 、ｻｻﾞﾝｶ　など	—	
その他	駐車場	アスファルト舗装	393台	芝生広場臨時駐車用600台

蒲生地区　基本計画断面図

AA 断面図

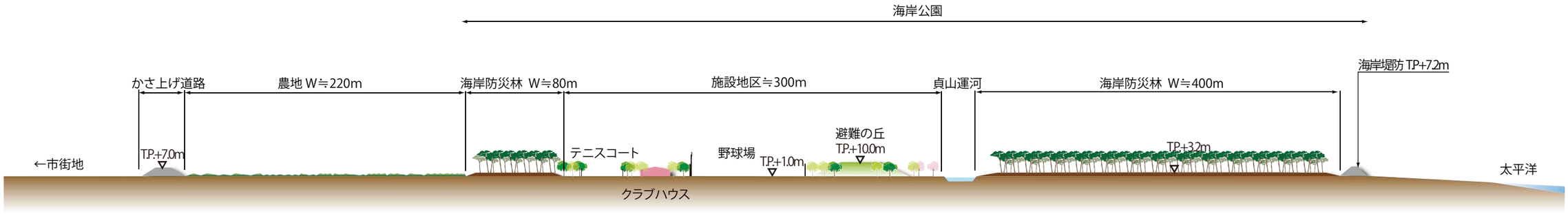

BB 断面図

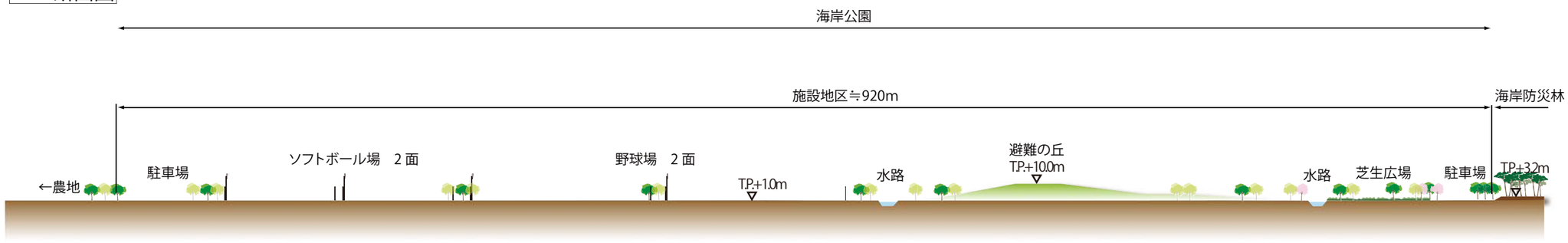

蒲生地区　完成イメージパース

荒浜地区　被災前

【主な整備内容】

- 貞山運河の海側には、センターハウスを整備する。貞山運河沿いは、親水護岸や広場と一体的に水辺レクリエーションの拠点性を確保する。
- 運動広場の西側には、避難の丘(T.P.+10m)を整備するとともに、二次避難の際のヘリコプター離着陸スペースを確保する。
- 被災前23ホールあったパークゴルフ場は、従前の計画どおり27ホール整備する。
- 北側には、運動広場を整備し、多目的な利用を図る。
- 駐車場を拡大する。

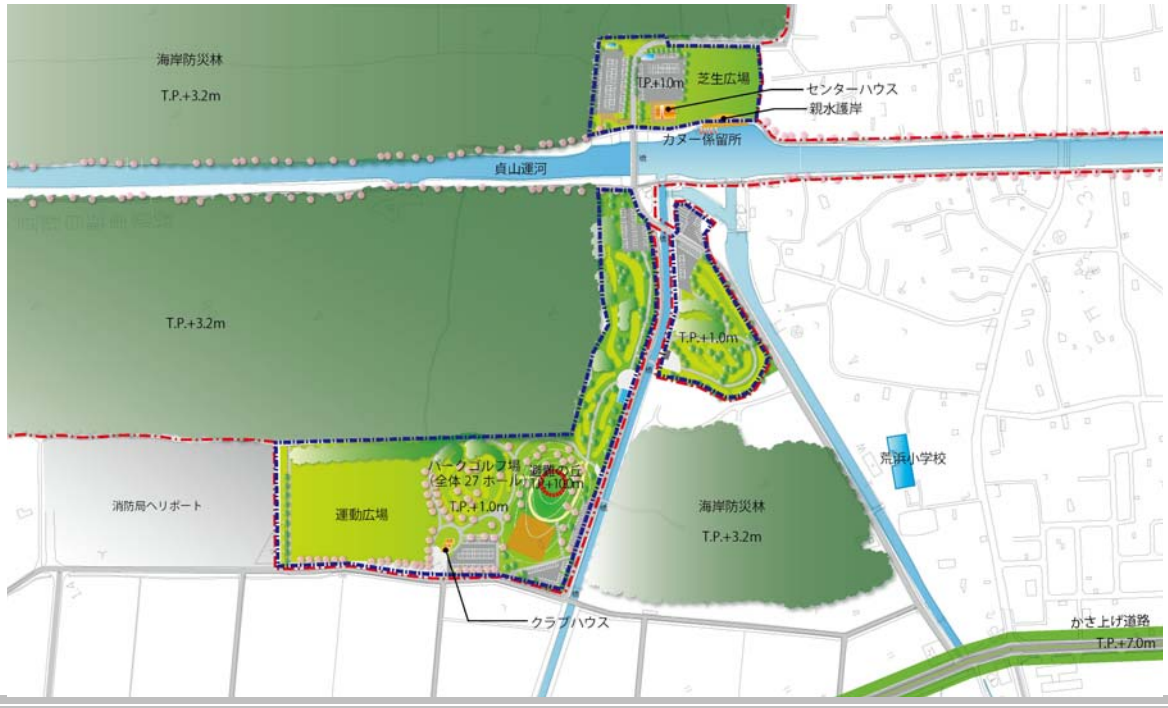

荒浜地区　基本計画図　約9ha

主な導入施設

種類	名称	仕様	規模	備考
防災施設	避難の丘		420㎡	避難面積（上底部）
	ヘリコプター離着陸スペース		40m×40m	二次避難として活用
運動施設	パークゴルフ場		27ホール	
	運動広場		16,000㎡	
親水施設	親水護岸		1式	
	カヌー係留所		1式	
建築物	クラブハウス		1式	
	センターハウス		1式	荒浜地区の総合案内機能含む
植栽	高木	ｵｵｼﾏｻﾞｸﾗ、ｳﾒ、ｷｮｳﾁｸﾄｳ、ｻﾙｽﾍﾞﾘなど	—	
	低木	—	—	
その他	駐車場	アスファルト舗装	322台	

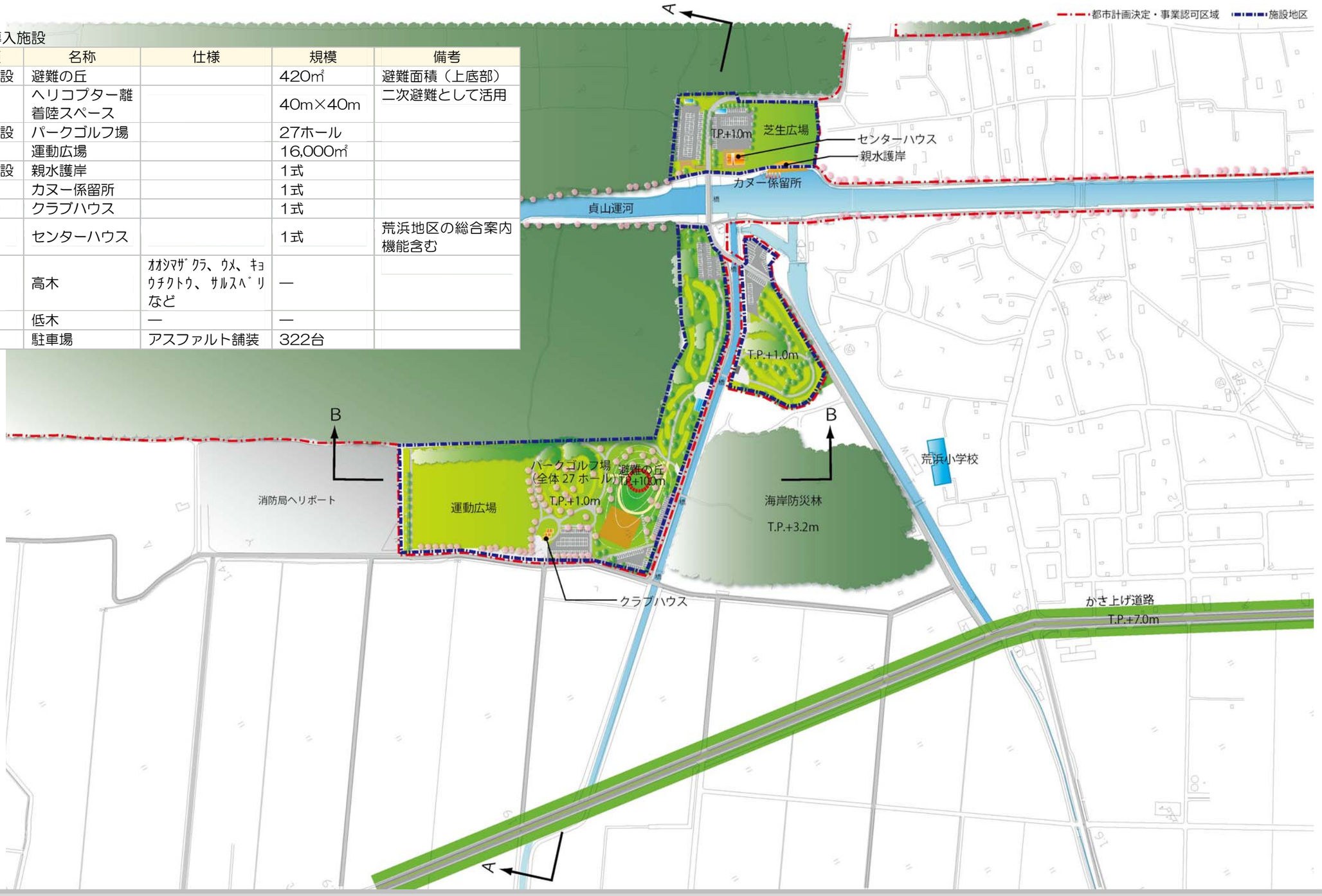

荒浜地区　基本計画断面図

AA 断面図

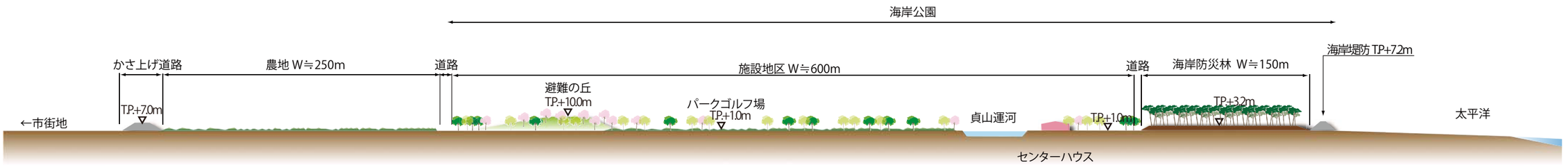

BB 断面図

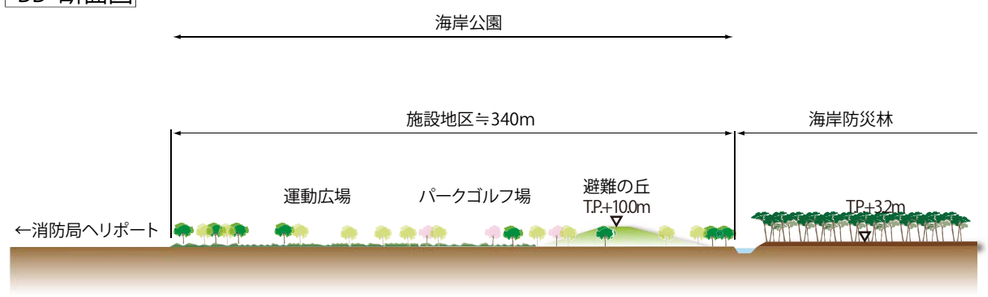

荒浜地区　完成イメージパース

井土地区　被災前

【主な整備内容】

- デイキャンプ場、馬術場等、西側の浸水した施設は従前の配置を活かしながら復旧する。
- 震災記憶の継承を表象する避難の丘（T.P.+15m）として高台部の面積を確保するとともに、二次避難の際のヘリコプター離着陸スペースを確保する。
- 高台地形を活かし、避難の丘は、展望機能を高める。花に囲まれた丘として、新たな名所づくりを目指す。
- 駐車場を拡大する。

井土地区　基本計画図　約10ha

主な導入施設

種類	名称	仕様	規模	備考
防災施設	避難の丘		2,120㎡	避難面積（上底部）
	ヘリコプター離着陸スペース		40m×40m	二次避難として活用
運動施設	馬術場		9,000㎡	
レクリエーション施設	デイキャンプ場		4,500㎡	
	大型遊具広場			
	冒険遊び場			
	幼児遊具広場			
親水施設	カヌー係留所		1式	
建築物	管理棟		1式	井土地区の総合案内機能含む
植栽	高木	ｲﾁｮｳ、ｹﾔｷ、ﾓﾐｼﾞ、ﾗｸｳｼｮｳ　など	—	
	低木	—	—	
その他	駐車場	アスファルト舗装	281台	

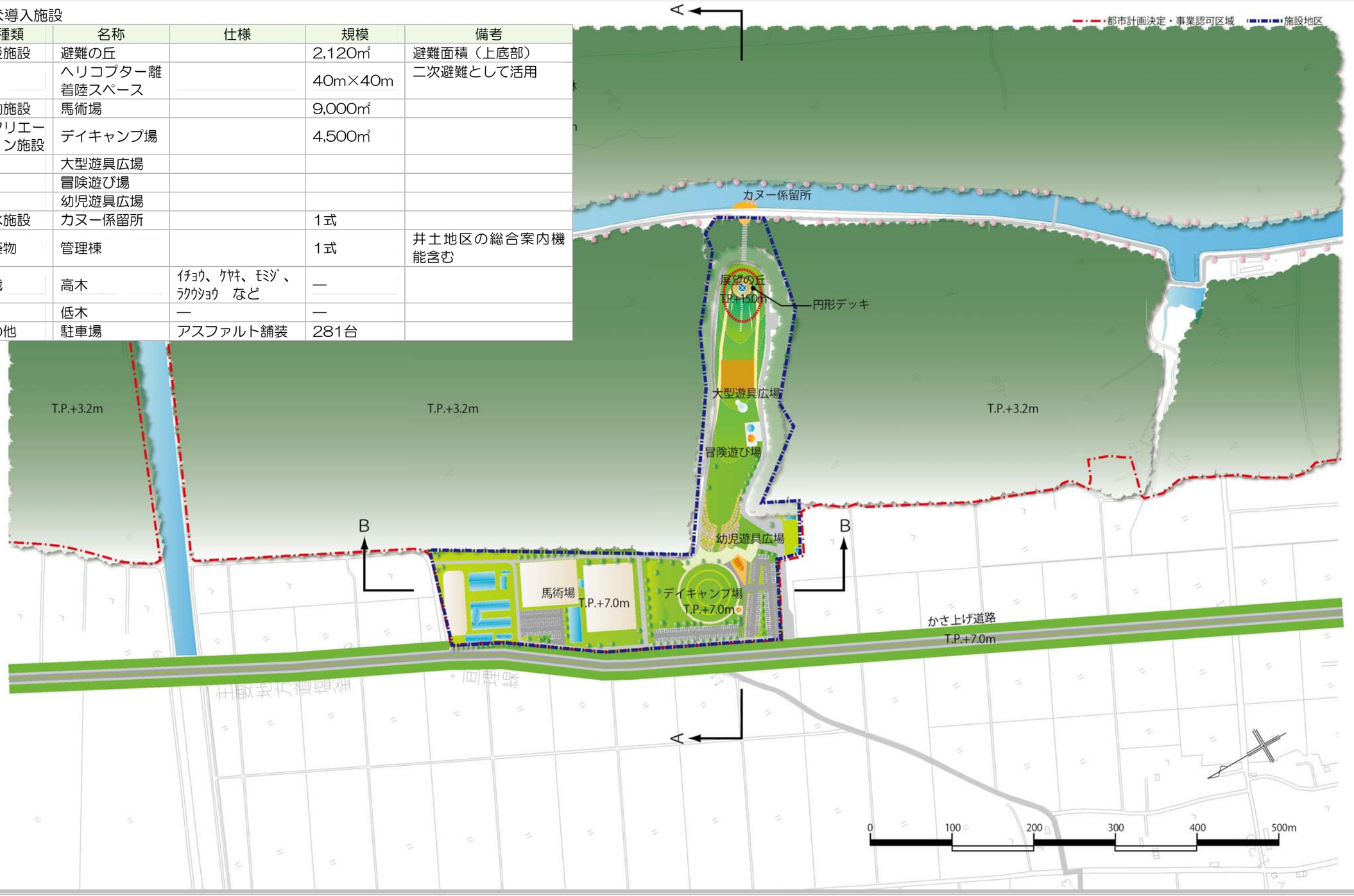

井土地区　基本計画断面図

AA 断面図

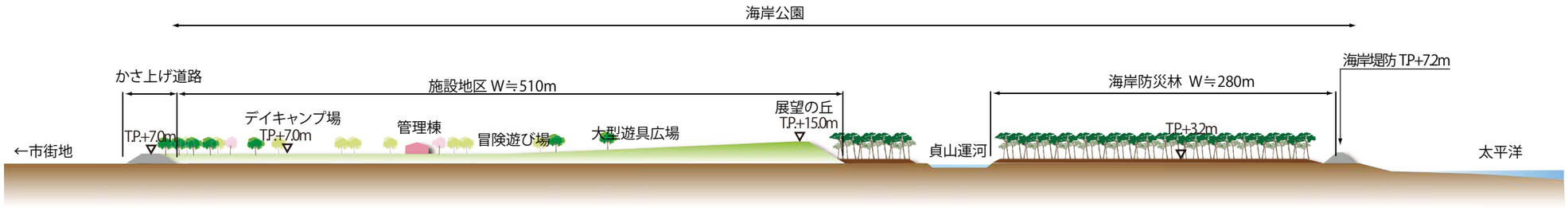

BB 断面図

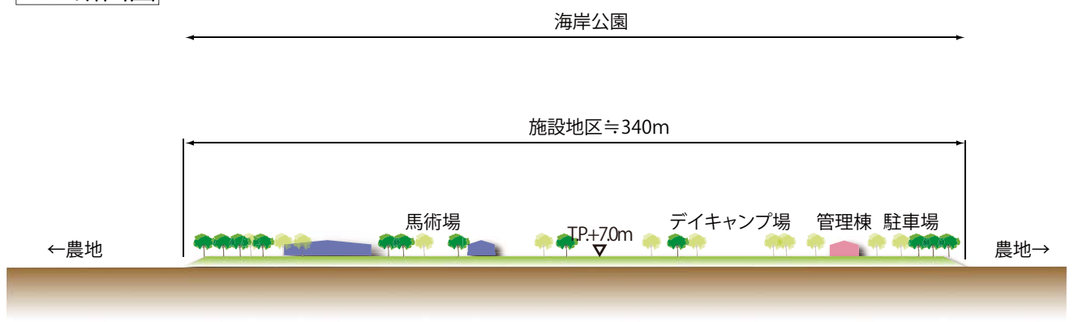

井土地区　完成イメージパース

藤塚地区　被災前

【主な整備内容】

- 広場スペースと一体的に避難の丘(T.P.+15m)と休憩所を整備し、安全性を確保する。(干潟等の景観スポット・インフォメーション機能を含む)
- サイクルステーションの整備等、サイクリングコースのターミナル機能を確保する。
- 井土浦の干潟の回復をはじめ、貞山運河、名取川の水の結節点としての魅力づくり、利活用の促進を目指す。
- 自然観察や環境学習機能を有する施設の設置等を検討する。

藤塚地区　基本計画図　約1.5ha

主な導入施設

種類	名称	仕様	規模	備考
防災施設	避難の丘		100㎡	避難面積（上底部）
レクリエーション施設	休憩所	四阿	25㎡	
親水施設	カヌー係留所		1式	
建築物	サイクルステーション		50㎡	
植栽	高木	ｳﾊﾞﾒｶﾞｼ、ｵｵﾑﾗｻｷﾞｸﾗ、ﾈﾑﾉｷ　など	—	
	低木	—	—	
その他	駐車場	アスファルト舗装	30台	

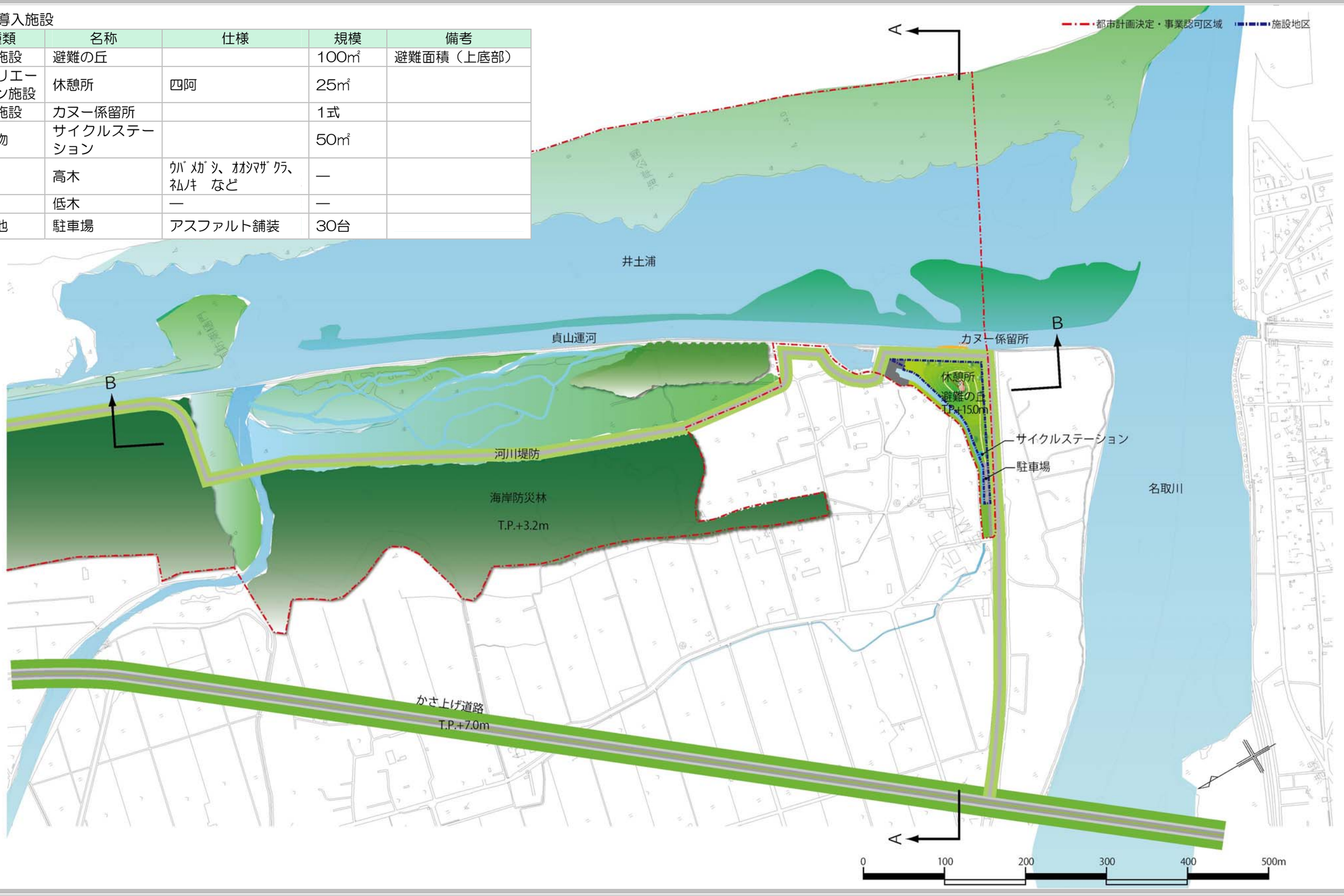

藤塚地区　基本計画断面図

AA 断面図

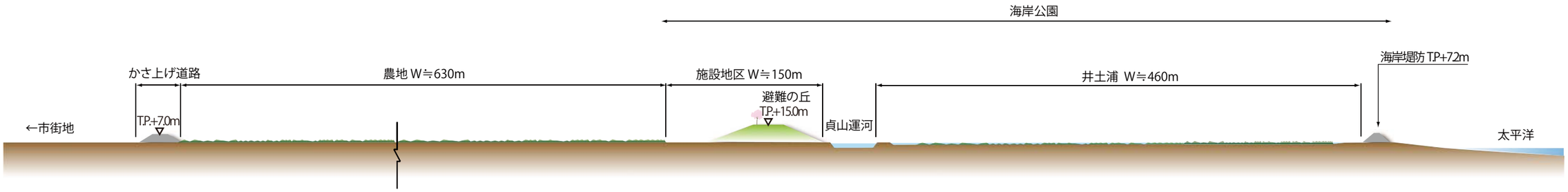

BB 断面図

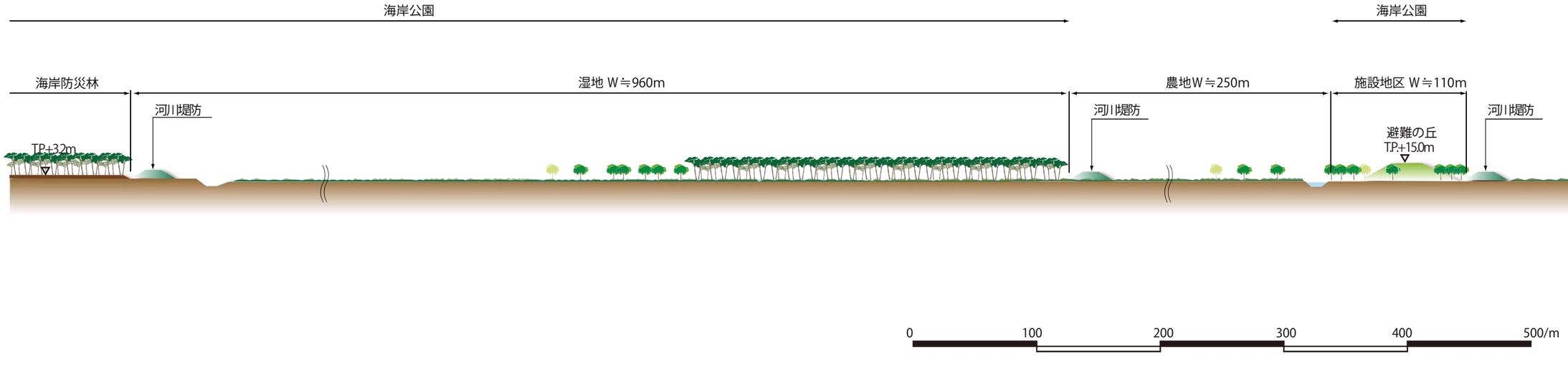

藤塚地区　完成イメージパース

6 公園の活性化手法の検討

(1) 海岸公園の活性化に向けて

本計画が策定された後の平成26年度以降は、海岸公園の早期開園を目指し、被災した施設の復旧、防災機能の追加を先行して実施していく。

しかしながら、海岸公園を復興のシンボルとなる公園として確立していくためには、被災した施設を復旧させるだけではなく、公園として継続的に活性化させていく必要がある。

また、海岸公園は仙台市唯一の広域公園として、震災前より30年以上かけて、計画・設計・整備が進められてきたことを踏まえ、今後も長い年月をかけ熟度を上げていくことが求められる。

これらの必要性に基づき、次頁以降に、海岸公園が世代を超えた市民の手によって作られる魅力ある公園となることを目指すべく、活性化に向けた仕組みづくりについての検討を示す。

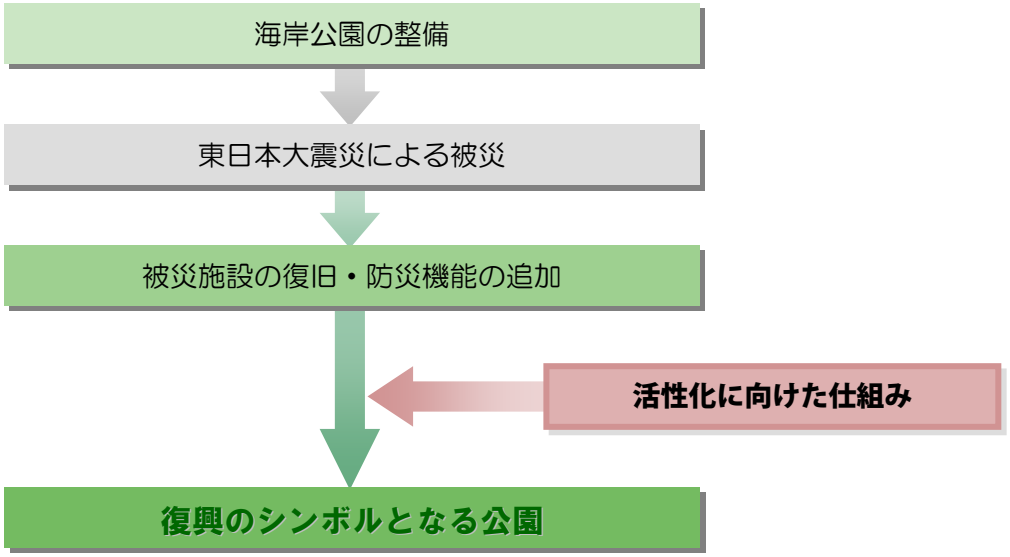

(2) 活性化システム

海岸公園の活性化に向けた仕組みを「活性化システム」として、復興のシンボルとなる海岸公園の再生・活性化を「環境再生」「魅力づくり」「賑わいづくり」「防災（安全・安心）づくり」「継続・支援」の5つのシステムから検討する。これらのシステムは相互に連携し、効果を発揮することが期待される。

また、仙台市建設局が進める「ふるさとの杜再生プロジェクト」による市民参加の取組みを、積極的に取り入れていくこととする。

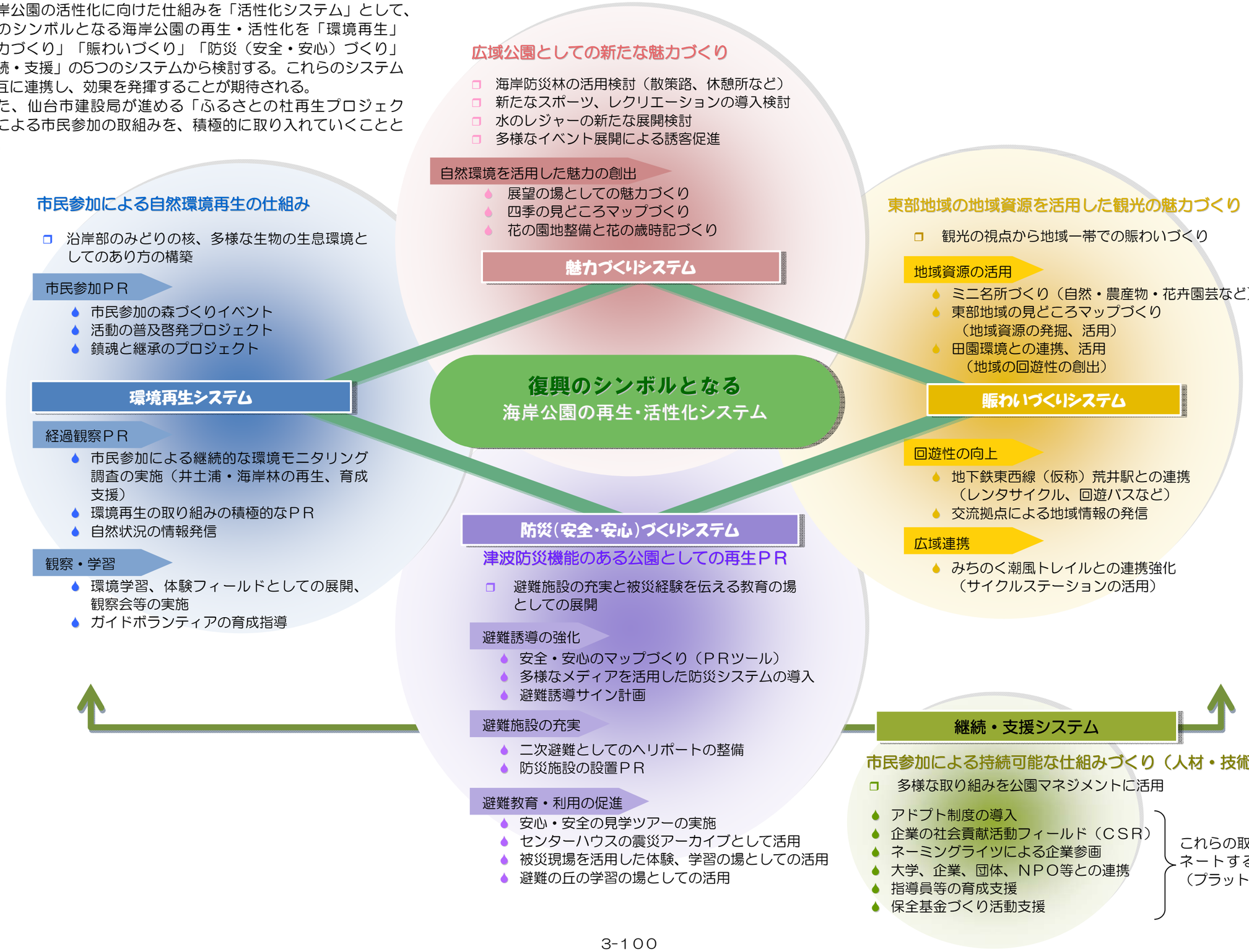

(3) 活性化展開例

海岸公園の活性化を図るために、従来機能の確保を基本として、前述の活性化システムを推進させながら、新たに付加できる方策の可能性について検討が必要となる。下記以降に、活性化に向けて新たに付加する展開例を示す。今後、市民ニーズやコスト面等の検証を行いつつ、導入施設や規模について検討することとする。

【展開方針からの活性化に向けた展開例】

地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用

- カヌーステーション：親水ステーション　情報提供（避難等）
- レガッタの練習場
- 貞山運河沿いのサクラ並木
- 干潟の定期的な観察会・定点観測（ネイチャーデッキ）
- 緑の植樹と持続的な育成管理
- 地元小学生の参画
- 観察経緯を内外に発信
- 環境教育
- 苗木の販売等イベント実施による PR、資金収集

津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり

- お茶処兼休憩所（防災備蓄ステーション）
- センターハウスのアーカイブ施設活用
- 防災教育、防災訓練の実施

交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による

- トロッコ電車（樹木の管理用含む）
- 草すべり（人工芝）
- 林間（疎林広場）ディスクゴルフ
- キャンドルナイト
- 避難の丘の花の修景
- お茶処兼休憩所（防災備蓄ステーション）
- 農家レストラン
- 水遊び場、親水池
- 湿性花園
- 展望デッキ（避難タワー）デザイン
- 気球
- 馬車
- スタンプラリー
- 花暦マップ
- レンタサイクル
- 循環バス

地域特有の自然環境・海浜景観の再生や資源の利活用

カヌーステーション：親水ステーション　情報提供（避難等）

○目的・効果：貞山運河のカヌー利用と一体的に、市内学校、企業等のレガッタ練習場としての利用促進。水辺利用、賑わいづくりの一貫。
○展開場所　：荒浜地区の親水ステーションを拠点
○整備内容　：艇庫等の整備

貞山運河沿いのサクラ並木

○目的･効果：貞山運河沿いにサクラ並木を配置し、線状に彩りを演出。園内動線の利用促進。
○展開場所　：貞山運河、サイクリングロード沿い

サイクリングロードと
桜並木のイメージ

市民参加型の緑の育成管理プロジェクト

○目的･効果：海岸部の杜の再生を市民参加型で実施。植樹から育成管理に繋げるプログラムを展開。体験や環境学習等の楽しみを加える。多様な森づくりと持続性のある管理システムづくりを目的。
○展開場所　：海岸防災林や施設地区エリア。

避難の丘　市民参加の「花の丘」プロジェクト

○目的･効果：海岸公園再生イベントして花の丘づくりを市民参加で実施。丘整備による安全性のＰＲ、周知を目的。
○展開場所　：避難の丘にて適時実施。花のテーマ性を設定。

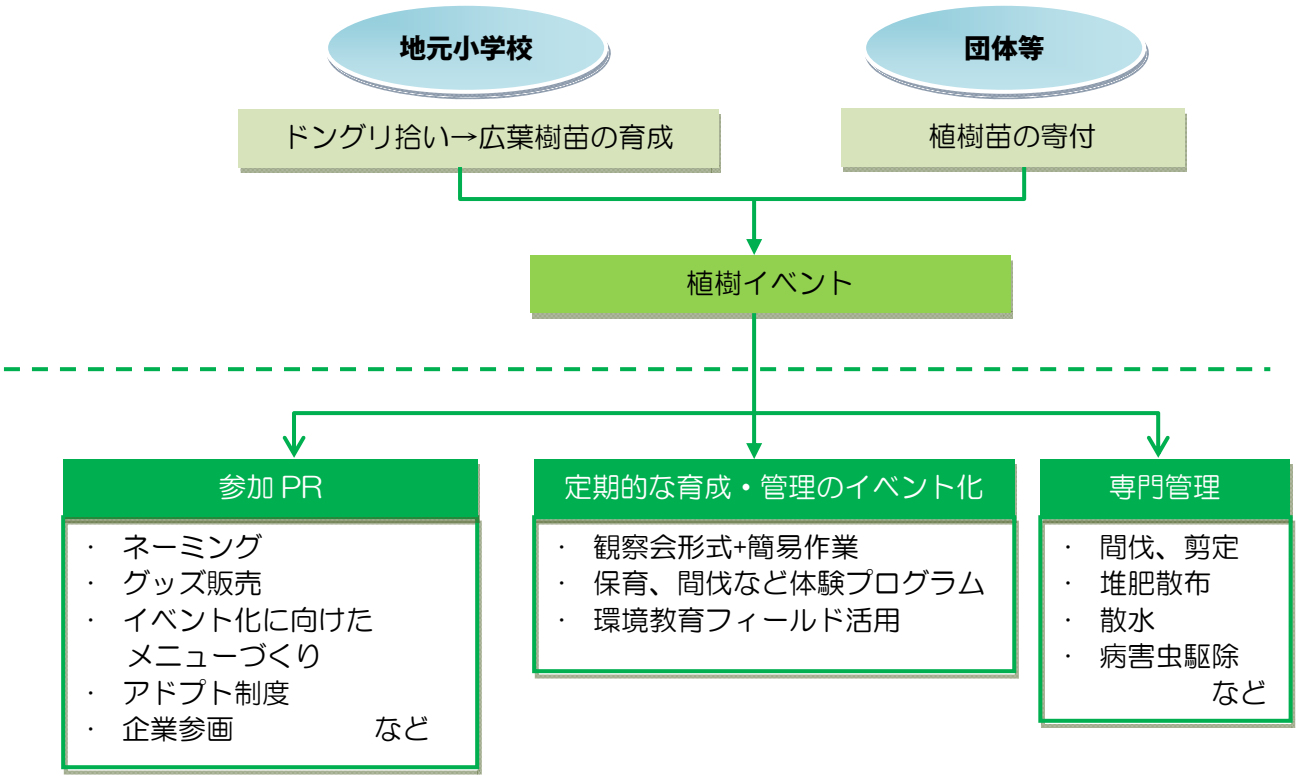

図　市民参加による植樹イベントから植栽管理への展開

津波防災を啓発する海辺の防災モデルとなる公園づくり

♦ センターハウスのアーカイブ施設活用

○目的・効果：震災の記憶、周辺地域の生活を伝える場所として活用。
○展開場所　：荒浜地区センターハウス
○整備内容　：展示スペース確保

ギャラリー展示イメージ

♦ 防災備蓄ステーション

○目的･効果：災害に備えた防災備蓄倉庫や防災パーゴラ等を導入、防災機能の強化を図る。
○展開場所　：各施設地区
○整備内容　：防災備蓄倉庫、防災パーゴラ等の導入

交流をつくる施設の整備と新たな機能の導入による賑わいづくり

トロッコ電車

○目的・効果：施設地区間移動の遊び感覚、参加･体験型施設として活用、自然観察利用や台車等の牽引により林地管理用としての活用も利点。
○展開場所　：貞山運河沿い及び林間

草すべり（避難の丘斜面利用、人工芝）

○目的･効果：避難の丘の斜面利用。大きな構造物を伴わず、すべり台より安価である。景観上の圧迫感も少ない。
○展開場所　：蒲生地区避難の丘、緩斜面部を子供の遊び場利用

井土展望デッキ

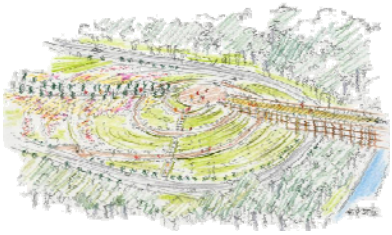

○目的･効果：避難の丘としての機能をはじめ、メモリアル機能や眺望機能の優位性を活かしシンボル性のある展望デッキ空間を創出する。また、井土地区と海側、貞山運河側とのアクセス性を確保する張り出しデッキを整備、避難機能を確保する。
○展開場所　：井土地区冒険広場高台

水辺ミュージアム

○目的･効果：水辺の観察をテーマとした展開フィールド、井土浦の自然観察フィールドンの入門編。貞山運河の水域環境、生き物など水辺生態形の学習などを観察、情報発信する。（又は水生植物、残存した植生など湿性花園として展開）
○展開場所　：貞山運河沿い、荒浜芝生広場周辺

スタンプラリー

○目的･効果：東部地域の回遊性を高めるため、スタンプラリーという遊びツールを導入。合わせて魅力スポットの設定と PR を実施。
○展開場所　：東部地域

7 整備年次計画の概略検討

計画から設計、運営管理までの年次概略検討を示す。

設計・計画・・・平成26年度を目途に、4地区全ての実施設計を作成する。かさ上げ道路や井土地区の農業用排水路整備、県が実施する貞山運河事業等との調整を要す。

財源確保・・・・主な財源は、国土交通省の災害復旧事業（被災施設の原形復旧）、復興庁の東日本大震災復興交付金（避難の丘等）となる。新たに施設を整備する場合は、社会資本整備総合交付金を活用する。復興交付金の申請期間や整備スケジュールに合わせた災害査定の調整が必要となる。

工　事・・・・・各地区の他事業との関連や優先順位をつけた段階的整備となる。

管理・運営・・・計画・工事段階から市民の参画を目指す。

表 3-7-1　整備年次計画

工事項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画・設計	基本計画					
	基本設計					
	実施設計					
財源確保	災害復旧事業 災害査定		査定後3年内に整備			
	東日本大震災 復興交付金申請			終了予定		
	社会資本整備 総合交付金					
工事	基盤整備		蒲生地区・荒浜地区	井土地区・藤塚地区		
	施設整備		蒲生地区・荒浜地区	井土地区・藤塚地区		
	植栽整備		蒲生地区・荒浜地区	井土地区・藤塚地区		
運営・管理	管理手法の 検討・決定					
	管理団体の 選定					
	継続的現地 調査の実施					

8 管理運営計画の概略検討

(1) 管理運営方針の検討

公園の魅力づくり、賑わい・交流づくり、活性化に向けては、管理運営手法の充実が求められる。一般的な維持管理を主体とした公園管理では、本公園の魅力発揮が期待されず、適切な管理運営手法の導入が必要となる。

近年では、公園指定管理者制度の導入により、運営と一体的な管理手法により成果を挙げている事例も多く見られるなど、パークマネジメント的な手法の需要も高まっている。魅力づくりと一体的に公益性と収益性のバランスのある公園づくりも本公園においては展開可能な方向性と考えられる。

特に、本公園では防災機能の確保も求められ、災害時対応を含めた運営手法が求められるなど、総合的な運営を担う管理運営主体が必要となる。

【公園活性化に向けての運営・維持管理手法のあり方】

本公園は、スポーツ利用などの目的型利用者に限らず、子供から高齢者まで、人々の日常的利用が大いに期待される場所であり、安全管理面を含め、運営を支える常駐管理者の存在が必要と考えられる。公園施設や自然資源の魅力を引き出し、伝えるためにも、運営ソフトの充実とともに、その運営を担う管理者による魅力形成の必要性が期待される。加えて、継続利用に向けて、立ち寄り型利用者からリピーター型の利用誘導を展開するために、魅力づくり・交流・賑わいづくり・サポーターづくりの仕組みづくりの検討が望まれる。

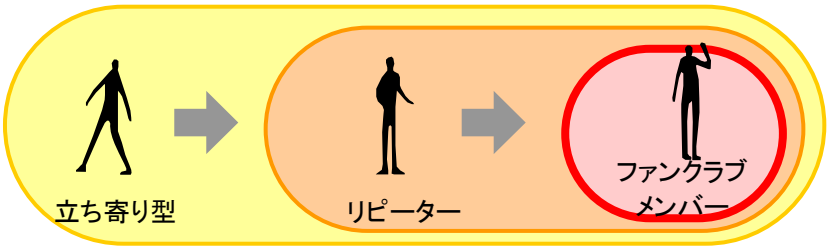

図 3-8-1　利用誘導の展開イメージ

(2) 管理運営計画の検討項目

管理運営計画について、以下の3つの視点から検討項目を挙げる。

◎安全管理　→利用者の安全性確保に向けて
・ こどもの遊び場環境の安全性確保
・ 園地内の見通しや防犯
・ 定期点検等実施と日常時の点検
・ 衛生管理等

◎維持管理　→スポーツ施設管理、園地・広場管理、林地管理、駐車場管理など園地の快適性に向けて
・ 施設の日常点検、日常清掃など
・ 園地、広場、施設等の保安管理
・ 既存樹木の保全管理
・ 林地、草地管理では、生物多様性に配慮した管理手法
・ 花の園地づくり

◎運営管理　→利用促進・活性化に係る運営プログラムづくりに向けて
（クラブハウス等を拠点とした展開として、園内利用に係る情報発信機能を高める）
・ スポーツ施設等利用受付
・ スポーツ教室等の開催
・ 年間プログラムづくり・運営、イベントづくり（子供から高齢者までを対象とした通年利用プログラムやイベント実施）
・ 利用指導、あそび指導、健康づくり指導
・ ボランティアの受け入れ、調整、情報提供
・ 防災関連施設の普及・啓発利用
・ 駐車場管理：有料システムの導入検討
・ 物販、軽飲食事業の展開の可能性検討